

第 7 回臨時会

平成30年11月13日開会

平成30年11月13日閉会

第 8 回定例会

平成30年12月 5 日開会

平成30年12月18日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

— 目 次 —

◎第7回臨時会

○11月13日

| | | |
|------|------------------------------|----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 3 |
| 日程第2 | 会期決定の件について | 3 |
| 日程第3 | 議案第73号から第74号までの2議案一括上程 | 4 |
| 日程第4 | 質疑 | 7 |
| 日程第5 | 討論・採決 | 23 |

付議事件及び審議結果一覧

| 付 議 議 会 | 議 案 番 号 | 件 名 | 結 果 | 年 月 日 |
|--------------------------|---------|--|------|--------|
| 平成30年 第7回臨時会 (11月) | 議案第73号 | 平成30年度三股町一般会計補正予算 (第4号) | 原案可決 | 11月13日 |
| 〃 | 議案第74号 | 工事請負契約の締結について(平成 30年度三股町中央テニスコート増設 本体工事) | 原案可決 | 11月13日 |

◎第8回定例会

○12月5日(第1号)

| | | |
|------|--|----|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 29 |
| 日程第2 | 会期決定の件について | 29 |
| 日程第3 | 議案第75号から議案第88号までの14議案、報告1件及び陳情1件一括 上程 | 30 |

○12月7日(第2号)

| | | |
|------|------------------|----|
| 日程第1 | 一般質問 | 38 |
| | 11番 池田 克子君 | 38 |
| | 4番 福田 新一君 | 54 |
| | 2番 森 正太郎君 | 70 |
| | 10番 重久 邦仁君 | 90 |

○12月10日（第3号）

| | | |
|------|------------|-----|
| 日程第1 | 一般質問 | 98 |
| | 7番 内村 立吉君 | 98 |
| | 3番 楠原 更三君 | 107 |
| | 12番 山中 則夫君 | 127 |
| | 1番 新坂 哲雄君 | 139 |

○12月11日（第4号）

| | | |
|------|---------|-----|
| 日程第1 | 総括質疑 | 146 |
| 日程第2 | 常任委員会付託 | 152 |

○12月18日（第5号）

| | | |
|--------|----------------------------|-----|
| 日程第1 | 常任委員長報告 | 156 |
| 日程第2 | 質疑（議案第75号から第88号及び陳情第1号） | 161 |
| 日程第3 | 討論・採決（議案第75号から第88号及び陳情第1号） | 162 |
| 追加日程第1 | 意見書（案）第4号上程 | 170 |
| 追加日程第2 | 意見書（案）第4号の質疑・討論・採決 | 170 |
| 日程第4 | 常任委員会の視察研修報告 | 171 |
| 日程第5 | 議員派遣について | 172 |

付議事件及び審議結果一覧

| 付議議会 | 議案番号 | 件名 | 結果 | 年月日 |
|--------------------------|--------|------------------------------|----------|--------|
| 平成30年 第8回定例会 (12月) | 議案第75号 | 三股町課設置条例の一部を改正する条例 | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第76号 | 三股町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第77号 | 三股町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例 | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第78号 | 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 原案 可決 | 12月18日 |

| 付議議会 | 議案番号 | 件名 | 結果 | 年月日 |
|--------------------------|-------------|--|----------|--------|
| 平成30年 第8回定例会 (12月) | 議案第79号 | 町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例 | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第80号 | 平成30年度三股町一般会計補正予算(第5号) | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第81号 | 平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第82号 | 平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第2号) | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第83号 | 平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算(第3号) | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第84号 | 平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号) | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第85号 | 平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第86号 | 財産の取得について | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第87号 | 財産の無償譲渡について | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 議案第88号 | 財産の無償貸付について | 原案 可決 | 12月18日 |
| 〃 | 陳情第1号 | 介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出することを求める陳情書 | 原採 案択 | 12月18日 |
| 〃 | 報告第8号 | 専決処分の報告(損害賠償額の決定及び和解について) | | |
| 〃 | 意見書案 第4号 | 介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書(案) | 原案 可決 | 12月18日 |

一 般 質 問

| 発言 順位 | 質問者 | 質問事項 | 質問の 要 旨 | 質問の相手 |
|----------|-------|------------------------|---|-------|
| 1 | 池田 克子 | 1 子ども・子育ての施策について | 平成27年3月に策定された、「子ども・子育て支援事業計画」の中の放課後子ども総合プラン（P59）の推進状況を各項目事に問う。 | 町 長 |
| | | 2 障がい者福祉について | 1 町民全般にヘルプマークやヘルプカードの意義をどのように周知させているか問う。 2 啓発ポスターの設置で広報に力を入れるべきではないか問う。 3 各事業者への協力体制はとられているか問う。 | 町 長 |
| 2 | 福田 新一 | 1 清流園の実状について | 1 基本協定調印式（10/22）後の譲渡先の動き 2 基本協定調印式（10/22）後の清流園入居者、職員の様態 3 清流園の民間譲渡に至る背景 | 町 長 |
| | | 2 上米公園入口の信号機設置について | 1 最近5年間の交通事故発生状況（救急車の出動状況） 2 充実しつつある総合公園入口としての信号機設置の緊急性、必要性 3 事故につながる環境分析（車の往来増加、カーブ、坂） | 町 長 |
| | | 3 建国大学野球合宿について | 1 3年連続の本町合宿に対する受入れ態勢。 （歓迎セレモニー計画） 2 本町と韓国ソウル市の友好関係の促進 （野球を通して商工観光の交流発展） | 町 長 |
| | | 4 役場のトイレについて | 役場内の和式、洋式トイレの現状と今後の計画 | 町 長 |
| | | 5 スポーツ・レクリエーション系施設について | 1 現況調査よりPDCAサイクルマネジメント検証 ① 多目的スポーツセンター使用予約のフレキシブルな対応 ② ボルタリング施設の見直し | 教育長 |

| | | | | |
|--------------------------------------|---|----------------------|---|-----|
| 3 | 森 正太郎 | 1 放課後児童クラブについて | 1 待機児童の有無を問う。 2 梶山、長田児童クラブ以外での高学年受入れは行わないか。 | 町 長 |
| | | 2 重度心身障害者医療費助成制度について | 現在、三ヶ月後の償還払いになっているが、現物支給にできないか。 | 町 長 |
| | | 3 多様性を認め合うまちづくりについて | 1 国会議員による「LGBT」は『生産性』がない旨の発言についてどのように考えるか。 2 性的少数者（マイノリティ）の割合は、全人口の4～5%ないし7.6%といわれているが、三股町の性的少数者関連施策を問う。 | 町 長 |
| | | | 3 現在、小学校でLGBT教育を行っているか。また行わないか。 | 教育長 |
| | | | 4 性的少数者関連施策について、展開する考えはないか。 例) ・ レインボーフラッグの掲出 ・ 多目的トイレの増設および表記の工夫 ・ 混合名簿の導入 ・ 性的少数者支援プロジェクトチームの設置 ・ 相談窓口の設置 ・ 職員研修 | 町 長 |
| 4 在宅高齢者福祉サービスについて（寝たきり老人等介護手当支給サービス） | 現在、在宅で寝たきり老人、認知症高齢者及び重度心身障害者（児）の方を介護されている家族に対して、介護手当が支給されているが、介護保険特別会計の任意事業から外れ、一般会計で措置されることになったが、来年度以降もサービスの継続を考えているか。 | 町 長 | | |

| | | | | |
|---|-------|--------------------------|--|----|
| 4 | 重久 邦仁 | 1 三股町衛生センター施設整備に関する事について | <p>1 三股町衛生センター施設整備検討委員会答申について下記の附帯意見の検討・結果を問う。</p> <p>① 建設場所について、地元住民の理解が得られるよう十分な説明を行って頂きたい。</p> <p>② 処理方式について町の財政負担を減らせるよう維持管理の削減。補助金の活用等を検討して決定していただきたい。</p> | 町長 |
| | | 2 本施設周辺の環境整備について | 今市橋周辺は、雑草が繁茂し都市側の河川整備状況と対比される。川辺周辺を環境整備事業に取組んではどうか。 | 町長 |
| 5 | 内村 立吉 | 1 給食センターについて | <p>1 第13回全国学校給食甲子園に三股町学校給食センターの献立が県代表として参加。九州沖縄ブロックで上位入賞について伺う。</p> <p>① 内容の中でどのように受け止められているか。</p> <p>② 地元の食材を使った献立を考案。今後も地産・地消の献立をとということについて伺う。</p> <p>2 給食数、金額について</p> <p>3 給食の完食、強要について。</p> <p>4 給食センターは、平成3年度より運営を開始して27年が経過している。設備の老朽化や能力低下の問題がある。</p> <p>① 施設の構造的な問題であるため対応策を長期的に検討、計画があることについて伺う。</p> <p>② 五本松団地跡地と給食センターを併用して考えることはできないか。</p> | 町長 |
| | | 2 農業について | <p>1 畜産農家の粗飼料確保について</p> <p>2 第10回宮崎県肉畜共進会(肉牛枝肉の部)</p> <p>① 平成29年度と比較しての成績</p> <p>② 総評</p> | 町長 |

| | | | | |
|---|-------|--------------------|---|-----|
| 6 | 楠原 更三 | 1 三股の特性について | <ul style="list-style-type: none"> 1 先人の偉業を学ぶ環境整備の現状及び今後について 2 民俗芸能発表の感想と今後について 3 山形県町村会の視察研修を受けて | 町 長 |
| | | 2 長田峡について | <ul style="list-style-type: none"> 1 観光地としての整備について 2 成因の説明板設置について | 町 長 |
| | | 3 史跡整備について | <ul style="list-style-type: none"> 1 三股の西南戦争関連史跡の整備について 2 梶山城整備について | 教育長 |
| | | 4 エコフィールドについて | <ul style="list-style-type: none"> 1 当初の目的と学習の対象者 2 これまでの活用実態 3 今後の活用予定 | 町 長 |
| 7 | 山中 則夫 | 1 町政運営の諸課題の取組みについて | <ul style="list-style-type: none"> 1 山王原・仲町が発展する対策を何か考えているか。 2 補助事業の外部評価を行うべきではないか。 3 町文化会館の隣接地にスポーツ施設を。 4 町民の指導的立場の職員に意識・向上させる指導は。 | 町 長 |
| 8 | 新坂 哲雄 | 1 農業対策について | 遊休農地の解消のため、取得農地要件50a⇒30aに緩和変更できないか。(農家の要望) | 町 長 |
| | | 2 移動販売車について | 過疎、中山間地域へ買い物弱者、福祉生活支援、販売を考えてはどうか。 | 町 長 |
| | | 3 長田の河川水質について | 土地改良区(長田、梶山、樺山)の住民より苦情。上流より異物(産廃)対策について | 町 長 |

三股町告示第53号

平成30年第7回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成30年11月2日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成30年11月13日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

新坂 哲雄君

森 正太郎君

楠原 更三君

福田 新一君

池邊 美紀君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

○応招しなかった議員

議事日程

平成30年11月13日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第73号から第74号までの2議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第73号から第74号までの2議案一括上程
日程第4 質疑
日程第5 討論・採決
-

出席議員（12名）

- | | |
|------------|------------|
| 1番 新坂 哲雄君 | 2番 森 正太郎君 |
| 3番 楠原 更三君 | 4番 福田 新一君 |
| 5番 池邊 美紀君 | 6番 堀内 義郎君 |
| 7番 内村 立吉君 | 8番 福永 廣文君 |
| 9番 指宿 秋廣君 | 10番 重久 邦仁君 |
| 11番 池田 克子君 | 12番 山中 則夫君 |
-

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 兒玉 秀二君

書記 矢部 明美君

書記 佐澤 やよい君

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|-------|---------|-----------|-------|--------|
| 町長 | ----- | 木佐貫 辰生君 | 副町長 | ----- | 西村 尚彦君 |
| 教育長 | ----- | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | ----- | 黒木 孝幸君 |
| 企画商工課長 | ----- | 西山 雄治君 | 税務財政課長 | ----- | 綿屋 良明君 |
| 町民保健課長 | ----- | 横田 耕二君 | 福祉課長 | ----- | 齊藤 美和君 |
| 農業振興課長 | ----- | 白尾 知之君 | 都市整備課長 | ----- | 上原 雅彦君 |
| 環境水道課長 | ----- | 西畑 博文君 | 教育課長補佐 | ----- | 恒吉 正昭君 |
| 会計課長 | ----- | 川野 浩君 | | | |

午前10時00分開会

- 議長（池邊 美紀君） ただいまから、平成30年度第7回三股町議会臨時会を開会します。
ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

- 議長（池邊 美紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番、堀内君、8番、福永君の2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

- 議長（池邊 美紀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕

- 議会運営委員長（楠原 更三君） おはようございます。議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る11月2日に委員会を開催し、本日招集されました平成30年第7回三股町議会臨時会の会期日程等について、協議をいたしました。

今期臨時会に提案されます議案は、平成30年度補正予算1件及び工事請負契約の締結につい

て1件の計2件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本臨時会の会期は、本日1日限りとし、提案される2議案については、委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提案される2議案については、委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決しました。

日程第3. 議案第73号から第74号までの2議案一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、議案第73号から議案第74号までの2議案を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

平成30年第7回三股町議会臨時会に上程いたしました各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第73号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第4号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、台風24号の災害に対する復旧事業のほか、学校空調機設置に伴う実施設計業務委託料に係る経費について、補正を行うものです。

歳入歳出予算の総額109億924万円に歳入歳出それぞれ1億742万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億1,666万円とするものです。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

分担金及び負担金は、小災害復旧負担金を増額補正するものです。

県支出金は、現年発生農地農業用施設災害復旧事業補助金を増額補正するものです。

繰入金は、財政調整基金からの繰入金を増額補正するものです。

町債は、災害復旧債を増額補正するものです。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

教育費は、三股町立学校空調機設置実施設計業務委託料を増額補正するものです。

災害復旧費は、耕地災害復旧事業などに伴う工事請負費を増額補正するものです。

次に、第2表地方債補正についてご説明申し上げます。

地方債補正については、現年度発生農地農林施設等災害復旧事業及び現年度発生農地農林施設等小災害復旧事業を追加するものです。

次に、議案第74号「工事請負契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、スポーツ振興くじ助成金を活用して、三股町中央テニスコートの増設工事を施行しようとするものです。

増設本体工事につきましては、特定建設工事共同企業体での参加を公募し、去る10月24日に条件付一般競争入札を実施し、落札者を決定したものであります。

入札の結果、井ノ上・国分特定建設工事共同企業体が7,174万3,320円で落札しましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、2議案の提案理由を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ここで、補足説明があれば許します。

教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 教育課より、議案第73号「平成30年度一般会計補正予算（第4号）」につきまして、補足説明をいたします。

まずは、9月議会におきまして暑さ対策、小中学校のエアコン設置につきまして、たくさんのご理解、ご支援をいただきまことにありがとうございました。

エアコン設置につきましては、リース方式やPFI方式など、各種の設置方法を比較、検討してきたところではありますが、秋の臨時国会の補正予算に盛り込まれました学校の緊急重点安全対策であります、冷房設備対応臨時特例交付金事業を活用するのが、本町の財政負担が一番少なく、かつ早期に事業に着手できると判断をいたしました。

そこで、本町の30年度補正予算に事業費を計上するために、早期に事業費を算出する必要があり、本日空調機設置実施設計業務委託料を補正予算案として計上するものでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、農業振興課より災害復旧事業につきまして、補足説明をさせていただきたいと思っております。

本日お配りしました補足資料説明をごらんいただきたいと思います。

まず、提案の理由でございますけれども、9月に発生しました台風24号による耕地災害の復旧事業におきまして、特に公共性の高い水路、農道の復旧を年度内に終えたいということから、工期を鑑み、今回の臨時議会に付議するものでございます。

事業量と事業費につきましては、11月1日現在で申し上げたいと思います。

まず、災害復旧事業でございますけれども、農地、水路、農道、合わせまして14カ所、総額7,630万円を見込んでおります。この歳出に際しましては、歳入として国庫補助金4,674万5,000円を見込んでいるところでございます。また、補助率につきましては50%から65%としているところでございます。

続きまして、小災害復旧事業でございます。

小災害復旧事業につきましては、農地、ため池、水路、農道、計15カ所でございます。総額700万円と見込んでおります。歳入につきましては、農地に対する個人負担額ということで90万円を見込んでいるところでございます。今回の災害事業の合計でございますが、農地、ため池、水路、農道、合わせまして29カ所、総額8,330万円を見込んでいるところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、議案第74号「工事請負契約の締結について」補足説明をいたします。

本案は、10月24日に三股町中央テニスコート増設本体工事の入札を実施いたしまして、落札者と工事請負契約を締結するために、議会の議決を求めるものであります。

入札の参加形態につきましては、2社で構成する特定建設工事共同企業体、いわゆるJVでの参加としたところでございます。代表者の主な資格といたしましては、三股町内に建設業法第5条第2項に定める本社を置くものであることと、平成28年度以降における町発注の土木工事について元請もしくは共同企業体における代表者としての施工実績を有するものであり、かつ平成30年度三股町建設業者等有資格者名簿の土木一式工事における等級がAランク、総合数値が800点以上の者であることというのをしております。構成員の主な資格としましては、三股町内に建設業法第5条第2項に定める本社を置くものであることと、平成30年度三股町建設業者等有資格者名簿の土木一式工事における等級がAクラス、総合数値が800点以上の者またはBクラス、総合数値680点以上の者であることとなっております。

資料のほうにありますように、資格を満たす4つの共同企業体が入札に参加し、その結果、予定価格7,396万9,000円に対しまして、落札価格7,174万3,320円、落札率

96.99%で、井ノ上・国分特定建設工事共同企業体が落札したところであります。
工期につきましては、平成31年の3月10日までとなっているところでございます。
以上、補足説明を終わります。

日程第4. 質疑

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、質疑を行います。

議案第73号から74号までの2議案を一括して質疑を行います。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は会議規則により、臨時会では同一議題につき1人5回以内となっております。ご協力方よろしくをお願いします。

質疑はありませんか。

指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 質疑を行いたいと思います。

議案第73号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてであります。

まず、今回、資料をいただきましたけれども、わかっていたなら事前に配ってほしかったというのが1点。それから、この中で、歳入は国庫補助になっています。ところが、こちら側の補正予算では県支出金、県補助金となっています。トンネルということであればそう説明してほしかったと思うのですが、そこがどうなっているかというのが1点。要望としては、できればこの29カ所ある災害復旧の箇所を、地図をプリントアウトして、例えばこれが1の災害復旧事業です、2の小災害復旧事業ですと。どこの辺にどれぐらい何があるのかというのがまるっきりわからない。数だけがわかるというふうになっているので、それについてお願いをしたいと思います。

もう一点、これは教育委員会にお聞きをいたします。エアコンのお金は大変いいことなのですが、なぜ2,412万1,000円というお金が出てきたのか。この算出基礎は何なのかということも、何もしないで附属資料も何もついていませんので、これについての説明方をお願いします。

以上、2点です。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今、ご指摘がありました災害復旧事業費につきまして、申し上げます。

歳入の国庫補助金につきましては、指宿議員がおっしゃったとおり、もともとの財源は国庫補助金でありまして、間接的に県を通じてきますので、予算上は県支出金ということで、トンネルということになります。

2点目ですけれども、災害の箇所につきましては、我々のほうで既に把握しておりますので、

早急にプリントアウトして持ってきてほしいというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 教育課、恒吉君。

○教育課長補佐（恒吉 正昭君） ご質問にお答えいたします。

設計委託料につきましては、10月17日に県のほうから当該交付金の情報がもたらされまして、それ以降こちらのほうで緊急に見積もりを業者に依頼しまして、算出したものです。委託料の中に、ランニングコスト低減の方策についても検討する形で、業者委託、見積り依頼をしておりますので、この金額になっております。

説明としては以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） これは要望でしたので、農業振興課長には、できればこれが事前に添付されちよって、きょうの附属資料には地図がついているというぐらいにご配慮いただけるとありがたい。聞きたかったのは、三股町としては要望したけれどもこれは認められませんでしたというところまでであると、まだそんなにいっぱいあるのかということもわかったのではないかなというふうに思いますので、お願いしておきます。

教育委員会の見積もりをこうしましたというのは、どういうふうにした結果こうなったというのがほぼわからないです。金額が一桁少なければ、200万ぐらいであればそうでしょうという話ですけれども、2,412万1,000円という結構な金額なので、もう少し明確なものが欲しかったなあというふうには思います。もちろん委託費の関係なので、三股町がどういうことで委託の中にこれをやりなさいというふうに出して、向こうから見積もりをいただいたのか。この中ではそういうことも何もわからないわけです。向こうからの提案型にしましたという話もあるでしょうし、もしくはこれとこれとこれを満足するためには幾らかというのを発注する、次は工事費もしくは委託費とかわかりませんがエアコンができるということになるのでしょうか。そこら辺がどうだったのかまるっきりわからないし、今、教育長の説明の中でいうと、冷房費とおっしゃいました。私たちが質問したときはエアコン費と。エアコンちゅうのは冷房ばかりではないよなと思いながら聞いたのですけれども。そこら辺も今の説明の中でわからないわけです。だから、何を満足するために設計会社がこの金額を出してきましたという、何を満足させたかというのがわかるように教えてもらえるといいなというふうに思うのですけれども、お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課、恒吉君。

○教育課長補佐（恒吉 正昭君） まず、概算の見積もりということで、こちらのほうから平成30年度の教室数という形で、普通教室が108教室、特別教室が79教室、合わせて187教室を検討するという形で業者に見積もり依頼をしております。ですので、予想する総工事費、こ

ちらのほうが4億を超えるような形になってくると想像しますので、それに対しての設計費用の比率としては、さほど問題のある費用比率にはなっていないと考えております。都城市のほうの事例等も検討いたしまして、比率等も検討しましたがけれども、さほど問題のない比率であるというぐあいに見込んでおります。

冷房ということでしたけれども、こちらは間違いで訂正させていただきます。エアコンという形で、冷暖房という形で捉えていただいて間違いのないと思います。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 提案の時点で、補足説明の段階で、今初めて187と聞いたわけで、我々とすれば執行部側で議論されたことの全てが知りたいわけではないですけども、核心の部分は教えてもらって、三股町の学校にエアコンがつくらしいよ、どこに、さあという話ではいかんわけです。普通教室が108あって、特別教室がいくらあって、187教室するらしいよといったら、ほとんどかなという話になるわけで。そういうところを教えてもらえるとありがたかったなというふうに思います。これからもそうでしょうから、臨時議会は1日で、普通の定例議会のように委員会室で個別に連絡をし合いながら質問するのではないので、できれば想定でこんなことは聞くよなということを出してほしいなというふうに思います。これは要望としてよろしくお願ひしたいと思います。特に10万20万の話を何しろということではありませんので、こんなに多額の金額を、それも財源内訳が一般財源100%なので、そこら辺も考えながら説明してもらえるとありがたかったなというふうに思います。

もう一点、農業振興課長にお聞きをします。小規模災害については、個人負担が90万あります。今度は大規模というのかどうかはわかりませんが、普通災害復旧については先ほどいったトンネル分の国庫補助から県補助金に入ってくるものの中にあるのですが、ここには個人負担がないんです。ということは、個人負担の分かれ目というのほどで判断されてこういうふうになっているのか、我々にはわからないのですけれども。大規模災害に全部入らなかったからなのか、それとも、これは個人の財産にものすごく近いから小規模災害というふうになったのか。その線引きの部分、個人負担の線引きの部分という意味ですけども、もう少し詳しく教えてもらえるとありがたいと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） まず、災害復旧事業と小災害復旧事業の違いなのですが、災害復旧事業につきましては、先ほど言いました国の財源をもとに復旧事業費を充てるということができるとは、その違いというのは、まずは事業費40万円以上のもの、幾つか要件はあるのですが、主に事業費40万円以上のものについて災害復旧事業に該当するとい

うふうになっております。そのほかに要件いろいろあるのですが、一番大きな点は金額的なものが一番おおきいのかなというふうに思います。

それと、個人負担の部分なのですが、災害復旧事業につきましては国庫事業、県支出金のほうで、現段階でこの補助率で賄っていくというふうになっておりますけれども。小災害復旧事業につきましては、特にため池、水路、農道等公共性の高いものについては、町財源のほうで賄っていくと。そして、農地につきましては、個人的な要素も一応含んでいるということもありまして、25%程度を負担していただくというふうな考えで算出しております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） この関連で、町としてはまだあと何カ所分かありましたけれども、例えばだめでしたよとか、町の判断で見送りましたよとか、いろいろあるでしょうけれども、それに類するようなものがあつたのでしょうか。県へ出したらこれは認められませんというふうになつたものがあつたのかどうか、その点だけお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今おっしゃったとおり、県の査定を11月下旬に受けるようにしております。県の判断、国の判断、それについてはまだ未定でございますが、この小災害以外でも実際に災害は起こっております。その部分につきましては、国の事業で多面的機能交付金事業といった事業がございまして、そちらで賄える部分につきましては地元の土地改良区とも話をいたしまして、そちらの事業で対応しているというような状況でございます。我々としては9月に台風が発生して約1カ月以上たっていますので、大きなものについてはもう出てこないだろうというふうには思っていますが。細かい部分で出てくる分については多面的機能交付金事業のほうで順次対応はしていきたいなというふう考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 議案第73号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第4号）」についてです。

エアコンなのですが、本体工事が4億円超になる見込みということで伺ったところですが。その何割が国庫補助になるとかというところ。議員が一般質問でさまざまな観点からエアコンをつけてほしいということで。そのときにはまだ国の補助金がつくかどうか未定だったということで、つけたいけれど時期は未定だということだったのでしたのですが、今度つけるということになって、実際その4億円超の本体工事まで見込んでいるという事業ですが、エアコンをつける意

義というのを改めて、どういう意義でこのエアコンをつけようというふうに至ったのかというのを、行政はどのようなふうを考えているのか。議員からは結構いろんな観点でエアコンをつけてほしいという声があったと思います。子供の声から親の立場からもあると思うのですけれども、行政の立場からエアコンをつけたほうがいいなというふうに至った根拠をお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課、恒吉君。

○教育課長補佐（恒吉 正昭君） まず、今回の国庫交付金の説明をいたします。こちらのほうが10月17日に判明しました。県のほうから国の文書が届きまして、それをもって三股町が情報を把握した次第です。そのため、9月の議会が10月19日に閉会になったと記憶しておりますが、そちらのほうに上げることがかなわず、今回の補正予算となった次第です。今回の補助金の名前のほうが、臨時特例交付金というものでして、通常でしたら学校施設環境改善交付金事業というのがありまして、こちらのほうが事業費の3分の1が国庫補助という形になっています。残りの事業費の75%を事業債に充てまして、元利償還等含めると地方負担が最終的に51.7%になる、これが従来型の交付金でした。今回10月17日に判明しました特別な交付金というものにつきましては、3分の1の国庫補助という部分は同じなのですけれども、残りの事業費の全額を学校教育施設等整備事業債に充てることができまして、元利償還金の60%を国が補填するという形になります。ですので、実質的に予算を起すときにほとんど地方負担がなく、事業債を返還する際に実質的な地方負担というものが26.7%まで軽減できるというところであります。ですので、今回の特例交付金のほうが判明した時点でここにのりおけると、この後学校にエアコンをつけるということがまず不可能であるということで、急遽こういう形で動いているという次第です。

ご質問の中にもありました、エアコンをつける意義というのはどこに考えているのかというところですが、これはもちろん児童生徒の安全・安心、そういったところを意義に持っているわけですが、どうしても費用対効果というところまで考えますと、なかなか踏み切れなかったところでもあります。ところが、今回の特別な交付金というものがおりることがわかりましたので、この部分について費用対効果がクリアできたという判断をしまして、踏み切った次第というところでもあります。

少し振り返りになりますが、指宿議員のほうで財源が100%で設計委託をするのはどうなのかというところなのですけれども、今回の交付金の内容というのが細かいところまで判明しておりません。どこまで見てくれるのかというところが、今後また国からおりてきます。今回の設計委託の部分のほうも見ましようということになりましたら、そちらのほうも追加で国のほうに申請していきたいと考えておりますので、あわせてご理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 児童生徒の安全・安心のためにというのが第一意義だということで、今お答えがあったところなのですけれども。国の補助金が見つからないとなかなか難しいということで、生徒の命、子供さんたちの命に対して、費用対効果という言葉はこれ以後余り使ってほしくないなと思ったところなのですが。例えば今後国が消費税をやっぴりやめたということになってお金が足りないでこのエアコンをつけるお金も取りやめになったということがないとも限らないのです。できれば国が引っ込めたからこの事業も引っ込めるということがないようにしていただきたいと思うのですけれども、そこら辺の考え方はどうなっているのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課、恒吉君。

○教育課長補佐（恒吉 正昭君） 国のほうの動向というところまでなかなかつかめないところがあるので、ここで明確にお約束はできないところだとは思いますが。その部分はちょっと回答が難しいところであります。

費用対効果という言葉は使ってほしくないというところがありましたので、そこについてご説明申し上げます。費用対効果という部分は、先ほど普通教室108教室、特別教室79教室という形でご説明いたしました。これに準備室等、普通教室ではない、特別教室でもない、例えば家庭科の準備室ですとか、いろいろな小さな部屋、ミーティングルームだったり、そういったところが全町で49室ほどございます。そういったところにもつけるべきか、つけないべきかという意味合いで費用対効果というところを考えるとご理解いただければいいかと思います。そういった意味で、普通教室、特別教室という部分につきましては、費用対効果というものは安全・安心のためにはふさわしい言葉ではないというのはおっしゃるとおりでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 第73号で、今議論になっているのと同じところなのですけれども、空調につきましてですが、今まで普通教室の108という数字しか出てきてなかったと思うのです。きょう突然、特別教室の79というのが出てきました。この説明は何もなく話が進んでいるのですけれども、まずここを説明した後にやるべきではないかなと思うのですが。全くこれが足りないです。ここで次に進んでしまうと、当然最初からだということになってしまいますので。またその上に49の予備室ですか、そこも出てくると。どんどん進んでいくのですけれども、一つ一つ検証しながら話を進めていってほしいと思いますけどもこの79につきまして、どういう理由でその数字が出てきたのか。9月議会までは108煩惱の数だけだったので覚えやすかった

のですけれども、突然こういう数字が出てきましたので、その説明を求めます。

○議長（池邊 美紀君） 教育課、恒吉君。

○教育課長補佐（恒吉 正昭君） こちらのほうの数字ですね、10月17日に国のほうから交付金の資料が出たということで、そちらのほうが出ましてから急遽具体的な設計のために必要な数字であるということで、集計した結果の数字でございます。ですので、今回初めて出したというところは大変申しわけなかったなと思っております。普通教室のほうは108、これは前から出てきている数字なのですけれども、特別教室は小学校でいいますと図工室、音楽室、家庭科室、そういったものです。PC教室等も含まれております。PC教室等は最初から冷房が完備されておまして、そういったものを含めまして79教室のうち現在で15教室が空調が入っております。普通教室の108教室につきましては、主にプレハブで増設した教室なのですけれども、4教室が既に空調が入っているという状態です。なので、率としましては、普通教室のほうで空調が入っている率が低いということです。こちらのほう、以前新聞等で発表があった数字とは大分かけ離れておまして、特に普通教室の中に特別教室に入っていたエアコンの数が入りまして、新聞発表等に載っていたパーセンテージが大きく狂っているという状態であります。なので、現状で正確に把握したところによりますと、普通教室108のうち4教室、特別教室79教室のうち15教室がエアコンが入っている状態ということです。特別教室のほうも今後検討していきたいということで、この数も含めて設計のほうに数を入れていると。そうではない、教室ではないけれども準備室が49教室というのがございます。こちらのほうも、今後特別支援教室等に改装して使う可能性があるということで、全てではないのかもしれないのですけれども、そういった可能性のある学校というのは今のうちにエアコンを入れておかないと、いざ改装をして使おうというときにまたエアコンをつけないといけないということになるということで、そういったところも含めて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 10月17日に特別な交付金が判明したということを言われました。きょうが11月13日で臨時会は前もってわかっていたわけなのですが、この件は今非常に注目を浴びることだと思うのです。農業振興課のほうがこういう資料をつくっていただきまして、説明が行われました。注目度の高いこの件につきましても、当然このような108と79足して、プラス49と考えたらオーバーするわけなのですが、そういう大きなものができたからには、何らかの資料を添付しての説明というのはぜひあるべきだと思います。9月議会の文教厚生常任委員会の委員長報告の中で発表がありましたけれども、議会軽視ではないかという表現がありました。ただ、説明すればそれで終わりというのではなくて、資料を前に我々がじっくりと

考えることのできる機会をつくってほしいと思っておりますので。まだ9月議会が終わって1カ月もたっておりませんので、そのときの我々の気持ちも残っていますし、当然そのときの執行部のほうにもその思いがあってこの臨時会が行われるべきであったと思っておりますけれども。ちょっと残念な感じがします。資料についてはどうされますでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま空調設備関係についてのご質疑で十分な説明がないということで、皆さん方には本当に申しわけないなというふうに思います。大きな事業でございますので、全協等で説明する機会があったのかなというふうに反省をいたします。今回は、先ほどありましたように、いろんな方策、エアコンをつけるのにどの方法がいいのかということをも十分検討しようということで、9月の一般質問では答えたところでありますけれども、そういう中で10月17日に国のほうから新たな事業への取り組みが示されましたので、町としての負担を考えたときに、これが最適ではないか、また今年度の予算、そして来年度にかけて取り組むということでも早期の着工もできるというようなところで、この事業に着手しようということで、今回実施設計のほうの予算を上げたところでございます。その予算の積算基礎が、皆さん方への説明が不足していたということで、本当に申しわけないなというふうに思っております。前回のときに一般質問で普通教室ということで108教室、そちらのほうのところのエアコンの設置率ということでやり取りをさせていただきました。今回は79教室、特別支援教室もあります。そちらのほうも、やるべきかどうかというのも詳細にもう一回検討する必要もあると。必要でないところの設置ということは、費用対効果、先ほど言われましたけれども、そういう面では不必要な部分は除く。そういうことも今回の実施設計の中に入っています。そういうことで、普通教室プラス特別教室をどこまでするのか、そういうところの調査を含めた実施設計ということで、ご理解いただきたいなと思います。どこの学区がどれだけあるのか、そういうふうな個別的なものも皆様方に説明するべきであったかなというふうに思いますので。これについては、また後日資料等をお出ししてご理解いただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） それでは、しばらく休憩をとります。

午前10時41分休憩

午前10時55分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

教育課、恒吉君。

○教育課長補佐（恒吉 正昭君） それでは、お手元にお配りしました資料の説明をさせていただ

きます。

平成30年の空調冷房——冷房となっていますがエアコンと考えていただいて結構です——設備設置事業調査表という形でまとめたものです。

平成30年10月1日調べとなっておりますが、時点ということで、実際にこちらのほうを調整したのが10月の後半になってからということでした。

学校別に、三股小、勝岡小と並んでおりまして、それぞれ縦の欄がどういった教室かということになっております。普通教室としまして、普通教室、普通の学級です。あとは特別支援教室も普通教室の中に数え入れております。特別教室としましては、理科室、生活室、音楽室と並んでおりまして、先ほど申し上げましたようにコンピューター室もその中に入っております。多目的ホール、教育相談室等がその中に入ってくると。

問題の準備室なのですが、こちらのほうもこういった形で数を数えておりまして、こちらのほうが場合によっては特別支援教室に改装しなければならないというようなところがあります。ということで、先々将来的なところで未確定な部分というぐあいと考えていただければいいかと思えます。

そういった形で総計を考えますと、教室が108教室、特別教室が79教室、準備室等が49教室という形で最新のカウントが出ましたというご報告になります。

こちらにも急ぎで調べてみたのですが、設計委託料、こちらのほうが三股町のほうで今回2,400万計上させていただいておりますが、こちらのほう、都城市のほうを急遽調べてみました。都城市のほうが9,800万で9月補正に上げておりまして、そちらのほうの入札結果が7,855万程度だと聞き及んでおります。こちらのほうで予算額で比較したときに4倍程度ということで、都城市が設計委託した学校数がどの範囲なのかというところまではわかっていないのですが、総数でいいますと大体50から60ぐらいの学校があるということだと思えます。その比率と比較しても、さほど変わりはないのかなというぐあいと考えております。都城市のほうはどうしてもスケールメリットが出ますので、比率的にはよくなると思っております。そういった意味合いで2,400万というところの基準に考えていただければいいかなと思えます。以上です。

○議長（池邊 美紀君） 引き続き、説明をお願いします。

○教育課長補佐（恒吉 正昭君） エアコンのついている教室ということなのですが、こちらのほうの表にはきちんとは載っておりません。ただ、普通教室に関しましては（「勝岡小学校と西小学校」と呼ぶ者あり）ごめんなさい、設置済みが載ってございました。勝岡小であれば設置済みが2というのが、上から2行目です、勝岡小の上から2行目に載っておりまして、普通教室に2ついていると。この2ついているというのは、新しく増設しましたプレハブ教室、2教室について

いるという状況であります。

同様に西小です。こちらのほうもプレハブ教室に2、普通教室であればついていると。（「特別支援」と呼ぶ者あり）特別支援（「現在、特別支援で使っている」と呼ぶ者あり）特別支援教室もプレハブですかね。（「そうです」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）これは中学校か。

（「西小」と呼ぶ者あり）濟いません、失礼しました。西小につきましては、特別支援教室でした。特別支援教室のほうが2という形で、これ、プレハブで建てたものですので、こちらのほうにエアコンが設置済みという形になっています。普通教室については、以上の4というところです。

特別教室等につきましては、同じように、コンピューター室は、ほぼ全て設置済みという形です。

あとは、ごらんのとおりなんですけれども、例えば、長田小であれば視聴覚教室、こちらはコンピューター教室として使っておりますけど、こちらのほうについているというような状態です。

三股中につきましては、特別教室等につきまして、音楽室に2、コンピューター室が2教室ありますので、そこに2、少人数教室に2、あとは図書室に1、教育相談室に1と準備室にも1ついているという形で、これ、ちなみに準備室というのは、コンピューター教室の準備室になります。サーバー等が置いてありますので、そちらについていると。トータルで一番多いんですけれども三股中が9カ所、特別教室にはついていないという形になります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 先ほどの説明で、準備室につける理由として、将来的に特別支援教室として使う可能性があるというようなことを言われましたけど、そういう理解でよろしいんでしょうか。準備室、三股小が13、勝岡小が4というふうに多くあるんですが、将来的に見て、特別支援教室をたくさん予定されているんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 特別支援学級を求める保護者、あるいは生徒、今の環境の中からもかなりふえつつあります。来年度は、約93人なんですけれども、町内全体です。教室が本当足らなくなる状態がふえております。来年度、設置予定が、増設予定、これまだ県が認めてくれないと増設はできません。今から申請をいたします。申請をして、県のほうが認めてくれると、それがオーケーということになるんですけども、その予定をしているところが、勝岡小学校が1教室、特別支援学級が、いわゆる1学級が8人という定員がありまして、9人になれば2学級になります。ふえておりますので、勝岡小学校がもう普通教室があると、情緒学級です。つまり、勝岡小学校は特別支援学級が3クラス必要になるというようなことから、ふえてきております。

それと、西小学校も、今、特別支援学級が知的なものとは情緒で4クラスなんですけど、来年度

5クラスになる予定です、特別支援の子供たちが。準備室を改修しまして、特別支援学級に充てると。例えば、準備室というのは、例えば家庭科室の準備室だったり、コンピューター室の準備室だったり、図工室の準備室だったり、そういう小さな部屋なんですけども、そこを改修しまして、五、六人、あるいは多くて七、八人なんですけど、そこまで対応できるかなということで、大きな校舎建てるのは莫大な経費かかりますので、そういった対応をしていこうと思っているとこです。

今のところ、あと三股小もふえる予定です。勝岡小、三股小、西小は特別支援学級がふえるということから、こういった措置を今考えています。今後も、ふえる見込みがあります。どこまで、どういったふえるのかということについては、全く未定です。でも、年々、本町、県、こういう特別支援学級がふえているというのが現状でございます。特別支援学級がふえる、総体的に、児童数、将来的には減ると思うんですけども、準備室をこういったことで、ある程度は準備しておいたほうがいいのかなと、エアコン設置の準備はしておいたほうがいいのかなということで、こういった計画を立てているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 設置台数について、ちょっとお尋ねしたいんですけども、1学級につき何台ずつ入る予定ですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課、恒吉君。

○教育課長補佐（恒吉 正昭君） お答えします。教室の大きさ、使用する人数によって違ってきます。例えば、大規模な学校でありますと、この三股西小でありますと、40人学級という形で教室の大きさ設定されております。ところが、小さな小規模な学校で、例えば長田小ですとか、梶山小、こういったところは20人学級の想定で教室の広さが決まっております。ただ、台数としては、そのキャパに応じた強さのエアコンを1台ずつ配置するというので、今のところ計画しております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 台数は1台だけど、パワーが違ってくるということですか。

○議長（池邊 美紀君） ほかに。堀内君。

○議員（6番 堀内 義郎君） 設計委託料の中に、エアコンを設置するために変電室ですよ、キュービクル、あれも委託の中に入っているというのでいいんですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課、恒吉君。

○教育課長補佐（恒吉 正昭君） キュービクルに関しましては、ない学校とある学校がございます。大規模学校であるところの西小、三股中、あと三股小まで、今のところキュービクルが設

備としてあります。ただ、エアコンが入りますと、どうしてもその通電量というのが大きくなってきますので、キュービクルの改修が必要です。

小規模校、中規模校であって、キュービクルが最終的にエアコンを入れても必要がない学校としては、長田小あたりは多分必要はないかなと思っていますが、残りの3校につきましては、新たにキュービクルを設ける必要があるというように考えております。

ちょっと余談になりますけれども、キュービクルに関しましては、今回の改修、新設に当たって、災害時に外部発電の受け入れができるようなキュービクルへの改修、新設を考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 濟いません、今、私は少なくとも、吹き出し口3台ぐらいはあるんだろうと思ったんですが、1台ということでしたけども、吹き出し口は1カ所なんですか。それとも、場所によっては、風が物すごい来るところと来ないところとあるわけですけども、この前研修行ったとこなんか、こっちはサーキュレーターがついているんですね。だから、空気を攪拌するという意味でしょう。だから、要するにそういうことも踏まえた上で議論をしてほしいなど、まだ委託の段階ですので、1台ではどうだったのか、2台はどう、3台はどう、それに対する費用はどう、いろんなことがあると思うんですね。今、明確に1台とおっしゃいましたけども、吹き出し、1台がどういう1台なのかがよくわかりませんが、ここだって4つあるわけです、5つか。5台あるんですね。要するに、子供さんは中学校3年生ぐらいの体力ばっかある人ならいいけど、1年生は小1もあるわけですね。だから、大規模校を想定した場合には、やっぱり吹き出し口の考え方的なところも考えていただかないと、要するに、全体が冷えるためには、1カ所だけ極端に冷えても大きな問題でしょうし、域もあるでしょうから、まだお金が出てきただけで、設計ですから、その段階は議論をしてほしいと思います。でないと、ちょっと問題だなあというふうに思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 教育課、恒吉君。

○教育課長補佐（恒吉 正昭君） 各教室に1台というのは、あくまでそういった計画で、設計委託をお願いするということでございます。ただ、おっしゃるとおりに、ランニングコスト等を考えた設計委託というのをお願いするということにしておりますので、その中で、大きな1台のエアコンを運用するよりも、2台に分けたほうがランニングコストが低減であるとか、今、おっしゃられたように、熱効率的に1台では教室に回りません、複数カ所につけて回したほうが効率的ですというような話も出てくると思います。そういったところは十分に考慮した上で、設計委

託をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかに。重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） 私のほうが、今、最後に出ました将来にわたるコスト計算ということを言われました。我々がいろいろ質問しますが、このコストについてはどのような、今、審議の庁舎内での過程でどのくらいの話になっているのかお伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 教育課、恒吉君。

○教育課長補佐（恒吉 正昭君） ランニングコストにつきましては、ちょっと具体的なそのシミュレーションまでは至っていないのが実情です。設計委託によりまして、ある程度の概算でもいいので、どこに何台つけるんだというところまできちんと出てこない、ランニングコストの計算はできないという形で考えております。ただ、ランニングコストの低減化の方策等はいろいろと考えておりまして、例えば、全てのエアコンを1カ所で集中的に管理するような仕組みというもの、いろんなメーカーさんのほうが提案されております。そういった仕組みを利用しまして、ランニングコストということに必ず目を向けて設計を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） そのランニングコスト等に目を向けるとかいうことでいいですけども、大体の基準値ぐらいはあってしかるべき、また、今までにこの台数を見ると、初めて三股町でつける空調設備ではないということですよ。それで、いろいろと我々、議会基本条例の中の第7条による言葉で言いますと、最初には政策の発生源、2番目に提案に至るまでの経過、3番目に他の自治体の類似する政策との比較検討、4番目には総合計画との整合性、それから、5番目には関係ある法令及び条例等の件、6番目は財源の措置、7番目が将来にわたるコスト計算、これらを町長が提案する重要なことについて、議会審議における論点、情報、形成し、その政策水準を高めるためのそういう情報、資料等、議会のほうに提示していただかないと、何をもって論点していいのか、また、事前の説明において非常に説明不足は否めない、ましてや、この問題点を上げて、町長は先ほど、いろいろなことがありますので、そういうことを考慮して考えてくださいと言われるけど、町長、少しは説明をされる人たちは、私たちから見るとプロですから、どんな質問にも答えられるべき立場として、町長からもしっかりと6月議会、9月定例後、委員会からも指摘があったということも考えて、今の質問も、最低でも将来にわたるコスト計算の最低のこのぐらいの基準はあるよというぐらいの答弁はないのか、再度、課長にも質問しますがいかがですか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今回、委託設計に出すということで、これによってどういうやり方が一番ベストなのかというのを調査検討する材料として、今回、予算を提案しているわけです。これで行きますよというのはまだこれからなんです。ですから、このランニングコストについても、この設計資料の中に書いてありますけれども、電気がいいのかガスがいいのか、またほかのエネルギーがいいのか、そういうのも計算しながら、それでイニシャルコストはどれだけ要するのか、ランニングコスト、13年ぐらい一応もつような形で設置するように考えていますけれども、そのときに、このランニングコストとして毎年どんだけ電気料が必要なのか、そしてまた学校の使い方によっても違ってきます。何時から何時までしかこのエアコンは使えませんよと、また、休み時間は消すのかどうなのかと、いろんな使い方あります。ですから、またトータル的にいろいろと試算しないと、本当のランニングコストは出てきません。そういう意味合いでは、この中でいろんなシミュレーション描きますので、そういうのをこの設計の中で出てきたものを、また皆様方に全協等できちっと説明しながら、この工事を発注する前にはきちっとそういう報告をいたしながら、理解を得ながら進めていきますので、そういうことの前段と、工事の前段、そういうふうなことでご理解いただきたいというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） そうであればなお、三股町はこういうぐらい将来コストを見て、これくらいの基準のお金しかないよとか、そういう将来像も見据えた町独自の、ほかの町村はどうでもいいですよ、都城はどうでもいいですよ、都城の財政規模と違うんですから、そこにきも考えた設置の一举に全部で200近く、最初は100、それなんかも考えた基準というものを、町は自分たちはこうだよという政策はあって出すべきじゃないんですかということを質問しますが、それはしっかりと基準値はあるわけですね、いかがですか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 以前から一般質問でも回答しますように、学校間で格差を設けない、子供たちにやはりこの温暖化の影響で、非常に教室でも授業を受けられる環境が悪いと、そういうところを一気にやるということ自体が、学校間の公平さを保つと、その意味合いで、今回、この全体の設計をします。

そして、国のほうも来年度やりなさいということですから、来年度、再来年にはもう予算がないかもしれません。今のような有利な予算、通常の予算はあるかもしれませんが、今回のは非常に、3分の1の補助、そしてまた残りの全額起債、そしてその中の約90%、交付税措置があるというこのような有利な財源はありませんので、今回、決定したわけなんですけど、ですから、来年度それをやりたいということで、今回、設計を予算を計上させていただいたんです。来年の夏に間に合うかどうかわかりません。という、やはりこれだけの機器をそろえる、そして全国的

にやるわけですから、そしてまた業者、人手不足含めたそういうふうな経済情勢もございますので、しかし、国は、もう来年度やりなさいということで、予算措置しておりますので、そういう方向に向かって本町では今回設計を皆様方をお願いするところでございます。

ですから、この設計の中でいろいろと方法論、方策、どういう方策がいいのか、そしてイニシャルコストはどれだけかかるのか、そしてまたランニングコストはどのような方式でやったらどれだけかかるか、そういうのも示していきますので、その中で町としての判断をさせていただきたいというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） それでは、質疑もないので質疑を終結します。（発言する者あり）資料を配付します。もといです。

A 3、1部、A 4、1部、2部、皆さんお手元にありますでしょうか。なければお知らせください。

それでは、農業振興課長、説明をお願いします。

○農業振興課長（白尾 知之君） 大変遅くなり、申しわけございませんでした。今、お手元にお配りしましたのが、今回の災害の箇所になります。A 3のほうは2部ございますけども、そちらのほうに災害の箇所、そして小災害の箇所を載せております。白抜きの番号で書いた、黒く塗ってあって白抜きの番号で書いてある分が小災害の箇所です。あと、白抜きの部分の四角で囲ってある部分、これが災害の箇所になっております。この番号につきましては、別紙のA 4の一覧表がございます。そちらに災害と小災害の箇所名が書いてありまして、一番左のほうに番号が打ってありますが、その番号と地図の番号が連動しているというふうになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 質疑はないでしょうか。指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） 詳細な意見、これありがとうございました。できれば、これを先に出してほしかったなというのが1件と、今、この工事は予算は通るんだけど、災害復旧ですから、要するに、これを出したらもう100%、この工事はするんだというふうにしていいの、もしくは、今から県を通して国に補助金申請等々しないとできない工事があるのかとか、詳細について、要するに、これはもう今年度、町議会が通れば国から補助金が来て全部やりやすくなるのか、その確認だけよろしくお願ひします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） こちら災害の部分なんですけれども、こちらにつきましては、先ほども申し上げたとおり、今月の26、27をめぐりに農水省のほうと県と災害査定というのが行われまして、それが災害に該当するかどうか、もうそこら辺をはっきりした上で決定するかと思います。補助率につきましては、現行50から65%という補助率でございますが、さらに、これが激甚災害ということになりますと、増高申請ということでさらにまた補助率が高まる可能性も十分あるということでございます。

町としましては、ここに掲げてあります災害と小災害、全てを実施していきたいというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 濟いません、災害査定で変更になる場合はあるかとは思いますが。（発言する者あり）バツもある可能性があります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 番号がない番号はどうしたんですか。（発言する者あり）通し番号でずっとあるのかなと思うと、例えば、小災害でいくと、1、2がないとか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） この番号につきましては、役場のほうで受け付けした、報告のあった番号全て通し番号で打っておりまして、その中で、災害もしくは小災害に係る部分をその番号どおり振り、抜粋してあるということで、番号のない部分については、先ほど言いました多面的機能交付金事業で対応するとか、あとはもう災害全てに該当しないとかそういった判断の中で省いてあるとでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） 今、多面的機能で対応するという課長の答弁ですが、それに該当するところはあるから答弁されていると思うんですが、何カ所ぐらいでどこを想定しているか、お尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 箇所数については、数値は覚えていませんけれども、多面的機能交付金事業のほうでの対応というところにつきましては、この災害、もしくは小災害に該当しないところをその多面的機能交付金事業のほうで対応ができないかどうかという分につきましては、各種団体の役員さんの方々と現場で確認をさせていただきながら進めているところでございます。ちょっと数値のほうはちょっと確認しておりません。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） このほかに、先ほども質問ありました漏れたところというのは、課長のところに行って聞かんといかんちゅうようなことの経過になりますけど、これ以外にまだあるということですか。災害箇所の申請とかそういうのが上がってきている。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 小さいものから大きいものが全て役場の窓口のほうに上がってきた災害、いろんな災害の関係等につきましては控えているわけなんですけど、その中で、現場の地権者等も含めて話し合った中で、この災害・小災害に該当しない部分というのがあります。また、多面的機能交付金事業で対応すべきところは、地元の団体と話をしながら進めていくと、それ以外に、全てに該当しない部分も、小っちゃい部分はあるかとは思いますが。

○議長（池邊 美紀君） ほかに。農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） うちのほうで受け付けしている部分につきましては、全て控えておりますので、聞いていただければわかるかと思えます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、日程第5、討論・採決を行います。

議案第73号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第73号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第74号「工事請負契約の締結について（平成30年度三股町中央テニスコート増設本体工事）」を議題として、討論・採決を行います。

これより、討論を行います。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより、採決を行います。

議案第74号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

しばらく、本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時29分休憩

〔全員協議会〕

午前11時32分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で、平成30年第7回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時32分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 堀内 義郎

署名議員 福永 廣文

三股町告示第54号

平成30年第8回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月29日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成30年12月5日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

| | |
|--------|--------|
| 新坂 哲雄君 | 森 正太郎君 |
| 楠原 更三君 | 福田 新一君 |
| 池邊 美紀君 | 堀内 義郎君 |
| 内村 立吉君 | 福永 廣文君 |
| 指宿 秋廣君 | 重久 邦仁君 |
| 池田 克子君 | 山中 則夫君 |

○12月7日に応招した議員

○12月10日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○12月18日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成30年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成30年12月5日(水曜日)

議事日程(第1号)

平成30年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第75号から議案第88号までの14議案、報告1件及び陳情1件一括上程

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 議案第75号から議案第88号までの14議案、報告1件及び陳情1件一括上程

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 新坂 哲雄君 | 2番 森 正太郎君 |
| 3番 楠原 更三君 | 4番 福田 新一君 |
| 5番 池邊 美紀君 | 6番 堀内 義郎君 |
| 7番 内村 立吉君 | 8番 福永 廣文君 |
| 9番 指宿 秋廣君 | 10番 重久 邦仁君 |
| 11番 池田 克子君 | 12番 山中 則夫君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|------------|
| 局長 兒玉 秀二君 | 書記 矢部 明美君 |
| | 書記 佐澤 やよい君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | | | |
|--------|-------|---------|-----------|-------|--------|
| 町長 | | 木佐貫 辰生君 | 副町長 | | 西村 尚彦君 |
| 教育長 | | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | | 黒木 孝幸君 |
| 企画商工課長 | | 西山 雄治君 | 税務財政課長 | | 綿屋 良明君 |
| 町民保健課長 | | 横田 耕二君 | 福祉課長 | | 齊藤 美和君 |
| 農業振興課長 | | 白尾 知之君 | 都市整備課長 | | 上原 雅彦君 |
| 環境水道課長 | | 西畑 博文君 | 教育課長 | | 鍋倉 祐三君 |
| 会計課長 | | 川野 浩君 | | | |

午前10時00分開会

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。

それでは、ただいまから平成30年第8回三股町議会定例会を開会します。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、新坂君、11番、池田さんの2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長より報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 楠原 更三君 登壇〕

○議会運営委員長（楠原 更三君） おはようございます。

議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る11月29日、議会運営委員会を開き、本日招集されました平成30年第8回三股町議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

今期定例会に付議されました案件は、条例の改正4件及び廃止1件、平成30年度補正予算6件、財産の取得等3件、陳情1件及び報告1件の、計16件であります。これら提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、本定例会の会期は本日から12月18日までの14日間とすることに決定しました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） お諮りします。本定例会の会期については、議会運営委員長の報告のとおり、本日より12月18日までの14日間とすることにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 議案第75号から議案第88号までの14議案、報告1件及び陳情1件一括上程

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、議案第75号から議案第88号までの14議案、報告1件、及び陳情1件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

平成30年第8回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第75号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、企画商工課に「五本松交流拠点施設推進室」を設置することで、五本松団地跡地の利活用について、より計画的かつ効率的な推進を図るためと、業務が肥大化している福祉課を「福祉課」と「高齢者支援課」に分けることで、それぞれの役割に専心でき、さらなる町民サービスの向上を図るために、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第76号「三股町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、災害弔慰金の支給に該当する災害に「宮崎県の災害弔慰金の補助事業の対象となる災害」を追加し、宮崎県災害弔慰金補助金交付要綱に基づく補助を受けることができるようにするために改正するものであります。

次に、議案第77号「三股町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例」についてご説明申し上げます。

三股町養護老人ホーム清流園は、昭和38年に開設され、昭和47年から社会福祉法人やまびこ会へ管理運営を業務委託し、昭和54年4月に現在地に建設移転され、現在地での運営も39年を迎えております。

また、平成18年9月からは指定管理者制度に基づく業務委託を行っており、この間、やまび

こ会へ4回の指定管理者の指定を行っております。しかしながら、施設の老朽化や入所者の減少に伴う減収により、経営が難しくなっています。このようなことから、養護老人ホーム清流園の今後の運営について、あり方検討委員会を設置し、検討してまいりました。その結果、現在の指定管理期間である平成31年3月31日の終了をもって、民間譲渡することが妥当であるとの結果に至りました。そこで、本案は、養護老人ホーム清流園の民間譲渡に当たり、本条例の廃止を行うものであります。

次に、議案第78号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、2018人事院及び宮崎県人事委員会の勧告等を勘案し、給与にあつては平均改定率0.2%、勤勉手当にあつては0.05月分を引き上げようとするものであります。

また、期末手当にあつては、平成31年度より6月、12月の支給率を平準化するものであります。

次に、議案第79号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、2018人事院勧告に伴い国家公務員の給与改定に準じて、特別職の職員の給与に関する法律が改定されたことから、改正を行うものであり、期末手当を0.05月分引き上げようとするものであります。

また、平成31年度より6月、12月の支給率を平準化するものであります。

次に、議案第80号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第5号）」についてご説明申し上げます。

本案は、人事院勧告や各種事業の変更、決定、実績見込みなどの当初予算以降に生じた事由に基づく経費等について所要の補正措置を行うものであります。

すなわち、歳入歳出予算の総額110億1,666万円に歳入歳出それぞれ751万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億2,417万4,000円とするものです。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

分担金及び負担金は、保育所利用者負担を保育所の入所者増により増額補正するものであります。

国庫支出金は、国庫負担金において、障害者福祉費負担金を各事業の実績見込みにより、保育所運営費負担金を保育所・認定こども園の入所者増などにより増額補正するものです。国庫補助金においては、次世代育成支援対策施設整備交付金などを増額補正し、住宅整備事業などを減額補正するものです。

県支出金は、県負担金において、障害者福祉費負担金を各事業の実績見込みにより増額補正し、保育所運営費負担金などを減額補正するものです。

県補助金においては、実績見込みにより経営所得安定対策等推進事業費補助金の増額補正などをするものです。委託金においては、県議会議員選挙委託金の追加により増額補正するものです。

諸収入は、農地中間管理事業受託収入などを減額補正し、全国町村会災害対策費用保険金などを増額補正するものです。

町債は、土木債において町営住宅東原団地整備事業を入札実績などにより減額補正し、災害復旧債において現年度発生公共土木施設等補助災害復旧事業などの追加により増額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

歳出の各費目にわたる給与費等については、人事院勧告に伴う人件費の増額補正などをするものであります。

総務費は、一般管理費において雇用契約職員退職報償金を、電算管理費においてシステム変更委託料の増額補正などをするものです。

選挙費は、県議会議員選挙費において期日前投票に係る経費などを増額補正し、町長及び町議会議員選挙費においては執行残を減額補正するものです。

民生費は、社会福祉費において、扶助費を各事業の実績見込みにより、また、人件費の増額に伴う特別会計操出金の増額補正などをするものです。

児童福祉費においては、実績見込みにより施設型給付費などを増額補正するものです。

衛生費は、保健衛生費において実績見込みにより特定不妊治療費助成金の増額補正などを、清掃費において燃料費の増額補正などをするものです。

農林水産業費は、農業費において農道陥没補修委託料などを増額補正し、備品購入費などを減額補正するものです。

林業費においては、鳥獣保護区被害防止対策事業補助金を実績により減額補正するものです。

土木費は、都市計画費において公共下水道事業操出金の減額補正などをし、住宅費においては町営東原団地B棟建設工事の入札実績による減額補正などをするものです。

教育費は、教育総務費において学校ICT教育環境整備委託料などを増額補正するものです。

小学校費においては、各小学校施設改修業務委託料の増額補正などをするものです。

中学校費においては、光熱水費の増額補正などをするものです。

社会教育費においては、カメラ設置委託料などを増額補正するものです。

保健体育費においては、多目的スポーツセンターネット設置委託料などを増額補正するものです。

災害復旧費は、内之木場線道路災害復旧工事などを増額補正するものです。

公債費は、償還金の元金と利子の予算組み替えを行うものです。

予備費は、財源調整のために減額補正するものです。

次に、第2表地方債補正についてご説明申し上げます。

地方債補正については、新たに現年度発生公共土木施設等補助災害復旧事業などを追加するとともに、町営住宅東原団地整備事業は限度額の変更を行うものです。

次に、議案第81号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額30億6,537万2,000円に歳入歳出それぞれ604万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億7,141万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、国民健康保険団体連合会の各種事業清算による諸収入を増額補正するもので、歳出の主なものは、平成26、27年度における高額医療共同事業等の過誤調整による償還金を増額補正するものであります。

次に、議案第82号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額2億7,173万5,000円から歳入歳出それぞれ47万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,126万2,000円とするものであります。

歳入の主なものは、保険基盤安定繰入金を減額し、後期高齢者広域連合受託事業収入を増額補正するもので、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金の保険基盤安定負担金を減額し、健康診査費を増額補正するものであります。

次に、議案第83号「平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額22億9,159万7,000円に歳入歳出それぞれ、42万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億9,202万5,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を増額補正するもので、歳出の主なものは、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第84号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,907万5,000円に歳入歳出それぞれ2万8,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,910万3,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金を増額補正し、歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第85号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額6億3,571万8,000円に歳入歳出それぞれ70万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,642万1,000円とするものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を減額補正し、消費税還付金による雑入を増額補正するもので、歳出の主なものは、光熱水費及び人事院勧告に伴う人件費を増額補正するものであります。

次に、議案第86号「財産の取得について」ご説明申し上げます。

本案は、平成10年度から各部の小型ポンプ積載車に搭載している小型ポンプにつきまして、平成30年度、31年度の2カ年継続事業で更新を行うものであります。

去る11月20日に指名競争入札を実施し、1,496万8,800円で宮崎ラビットポンプ有限公司から購入することが決定しましたので、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第87号「財産の無償譲渡について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町養護老人ホーム清流園の譲渡公募により選定された社会福祉法人スマイリング・パークに養護老人ホームの建物を無償で譲渡することにより、養護老人ホームの運営を円滑に行い、もって福祉の増進を図るため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第88号「財産の無償貸付について」ご説明申し上げます。

本案は、三股町養護老人ホーム清流園の運営を社会福祉法人スマイリング・パークに譲渡するに当たり、養護老人ホームの土地を無償で貸し付けることにより、養護老人ホームの運営を円滑に行い、もって福祉の増進を図るため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、14議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告1件を提出しております。

報告第8号「専決処分の報告（損害賠償額の決定及び和解について）」は、関係法令の規定により、議会に報告するものでございます。

よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 補足説明があれば許します。総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、議案第78号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」の人事院勧告部分について補足説明をいたします。

給料にあつては、町長が提案理由で述べましたとおり平均改定率0.2%となっておりまして、初任給を1,500円引き上げ、若年層については1,000円程度の引き上げ、その他は400円の引き上げを基本に改定し、職員1人当たり平均月額557円の引き上げとなっております。

勤勉手当にあつては、支給月数を0.05月分引き上げとなっております。

勧告による給料と期末勤勉手当に係る影響額は、総額472万5,000円、職員1人当たり平均年2万6,397円となります。

また、平成31年度より、期末手当、6月期、12月期の支給率を同率へと平準化をするという内容となっております。

以上、補足説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、陳情第1号について提出者の趣旨説明を求めます。楠原君。

〔3番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（3番 楠原 更三君） 陳情第1号「介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出することを求める陳情書」について趣旨の説明を申し上げます。

昨年、介護報酬臨時改定で処遇改善加算が図られたものの、ことしの改定では目立った対策は講じられませんでした。

介護事業所では担い手不足が慢性化・深刻化しており、地域の介護需要に応え切れない状況が生じています。

このような観点で、陳情事項として介護従事者の賃金・労働条件を大幅に改善し、介護の担い手確保のために実効性のある対策を講じることを求める意見書を提出しようとするものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（池邊 美紀君） しばらく本会議を休憩し、全員協議会とします。

午前10時27分休憩

[全員協議会]

午前10時28分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時28分散会

平成30年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第2日)

平成30年12月7日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成30年12月7日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 新坂 哲雄君 | 2番 森 正太郎君 |
| 3番 楠原 更三君 | 4番 福田 新一君 |
| 5番 池邊 美紀君 | 6番 堀内 義郎君 |
| 7番 内村 立吉君 | 8番 福永 廣文君 |
| 9番 指宿 秋廣君 | 10番 重久 邦仁君 |
| 11番 池田 克子君 | 12番 山中 則夫君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|------------|
| 局長 兒玉 秀二君 | 書記 矢部 明美君 |
| | 書記 佐澤 やよい君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|---------|-----------------|--------|
| 町長 | 木佐貫 辰生君 | 副町長 | 西村 尚彦君 |
| 教育長 | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 黒木 孝幸君 |
| 企画商工課長 | 西山 雄治君 | 税務財政課長 | 綿屋 良明君 |
| 町民保健課長 | 横田 耕二君 | 福祉課長 | 齊藤 美和君 |

農業振興課長 …………… 白尾 知之君 都市整備課長 …………… 上原 雅彦君
環境水道課長 …………… 西畑 博文君 教育課長 …………… 鍋倉 祐三君
会計課長 …………… 川野 浩君

午前10時00分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位1番、池田さん。

〔11番 池田 克子君 登壇〕

○議員（11番 池田 克子君） おはようございます。トップバッターでございます。しっかり
させていただきたいと思っております。

通告いたしました（1）子ども・子育ての施策についてと（2）障害者福祉について、それぞれ
お尋ねいたします。

まず、（1）についてであります。

国の少子化対策として、子ども・子育て支援新制度が、平成27年4月から施行されるに伴い、
当町も、平成27年3月に子ども・子育て支援事業計画を策定されました。その中に放課後子ども
も総合プランの推進が掲げられております。

この放課後子ども総合プランの目的として、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、
次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活
動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童
健全育成事業（放課後児童クラブ）及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象
として、学習や体験・交流活動などを行う事業（放課後子ども教室）の計画的な整備等を進める
とあります。

その事業計画の中に、次の6項目が盛り込まれております。

まず、1項目めに、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の平成31年度に達成さ
れるべき目標事業量、2項目めに、放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画、3項目め
に、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な

方策、4項目めに、小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び子ども教室への活用に関する具体的な方策、5項目めに、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策、6項目めに、地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に関する取り組みとなっております。

この計画の実施期間は、2015年度から2019年度までの5年間となっております。既に、計画より4年が経過しようとしております。1項目から6項目について、それぞれの推進状況をお尋ねいたします。

以上で、壇上からの質問を終わり、あとは質問席にてお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。

子ども・子育て施策につきまして、①平成27年3月に策定されました子ども・子育て支援事業計画の中の放課後子ども総合プランの進捗状況を各項目ごとに問うというご質問でございますが、ご案内のとおり、お話がございましたとおり、放課後子ども総合プランは、共働き家庭等の小1の壁を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、教育委員会と福祉課が協力して策定した、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を目指す総合的な放課後児童対策の指針となるものであります。

本町では、福祉課と教育委員会が連携いたしまして、放課後児童クラブと放課後子ども教室の関係者が共通理解や情報共有を図るとともに、活動状況等について協議を図り、適切な体制づくりに努めているところでございます。

放課後子ども総合プランの、先ほどお話がございました各項目ごとの推進状況につきましては、各課長が回答いたします。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 一体型の放課後児童クラブと放課後子ども教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量についてお答えいたします。

現在、一体型の放課後児童クラブと放課後児童子ども教室は、三股西小第一児童クラブ、梶山児童クラブ、長田児童クラブの3カ所で行っております。長田児童クラブは小学校の家庭科室、梶山児童クラブは梶山児童館で実施しています。また、平成29年度に三股西小学校に隣接する場所に、三股西小第一児童クラブに支援室を開設しているところから、推進方策に掲げる3カ所の目標は達成されております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） それでは、放課後子ども教室の部分についてお答えいたします。

現在、放課後子ども教室は、町内4小学校区で実施されているところです。そのうち、長田小学校、梶山小学校区では、同一の小学校敷地内で活動が行われております。三股西小学校においても、隣接する場所で活動が行われているところから、推進方策に掲げる3カ所の目標は既に達成されております。

続きまして、2項目めの放課後子ども教室の平成31年度までの整備計画についてお答えいたします。

放課後子ども教室の実施におきましては、財源確保の面からも、担当課のみならず、関係各所との調整が必要であり、必ずしも計画どおりには進まない面がございますが、現在は未実施の校区、三股小学校区と勝岡小学校区につきましても、次年度以降の実施を検討しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん、マイクを使ってください。

○議員（11番 池田 克子君） 一応、1項目ずつ、ちょっと質問させていただきたいんで、大変申しわけございませんが。

1項目めが、目標というか、推進方策等の中で、確かに3カ所と書いてありまして、それは、実際3カ所が実現されているという答弁でいただきました。でも、これは先ほども申し上げましたように、同一の小学校内等で両事業を実施して、児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できると定義されているということですね。それで目標が、この中では50%を整備するというふうに推進の方策の中では書いてありまして、じゃあ、なぜ50%だったのか、100%にしようと言われていなかったのか、その辺をまずお尋ねしたいと思っております。どうぞお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） なぜ100%にせずに、50%にしてあるかということについてお答えします。

小学校が町内6カ所ありますので、3カ所で50%ということになっておりますが、その計画策定時の時点では、一挙に全校実施100%とするのではなく、段階的に推進していこうというところで、当初は50%としております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 先ほど申しましたように、目標設定年度が31年度まででござ

います。約、あと1年とちょっとでございませうけれど。目標というのは、まず高いことにこしたことはなくて、低いものをすれば、それに沿っていきますので、達成できなくても達成したような気になるわけですけどね。ですから、できれば目標というのは高く設定するのが日常的、私たちも目標設定しておりますけれども、高く持つというのが励みにもなるという意味では、今後の中では目標設定のときには、ぜひ高く掲げていただきたいと思っております。これは余分なことでございますけどね。

今、この1項目めの中で、実はさっき申したように、国の指針で一体型、これを非常に強力的に打ち出したわけですね。じゃあ、なぜその一体型というような必要性を国が打ち出したのか。放課後における児童のあり方は、児童クラブで過ごす子供と子ども教室で過ごす子供に乖離がある、もっと同じ場所で過ごす必要を感じたからではないかと私は思った次第でございます。

その事例を実は紹介いたしたいと思っておりますが、千葉県の浦安市でございます。本年度から、児童の放課後の居場所を充実させようと、放課後異年齢児交流促進事業を実施いたしております。いわゆる児童クラブと子ども教室を一体化にした事業であります。支援員さんの感想として、一緒に遊べることで子供の成長を実感するということを述べられておられます。

当町でも基本理念がしっかりとうたってあるわけですので、子供の立場に立った施策こそが、6つの基本柱を設定した意味があるのではないのでしょうか。当然、執行部としてはご存じでございますが、6つの基本柱、当然ご存じですよ。ご存じのない方もいらっしゃるんで、ちょっと長くなりますが申し上げたいと思っております。大事なことでございませうからね。

6つの基本柱はこうであります。1つ、子どもの権利が守られる社会づくり、2つ、子どもが社会に参加するための環境づくり、3つ、仕事と家庭のよりよいバランスを実現する社会づくり、4つ、子どもの健やかな成長を育む教育・生活環境づくり、5つ、支援を必要とする子どもとその家庭への支援体制づくり、6つ、親子の心と体の健やかな成長を支援する体制づくりでございます。本当にすばらしい目標を当町も掲げていらっしゃるわけですよ。

浦安市では、今年度は2校をモデルとして実施いたしておりました。来年度は、市立小中学校、全17校で実施されるということでございませう。ですから、このように実施されているところがあるという意味でも、国が指針の中でうたってきているわけですから、この国の指針をどのように受け取られておられるのか、町長にお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほど、担当課長のほうから話がございましたけれども、本町の場合、一段階、二段階、そういう形での計画的な取り組みということで、今回の31年度までの計画については3カ所ということでございませうけれども、現在、次のプランを作成中でございませう。これについては全校100%を目標に取り組みさせていただきたいと思っております。といいますのも、

やはりこれは町直営だけであって、民間も参加したところで幅広く受け皿をつくりたいというふうに考えていますので、そういう取り組みをさせていただくとともに、また三股小学校区の中では、3、4年生を中心にしたところの学習支援というの、独自の施策としても取り組ませていただきます。そういう意味合いでは、子供の居場所づくり、そしてまた学習支援、そういうものにも大きく精力的に取り組んでいきたいというふうに考えています。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） これはすばらしい答弁をいただきました。ありがとうございます。

本当に、そのように前向きに実施の方向でやっていきたいということでございますので、ぜひぜひこれは、次年度においてはこうなったという結果を、楽しい結果をお待ちいたしておきたいと思っておりますので、よろしく願いしときます。

では、2項目めにまいります。

2項目めが、町内全小学校で実施されているというふうに推進方策では書いてありますね。さっきの答弁の全小学校というのはちょっと違うのかなと思ったところでしたんですが、教室の数と主な開催場所、あるいは開催曜日ですね、これがわかれば、ちょっとお尋ねしたいと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 先ほど申しましたように、現在4校区で、宮村、梶山、長田、三股西ということでやっております。

まず、曜日ですが、実施日については、宮村小学校が水曜日と金曜日、梶山小学校も水曜日、金曜日、長田小が月曜と水曜日、西小学校が火曜日と水曜日ということでございます。

○議員（11番 池田 克子君） 場所。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 場所が、宮村小学校区が第3地区の分館、梶山小学校が図書室、長田小学校が図書室、西小学校は曜日によって違うんですが、火曜日については中原のコミュニティセンター、水曜日については西小の家庭科室ということで実施しております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） この中で、現在、町内全小学校で実施しているという部分で書いてあるんですよね。そうすると、実際、この書いた時点で実施していたとすれば、その後に中止したということになるわけでございますか。お尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 2項目めの推進の方策等のところに、現在、町内全小学校で実施し

ていると記載してありますが、方策として、全小学校で実施していることを目指すということで、当初記載してありますが、現在4カ所で実施しているというところで、記載の表現がちょっとよくなかったかと思っておりますが、目指す方向として、全小学校でという、意味合いで、ちょっと言葉の表現がよくなかったと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） ちょっとそれは……。やはりここに書いてあるというのは、書くということは、責任があるということなんですよ。これを全部信用するわけですよ、みんな、書いてあること自体を。それは記載するときには、しっかり事実を書いておかないと、これはいかなものかなと思いますよね、その時点なら。今も全小学校、していないわけですから。だから、今後、そういう部分は気をつけていただきたいですね。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 済みません。推進の方策ということなので、推進の方策が、全小学校で実施することを目指すという意味合いで書いて……。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 目指すというんだったら、目指すと書かないといけない。しているというのは結果ですから、現在、もうここで結果が出ているわけです。

こういう部分で、今後は全教室……。

○議長（池邊 美紀君） 確認しますので、ちょっと休憩します。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩を再開します。

○議員（11番 池田 克子君） 質問とか、そういう答弁とかはあれですから、お願いしておきます。

この中で、教室として、どういう活動を実際されているのか、中身的な活動内容をお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 各学校ごとですけど、さまざまなメニュー——6月から3月までなんです——計画されております。

例えば、12月でありますリズム楽器づくりとかウクレレ教室、クリスマスリースづくりを宮村小学校ではやっております。梶山小学校では英語活動、学習活動、郷土料理がねづくり、長

田小学校では自由遊び、しめ縄づくり、ことわざかるた、そして西小学校区では、学習に取り組もうとか、クリスマス飾りをつくろう、自由遊びとか、各学校ごとにかなり多くのメニューをつくられているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 本当に子ども教室という、この部分では、地域の方々との協力、これが非常に大事なことでございますよね。そして、子供たちが地域のおじちゃん、おばちゃんたちと交流することによって、自分の、要するに地域へのいろんな愛着も湧くし、自分は住民の一人だという子供なりの意識も植えつけられると思いますし、ぜひぜひその方々との地域活動をしっかりとしていただければと思っておりますので、地域の方々へ、ぜひよろしくということをお願いしておきたいと思います。

次は、第3項目めに入ります。

第3項目では、一体的、または連携による実施となっております、第1項目めで申し上げた一体型とも、これは少し違うわけですね。ですから、当然、児童自身がそこに移動をしていかないといけない。普通は児童館でやっているクラブから子ども教室というところに行って、自分も一緒にやるという意味合いで移動するというところでございますが。そういう意味で、どういう状況で、そういう子供たちをその教室まで連れて行ってあげているのか、あるいは自分で行っているのか、支援の方とか、あるいはボランティア等が同行するというふうには実際はなっているわけですけど、その実施の状況をお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的、または連携による具体的な方策についてお答えします。

推進の方向に、安全に児童が移動できるよう支援員またはボランティア等が同行するとありますが、放課後子ども教室から放課後児童クラブへの移動につきましては、放課後子ども教室の教育サポーターが同行しております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 参加児童の中には、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方に参加している児童も複数おります。そのことから、参加申し込みは保護者説明会の段階から該当児童を把握しまして、学習の終了後は教育活動サポーターが児童クラブまで確実に送り届ける対応をとっているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） それは本当にしっかりやっただいているということで、大変安心いたしました。

クラブ、児童館の子供たちは低学年であるわけですから、いろんな違う場所に行くということと不安もあるでしょうし、そういうのをちゃんとサポートしてくださる方がいらっしゃるということは本当にこれはありがたいことですし、ぜひぜひ、またそれもずっと続けていただけたらと思っております。よろしく願いいたします。

では次、4項目めに入ります。

余裕教室等の活用についてであるわけですが、実際、現在実施されている児童クラブとか子ども教室への参加に対して、待機させられている児童はおるのかなと、いるとすれば、何人ぐらいいらっしゃるのか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 待機している児童というのは、児童クラブのほうでしょうか、子ども教室のほうでしょうか。

○議員（11番 池田 克子君） どっちも。

○福祉課長（齊藤 美和君） どっちも。じゃあ、放課後児童クラブの待機児童についてお答えします。昨年度は、待機児童はいなかったんですけども、今年度は16名の待機児童がいます。以上です。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 子ども教室のほうは、待機はないです。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 今、待機児童の対策ということで、全国的にいろいろ心配されている部分があるんですけども、この中で余裕教室——ここにも書いてあります——活用状況を定期的に調査して、可能な範囲で活用を推進するというふうな推進方策等でも掲げてあるわけですけども、じゃあ、もう16名、実際いらっしゃるというふうな状況では、今後の中では、この4項目めの余裕教室の活用という部分ではどのように考えていらっしゃいますか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 小学校の余裕教室の活用についてですが、放課後児童クラブを実施するのに適した教室が現在ありませんので、余裕教室での活用は、今はできていないところです。以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 三股小学校とかは、余裕教室はあるんじゃないですか。そうい

う余裕教室とか、利用しようと思えばできるんじゃないかと思うんですよ。もう一回、答弁願います。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 放課後児童クラブは、設備及び運営に関する基準があります。その基準の中に、専用区画があることとか、1人当たり1.65平米が必要であるとか、そういう基準を満たす教室がないというところで、現在できていないというところになります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） その子供たちは、毎学年1年ずつ学年は上がっていくわけですよ。児童クラブの場合は特に。自分がそういうクラブに入れないという部分が当然出てきているわけですよ。じゃあ、その子供たちは、もうしょうがないで諦めざるを得ないのかなという方向になるわけですけども。それ、対応する教室がないで済まされるのかなと思うんですが、もう一回、検討をするという意味では検討できませんか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 待機児童につきましては、現在16名いるんですけれども、来年度以降、放課後児童クラブの体制整備をしていこうというところで、具体的な方策を検討していきます。

待機児童がいるというところで、その待機児童の解消はとても重要な課題ですので、31年度に条例の整備等もまたしまして、待機児童がないような方策を検討して、実施していく予定にしております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 本当に、人数で何人、何人というのは目に見えません、一人一人が。しかし、その子供たちにとっては大変重要な部分があるわけですよ。ですから、本当にそのように対応するという前向きな姿勢があればいいことですけれども、そういう意味では、一人一人を対象という意味合いで捉えていただいて、今後の中では、ぜひ子供たちが不安を受けないように対応していただきたいと思いますので、よろしく願いしときます。

では次、5項目めにまいります。

5項目めは、教育委員会と福祉部局との連携に関することですが、この中で運営委員会の設置ということで、その運営委員会は設置されているのか、そして、その主な構成委員の方々はどのような方が——設置されているとすれば、どのような方々なのか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 5項目めの放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関して、教育委員会と福祉課の具体的な連携に関する方策についてなんですけれども、放課後児童クラブの実施につきましては、三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、最低基準や一般原則、設備の基準等を定めているところでございます。

教育委員会との具体的な連携に関する方策については文書化されていないことから、今後検討してまいります。

また、平成31年1月に、子ども・子育てニーズ調査を行う予定となっております。その中に、放課後子ども総合プランに該当する項目も含まれておりますので、今後、本年度のアンケート調査の結果を集計、分析し、31年度に第2期三股町子ども・子育て支援事業計画を策定する予定となっております。その中で放課後子ども総合プランも見直しをし、残された課題について、具体的な方策を立案していく所存でございます。

連携としましては、教育課と福祉課で情報交換等をする協議の場を持っているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 放課後子ども教室の実施につきましては、三股町放課後子ども教室推進事業実施要綱を策定しまして、目的、内容、役割等を規定しているところでございます。

福祉課との具体的な連携に関する方策につきましては文書化をされていないことから、今後は文書化についても検討が必要と思われまいます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） これは国が、この運営委員会をちゃんとつくって、その中で対応しなさいというのにも既に言っているんですけどね、国が。これをつくった時点で、さっき申したように、もう4年近くたつわけですよ。こういうものもしっかりと運営委員会をちゃんとつくって、その中で運営委員会を年間通して計画をして、例えば2カ月に1回しましょうとか、半年に1回しましょうとか、いろいろ委員会の中で審議していくことによって、そういう人方とのいろんなアイデアもいただけるし、その中が、また地域との連携というものにつながっていくんじゃないかと思うわけですね。

ですから、既にもう、ほかのところはつくっていると思うんですよ、運営委員会は。聞いています。実際、どういう方がなっているというところまで聞いているところもあります。できないわけじゃないんですよ。

ですから、本当にそういう意味では、これからこれからじゃなくて、打ち出されたもの、そういうものを趣旨がどこにあるのかというものをまず考えていただいたときに、確かに業務は忙し

いですよ、いろんな面で。だけど、その一つ一つを対応していくという意味でも、この運営委員会をぜひとも早急に立ち上げていただいて、皆様との協力の中で推進していただきたいと思えますので、よろしく願いしておきます。

じゃあ、6項目めに行きます。（発言する者あり）よろしいですか。何か答弁いただけますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 子ども教室関連なんですけど、子ども教室につきましては、三股町子どもの明るい未来創造事業運営委員会、こちらを設置しまして、校長会とか自治公民館連絡協議会、民生委員、子ども育成会、PTA協議会、老人クラブ、壮年連絡協議会、女性団体連絡協議会等——福祉課もですが——入ってもらって、そういうのを一緒に、地域の方々も含めて検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） であるならば、だったら、共有できることもあり得るかなと思うわけですよ。この中で、児童クラブと子ども教室の中で連携をとって運営委員会をとということでもありますので、その辺はそういう方々いらっしゃるとすれば、ぜひ今後の中で、どちらも協議していただくという意味では、お願いしやすい部分があるんじゃないかなと思いますので、よろしく願いしておきますね。

それじゃ、次に、6項目めに入ります。

児童クラブの開所時間の延長ということがここでうたってあります。この取り組みということですね。地域の要望に応じて実施をするということで、児童クラブの時間帯が地域によって違うのかなと思ったりもするんですが、多分、三股としては一緒かなと思ったりしますが。

この中に、実は児童クラブへの推進ということで、こういう回覧板が今回っております。児童クラブの推進ということで、30年度版の案内ですね。もうこれは30年度だから早いんですよ、出されたのが。その中で書いてあるのが、要するに9時からの受け付けなんだけど、8時から利用したい人は2,000円要するという部分を書いてあります。この2,000円がちょっと問題でして、実はこれを作成されるときに、計画を策定されている中で、外部評価を町民の皆さんからいただいた中に、有料であるということは不満だというようなコメントが入っておりました。ですから、こういう部分の中で、この2,000円の枠というのを、もうちょっとほかの方法でできるものはないのかなと思った次第でございますので、その点についてお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 8時から9時の利用料金、現在、一月2,000円としているところなんですけれども、児童クラブの利用が、多くの市町村が有料化をしておりますので、そうい

うところも含めて、2,000円は適切な金額かなと思っているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） じゃあ、実際2,000円を払ってでも利用しようとするご家庭というか、何人ぐらいいらっしゃいますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 済みません。今ここに数値を持ち合わせていないので、申しわけありませんが、数は把握はしております。利用希望者はいらっしゃいます。済みません、ちょっと数字をここに持ってきていませんでした。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） ほかの部分では無料となっているのに、1時間ぐらい延長、要するにさきもってお願いした部分だけで2,000円も取られるんだったら、もう仕事を時間をずらしてでも、9時から行かせるよなんていうコメントが入っておいりましたですけどね。そのように、ご家庭においてはやむを得ない事情の中で子供たちを児童クラブに行かせているというご家庭が結構、要するに仕事をされているから児童クラブを利用されているご家庭でいらっしゃるわけですから、大きなお金になるのかなと思うわけですね。ですから、たかが2,000円といえば、たかが2,000円ですけども、これを何とかずらすことはできないんでしょうか。利用時間をずらして、検討いただければ。じゃ、町長お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 本町は子育てに優しい町というようなことで、非常に対外的にPRしとるところなんですけれども。

今、放課後児童クラブは原則として無料、そしてまた時間延長の場合に2,000円という形で徴収しておりますけれども、来年以降、民間のほうでも、こういう放課後児童クラブのほうの立ち上げも検討もされております。

全国的に市町村といたしますと、ほとんどが有料化というのが基本原則でございます。そして、国のほうでもそういうふうな推進もしております、そして、それに対して、放課後児童クラブを立ち上げますと、そこに必ず2人ぐらい見守り、そしてまた、いろんな学習支援等をします。そういう意味合いでは、その人件費の対応が必要になってきます。そういう意味合いでは、民間も無料化ということは非常に難しい、やはりそこに人を配置しますよね。その有料化に対して、町も支援しなくちゃならない、そして保護者も負担すると、そういう形でのその人件費を賄うという意味合いでは、31年度に、この有料化の問題について、議会含めて、町民の方々にも意見も聞きながら方向性を決めたいというふうに考えています。ですから、この2,000円につい

ても、その中で検討させていただければというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 大変前向きな御意見いただきまして、ありがとうございます。

本当に、皆さんへのいろんなご要望等をしっかり受けとめていただいて、そこを検討した結果こうだったと、何とか皆さんのご協力をいただきたいという姿勢が、町民の皆さんに伝わると、ご理解もいただけるのかなという部分がありますので、ぜひぜひよくご検討いただいて、よろしくお願いしておきます。

では、次にまいりたいと思います。次が、障害者福祉についてであります。

皆さん、こういうヘルプマーク、ご存じですよ。ここの中に書いてあるのが、こういう文言です。「ヘルプマークを知っていますか？援助が必要な方のためのマークです」と大きく書いてあります。この大きなポスターが、1階のエレベーターの横に掲示してあります。このポスターは、当然、宮崎県が作成したものでありまして、そしてまた、このヘルプマーク、これ自体がタグになっているんですけども、平成24年に東京都知事が導入して、以後、全国的に広がったということでございます。ここに書いてあるように、「援助が必要な方のためのマークです」とありますように、外見ではわからない、けども内部障害とか、あるいは難病の方などが、援助や配慮を必要としている方々が援助を得やすくなるよう作成されたマークであります。そして、さっき言ったように、このヘルプマークはタグになっております。一個一個ですね。

そしてまた、このようなヘルプカード、こういうのもあります。ご存じだと思います。カードですから、この裏には自分の名前とか、あるいは連絡先、ヘルプですから、自分で言えない部分があったときに、このカードを持っていることによって、援助しようとしている方が、この人はこういう方々だ、こういうふうにしてあげないといけないというのがわかるように、連絡先の電話とか、あるいは私はこうこうだから、こうしてくださいというメモも書くようになっています。そして、かかりつけの病院とか詳細が書かれるようになっています。交付としては、当町でも福祉課が窓口で受け付けております。

しかし、こういうものがあるということ、あるいは自分が必要なんだという方でも、このヘルプマークとかヘルプカードの存在を知らない方が多数おられるのではないかと危惧いたしております。

いずれにしても、町民全般に、このヘルプマークやヘルプカードの意義を知ってもらうことによって、思いやりのある行動につながるんじゃないかと思っております。ですので、どのように周知されておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） ヘルプマークやヘルプカードの周知についてお答えいたします。

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が、周囲の方々に配慮を必要としていることを知らせることで援助が得やすくなるよう、バッグなどにつけていただくものです。本町では、公共施設にポスターの掲示を行っております。また、福祉課の窓口や案内にチラシを設置してあります。回覧広報においても、ヘルプマークの普及に取り組んでいるところでございます。

ヘルプカードは、障害のある方や高齢者、妊産婦、病人などで、周りからの援助や配慮を必要としている人に交付しております。カードには、支援を必要とする人の名前や連絡先、呼んでほしい人の名前や連絡先、してほしいこと、医療機関名等を記載するようになっています。福祉課窓口を設置してあり、自由に手にとることができるようにしております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 確かに、回覧板でこんなのが1枚入って、そして回覧板を、例えば全部見ない方もいらっしゃる、必要などころだけ見る方もいらっしゃると思います。ですから、これを、むしろ各家庭に1枚ずつとってくださいよという部分をするような配布、あるいは各イベントのときにキャンペーンみたいにして、「皆さん、こういうヘルプカード・マークがあるんですよ。ぜひ、ご協力ください」という意味合いで皆さんに手渡しするという方法で、もうちょっと皆さんへアピールできる部分として知っていただく、意義をわかっていただくという意味でも方法を検討いただけないのかなということで、もう一回お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 貴重なご意見、ありがとうございます。

回覧広報は30年5月1日号に記載しておりますが、回覧なので、各家庭を回っていきまして、各家庭残りませんので、例えば広報みまたに掲載するとか、先ほど池田議員が言われたようにイベント時に配布する等、また広報の機会をふやしていきたいと思っております。ご意見ありがとうございました。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） ぜひ、その分よろしく願いいたします。

2番目の質問も同じような意味になるわけですが、当町においても、ポスターが1枚しかないんですね。前は、通路の壁に張ってあったんですよ。そしたら、今ちょうどエレベーターの横に張りかえていただいているから、割かしわかります。エレベーターを利用しようとする人は、ぱっと目につきますんでね。そういう意味では、場所を変えていただいていたかなと思うわけですが、このポスターをもうちょっとたくさんいただいて、もうちょっといろんな

ところに掲示していただけたらいいのになと思うわけですが、これについては、県に対して、もうちょっとくれよというふうな形で、どうでしょうか、町長にお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 言われるとおり、私のほうも余り目にしたことがなくて、申しわけないというふうに思います。

今、ここに持ってきているんですけれども——こういうのですね——そういうヘルプマーク、ヘルプカード、そういうものをしっかりと皆さんに周知していただくという意味は重要だというふうに思います。

そういう意味合いでは、福祉課のほうでも社会福祉協議会、または健管センター、そしてまた中央公民館、各種公民館、また保育所とか認定こども園、いろんなところに周知する必要があるというふうに認識いたしておりますので、言われるように、もっともっとポスター等、チラシ等を配布するように努力したいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 啓発ポスターの設置のことなんですけれども、県のほうからポスターをたくさんいただいております、今町長が言ったように、役場は、福祉課の廊下も、まだ張っております。

今、池田議員が言われたように1階のエレベーターの前、それから社会福祉協議会、健康管理センター、中央公民館、各地区の公民館に掲示しています。また、町内保育園、認定こども園、小中学校にポスターの依頼をお願いしてあります。あと、チラシも福祉課の窓口のところとか健康管理センターとか、自由に手にとったり、見ていただけるように設置をしております。

今の池田議員のご意見を参考に、周知に努めていきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） しつこくて大変申しわけございませんが、次、3番目も同じようなことでございますけれども、実は、ある町民の方からのご相談でございました。その方が内臓の疾患のある方でした。歩いていて、急遽息苦しくなって、そして水分補給をしなかったら危ないというような状況になったときに、ある店に「お水ください」と言われるんですね。ヘルプマークも持っていらっしゃったんですよ。それを見せられたんですけれども、その方は、そのマークが何かわからなかったけれども、お水ちょうだいということですから、すぐお水を提供されて、事なきを得たというのがあったわけなんですけども。

その方が、ヘルプマークを持っていらっしゃる方が感じたことが、やはり皆さん方はこの部分を、ヘルプマークがどうなんだ、こうだという部分を知らないということに、その方は危機感を

感じられたということでございましたので。さっき、チラシ、ポスターという部分を申し上げたんですけれど、お店、あるいは事業所の方々も、ぜひポスター等、あるいは意義を伝えていただいて、皆さんが、どんな方がいらっしゃっても、このことだ、こうしてあげようと、ぱっと行動をとれるような体制を町全体がとっていただくということが大変大事なことじゃないかなということで、お店を含めた各事業所への協力体制、これをお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 各事業所への協力体制についてですが、町内の障害福祉事業所へは、ポスターの掲示やチラシの設置を依頼しているところです。

今後も、各会議があったりとかイベントでは広報していきたいと思っているところなんですけれども、それ以外の事業所にはまだ依頼していませんので、今後も関係機関への協力をお願いして、ヘルプマークの意義を理解していただけるように取り組んでいきたいと思っているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 本当に誰でも知っているよというような中で、町全体がなっただけだと大変ありがたいなと思っております。

ヘルプマークを所持されている方はもうわかっているわけですから当然ですけれども、例えばされていない方でも、特に私みたいな高齢者になると、突然、体の変調を来すことが当然あるわけです。そうしたときに、手助けしてあげる、どうしてあげるという部分がみんなの中にあることが、思いやりのある行動ということにつながるんじゃないかなと思います。ここに書いてあります、思いやりのある行動、お願いいたしますと書いてあります。それで、日常の中では優しい気配りが、それが住みよい町になるんじゃないかと思っております。

ですから、町長は福祉のまちづくりを目指しておられますので、三股は住みよい町だねというすごい評判がありまして、子育てのしやすい町、住みよい町というのを、本当にどなたに聞いても三股はうらやましいなというぐらい好評でございますので、この好評をもう一段レベルアップしていただいて、町長が福祉のまちづくりとして、今後の取り組みをもう一度お尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 大変貴重なご意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。

また、本町は子育てに優しい町だけではなくて、高齢者にも優しい町、また、障害者の方々にも優しい町、そういう思いやりのある町、そういうものを目指してしっかりと、皆さんがいつでもこの町に住んでよかったと言われるようなまちづくりに取り組んでいきたいというふうに思い

ます。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） 池田さん。

○議員（11番 池田 克子君） 本当に、皆さん方が大変な中で取り組んでいらっしゃるということは理解しております。大変な中でしょうけども、ぜひぜひ町民の皆様方の声をしっかり受けとめていただいて、皆様が安心安全な中で、喜びの中で、日常の中で過ごしていけるような行政としてやっていただけたら大変ありがたいなと思いますので、今後ともよろしく願いしときます。

これで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） これより、11時10分まで本会議を休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位2番、福田君。

〔4番 福田 新一君 登壇〕

○議員（4番 福田 新一君） 発言順位2番、福田新一です。今回の一般質問においても、町民の疑問点や要望をいろいろと聞いてまいりました。それをもとに、安心安全に暮らせるまちづくりを目指しての質問をしてまいります。議会は行政のチェック機関です。また、議員は議決権を持つという責任感を自覚して、今回も質問してまいります。

先日10月22日に、三股町養護老人ホーム清流園譲渡に関する基本協定の調印式が本町役場にて行われました。もちろん、基本協定書の手続事項内容に「当該議決等を得た後に、その効力が生じるものとする」とあるとおり、今回の定例会の採決次第です。とはいえ、養護老人ホーム清流園の指定管理が平成31年3月で終了し、4月1日からは譲渡先法人での運営を見越してのスケジュールでした。全協でいろいろとお聞きしましたが、本会議、この場で聞く立場でありますので、改めて伺います。

基本協定調印後の譲渡先、社会福祉法人スマイリング・パークの動きはいかがでしょうか。というのも、4月1日から運営開始というスケジュールのもとに調印式があつていきますので、運営開始についての段取りは、何かお聞きでしょうか。

あとの質問は、質問席から行いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 清流園の実情について、①基本協定調印式、10月22日に締結いたしましたけれども、その後の譲渡先の動きについてのご質問でございますが、譲渡先のスマイリング・パークにつきましては、先ほどお話ありましたように、今回の12月議会、議決後でないと動かないということでございましたので、町の動きについてご説明、ご報告を申し上げたいというふうに思います。

この基本協定につきましては、11月29日の町議会全員協議会等で説明をさせていただいたところですが、11月13日に社会福祉法人やまびこ会と社会福祉法人スマイリング・パークの間で協議が行われました。議会での議決後のスケジュール等について確認を行ったと、やまびこ会と社会福祉法人スマイリング・パークの間で協議を行いまして、議会での議決後のスケジュールについて確認を行ったというふうに聞いております。

また、11月22日、本町とやまびこ会が清流園職員の処遇や運営方針、今後の日程等について、本町とやまびこ会で協議を行いました。その同じ日ですけれども、私と福祉課長のほうで、都城市の丸谷町にございますスマイリング・パークの本部を訪問いたしまして、スマイリング・パークの理事長及び事務局長に入所者や職員の処遇について、適切、適正に対応していただくようお願いに参りました。

また、本部のほうの施設を拝見させていただきまして、大変すばらしい、そしてまた入所者本位の処遇をされておるといふところを感じたところでございます。

また、11月27日には、副町長と福祉課長のほうでスマイリング・パークのほうを訪問いたしまして、スマイリング・パークと清流園職員の処遇や業務体制、今後の日程等についての協議を行っておるところでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 結局、今回の定例会において議決、採決されるまでは、先方としては何も動かないということで、町のほうで、いろいろ内容を確認に行ったということでございますね。実は私も、調印後に高城にあります友愛園ですか、そこを下見に行きましたので、また後ほどちょっと感想を言いたいと思いますが。

清流園譲渡について、調印の内容が清流園入所者及び職員の方々に伝わっていると思います。

清流園譲渡について、入所者、また職員の方々はどのような様子であるか、お聞きいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 清流園の職員の方々には、10月に譲渡についての説明をされているということをお伺いしております。

入所者に関しましては、まだはっきりしたことがわかっておりませんので、決まった後に報告

するというふうに聞いております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） ここで再度、昭和38年から今日まで55年間運営してきた清流園の民間への譲渡に至った背景についてお聞きしたいと思います。

まず、民間へ譲渡せず、本町直営にした場合にどんな問題が想定されますか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 民間譲渡に至らず、直営になった場合の問題点についてお答えいたします。

直営による運営になった場合なんですけれども、現在いらっしゃる清流園の職員の方々が引き続き働いてもらえるかどうか、今のところはわからない状況です。定年等で退職される方もいるとお聞きしていますので、不足分については町職員として採用を行わなければならないのかなども考えております。

また、処遇についても、現在の条件のままなのか、措置費に合わせた処遇にするのか、町職員に合わせた処遇にするのか。あと、建物がかなり老朽化をしておりますので、建物の改修をどのように行うのか。町としては養護老人ホームの運営をしたことがありませんので、経営を成り立たせるためにはどうしたらよいか。あと、措置費以上の町の負担はどれくらいまでが限度なのかなど、解決しなければならないことがたくさんあります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 質問の③で、今の質問にもお答えしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）清流園の民間譲渡に至る背景ですけれども、もう何回となく議員さんはお聞きのことだと思いますけれども、傍聴席の方もいらっしゃいますので、再度、繰り返しになりますけれど、お話しさせていただきたいと思います。

養護老人ホーム清流園の民間譲渡に至る背景及び経緯についてお答えいたします。

養護老人ホーム清流園は昭和38年に開設され、昭和47年から社会福祉法人やまびこ会へ管理運営を業務委託し、その後、昭和54年4月に現在地、今、上米公園のところに建設、移転され、現在地での運営も39年を迎えております。

また、管理運営につきましては、平成18年9月からは指定管理者制度に基づく業務委託を行っており、この間、やまびこ会へ4回の指定管理者の指定を行っております。町においては、やまびこ会と協議しながら、施設のさまざまな改修を行ってきたところです。

しかしながら、施設の老朽化や、近年においては入所者の減少に伴う減収により、経営が難し

くなっているとの報告がやまびこ会からございました。

このようなことから、昨年度、養護老人ホーム清流園の今後の運営について、副町長を委員長とし、総務、企画商工、税務財政、町民保健、会計の各課長の6人の委員で構成するあり方検討委員会を設置しまして、廃止、指定管理による運営の継続、直営による運営、民間譲渡の4つの選択肢について検討するとともにパブリックコメントを実施してまいりました。

あり方検討委員会で検討しました、廃止、指定管理による運営の継続、直営による運営、民間譲渡の4つの選択肢についての検討結果を説明いたしますと、まず廃止については、養護老人ホームは環境上の理由や経済的事情により、在宅で生活することが困難な高齢者の受け皿となるセーフティーネットとしての機能から、町にとっては必要な施設でございます。

また、県内の養護老人ホームの入居率は、平成29年度でありますけれども、96.4%となっておりまして、施設の改修や運営形態の見直しを行えば、本町においてもその必要性、有効性は高いことから、養護老人ホームの廃止は避けたいという結論に至りました。

次に、指定管理による運営の継続につきましては、施設の老朽化に伴い、改修、建替えが必要ですが、これにかかわる国・県の補助金は社会福祉法人が対象でありまして、市町村は対象外となります。このことから、町単独での建替え等は財政的に厳しく、指定管理による運営の継続は難しいという結論に達したところです。

なお、施設の現状を踏まえますと、大規模な修繕等が早晚やってくることは明らかとなっております。

また、運営費についても、ここ数年赤字であることから、赤字補填、つまり指定管理料が発生することになり、町の財政負担が増えることとなります。

次に、直営による事業運営では多様化する入所者サービスへの対応が難しくなりつつありまして、より専門的な技術と経営ノウハウを有する民間事業者の経営に委ねることが、入居者に良質なサービスを安定的に供給することができることとともに、迅速な対応が可能になると思われれます。

また、指定管理による運営の継続と同様、建物の改修や建替えに対し、国・県の補助金はなく多額の費用がかかることから、町が直営で運営することは厳しいという結論でございます。

最後に、民間譲渡につきましては、県内にある養護老人ホーム33施設の設置運営状況を見ますと、自治体直営が2カ所、指定管理が11カ所、民設民営が20カ所であり、民営化が進んでおります。施設の建替えに際しては社会福祉法人等の民間の方が補助金の面で有利でございます。

また、民間には老人福祉施設単体だけではなくて、複合的なグループ経営を行っているところが多く、これにより弾力的な職員採用や人事管理による職員の資質の向上が図られ、同時に介護、医療の連携によるサービスの多様化にも対応しております。

このような4つの選択肢の検討結果から、現在の指定管理機関である平成31年3月31日の

終了をもって民間譲渡することが妥当であるとの結論に至ったところでございます。このことについては、昨年12月の議会議員全員協議会で報告するとともに、今後のスケジュールについてもお知らせをいたしたところでございます。

そして、ことしの6月に譲渡先法人の公募を行いましたところ、現地見学説明会には3法人、役場での事業説明には2法人が来られましたが、応募していただいたのは1法人でございました。

町では、副町長を委員長とし、西山繁敏自治公民館連絡協議会長、下村勉民生委員・児童委員会協議会会長、若宮邦彦南九州大学教授、福山旭南部福祉子どもセンター副所長及び社会福祉協議会事務局長、総務課長の7人で構成する「譲渡先法人選定委員会」を設置しまして、書類審査、プレゼンテーションなどを踏まえ慎重に審査していただいた結果、社会福祉法人スマイリング・パークが選定されたところでございます。

選定委員による審査講評としまして、次のような点が高く評価されています。

1つ目は、施設の運営に当たっては、施設のルールに合わせるのではなく、入所者に合わせたサービスの実践を評価いたしました。2つ目としては、法人職員の離職率の低さから職員の満足度が伺え、さまざまな研修による入所者ケアの質の向上にも期待が持てる。3つ目としましては、リフォームや2人部屋を個室化する増改築を、国・県の補助金を活用して行う方針であり、入所者の生活環境がよくなると、こういうことが挙げられております。

以上のように、社会福祉法人スマイリング・パークの経営方針、運営実態及び清流園に対する今後の運営方針等が高く評価されまして選定に至ったものだと考えております。

以上が、民間譲渡に至る背景とこれまでの経緯でございます。長くなりましたけれども、そういうことで民間譲渡を決断したところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 本町に養護老人ホームは必要であるという前提のもとに、4つの選択肢の中からここに至ったというお話がありました。再度の説明要求しまして、ありがとうございました。

そこで、もっと具体的になんですけども、例えば、今出ました老朽化に対して、建替えようと思ったとき、予算幾らぐらい必要なのでしょうか。おおよその金額でいいですけど。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 建替えに係る費用についてお答えいたします。

町単独で建替えは約5億円かかるという概算で予測しております。町には、国・県の補助金はありませんので、5億円全額が町の持ち出しの金額となり、大きな財政的な負担となると考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（４番 福田 新一君） 先ほど出ました、民間になった場合の補助金、これはどういったような値で出るんですか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 社会福祉法人等の民間が建替え等をしますと、1床当たり280万円の補助金が出ておられますので、清流園は50床ですので、280万円掛ける50床で1億4,000万円の補助が出ておられます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（４番 福田 新一君） 先ほど、ちょっと申しましたように、調印式の後に、実際、スマイリング・パーク、今度、手挙げたところが指定管理で運営している養護老人ホーム友愛園に視察に行きました。

資料の1ページに入れてありますけども、以前、都城市が運営していたとき、これがビフォアというスタイル、そしてスマイリング・パークが改良を加えていった内容がアフターという括弧で、そこに示されております。

ちょっとその資料を説明しますと、先ほど町長の言葉にもありましたけども、まず、この一番の飾り言葉というのが、飾りというのはよくないかもわかりませんが、方針というのが、ここは老人ホームとか、そういう施設ではありません、ここはみんなが暮らす場ですよというのが、非常に表に立って言われたところです。

それで、一番上の玄関から応接スペースここに出しているのは幾つかあった中の一部を取り上げて今出していますけども玄関、応接スペース見ますと、写真の写りもあんまりよくないんですが、非常に暗いイメージが、アフターというので明るくなっております。これは、スポットライトをつけたり、また非常に入りやすさを追求していった入り口になっておりました。それと、家族の面会者も増えているという状況です。

中段のテーブルの設置、これビフォアのほうに比べてアフターは、利用者数を上げるということで、こういった限られた人しか座れない以前の状態を、談話室にテーブルを新規に設置して、約40人位の人が平気で座れる空間にしたという状況です。

それと一番下の食事ですが、これは敬老会のと時の内容です。弁当のイメージというのを、栄養士の手づくりで、とにかく品数を増やして、お膳式に改良したという内容でした。

まず、この視察を見た私個人の意見としては、理事長の経営理念というのは、1、とにかく人を集めると。これは、その入所者だけじゃなくて、地域の人たちが集まるというような空間をつ

くる。2、住みやすくする。一番最初に言いましたように、病院とかそういうんじゃないんだよ、まずは住みやすくするんだよ。3、経営はあくまでも成立させないかん。経営を成り立てんで、優しくする、どうのこうのちゅうのはなし、経営を成立させる。この理事長の信念、人を集める、2、住みやすくする、3、経営を成立させるという、こういうのに頑としたものがあるなということを感じたところです。

この項目の質問の最後になりますけども、現在の三股町の町立病院、この二の舞にならないための確固たる内容は協定書のどの部分なのかというのを明確に教えていただけませんか。これは、委員長の副町長、よろしいですか。

○議長（池邊 美紀君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） ただいまの質問について、お答えしたいと思います。

ちょうど町立病院が経営が赤字でありまして、ご承知の議員さんもいらっしゃると思いますが、土地も建物も運営も、全てを入札によって譲渡したということでありまして。

その後についても、ご承知のように約1年半ほど病院として診療所だったんですけども機能があつたんですが、経営が成り立たないということで病院の閉鎖をされております。今も、現在、閉鎖のままです。

先ほど、町長からありましたが、あり方検討委員会の中でも、その辺が一番問題になったところなんです。今回も、その清流園の運営、土地建物も含めて譲渡した場合、受けた法人の経営次第では、また二の舞になるといけないということで、今回は土地を貸し付けということにしました。この土地の貸し付けもなんですが、実は当初は、当然、町の公有地ですから、一定程度の使用料といたしますか、賃料を発生して貸すのが最もだと思ったんですが、町村会の顧問弁護士の先生に相談したところ、借地借家法というのがありまして、土地については、金額をつけて貸すと30年間の使用が発生するというようになっております。そうなりますと有料で貸します、例えば途中で経営が悪くなって閉鎖しても、30年間は土地が返してもらえないということになると、町立病院のようになるんじゃないかということで、今回、議案のほうに上がっているんですが、土地は無償で貸し付けると。無償で貸し付ければ、いざというときには、すぐ町が返還をできるということで、今回は町立病院のようにならないためには、建物はもう古いので無償譲渡の予定なんですけど、土地については無償貸し付けということで対応していきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 非常にそういうのは、私、難しいんですけど、以前、全協の中で説明もありました協定書ですよ。あの協定書でいくと、この部分ですよということを、もうち

よっとわかりやすく説明できますか。何条の、どの部分がそれに値するのか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 協定書でいいますと、第5条土地の使用等のところになります。第5条は、所有する土地を建物等の譲渡の日から5年間無償で貸し付けるものとする。貸し付け期間経過後については、期間終了前に譲渡先の社会福祉法人のほうと協議するというふうにしております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 副町長、それでいいんですか。

○副町長（西村 尚彦君） そうです。

○議員（4番 福田 新一君） とりあえず、みんなの関心あるのは、ほら見てみよということにならんように、町立病院の二の舞にならんようにというのは、本当に確実な歯どめをしていかなといけない物件だと思いますので、よろしくお願いします。

次の質問に行きたいと思います。

上米公園入り口の信号機設置について伺います。以前、質問においても話題にした物件です。また、今年度の地区座談会の場においても要望が出ておりました。町長の回答としましては、「本町の信号機設置の最優先の設置箇所として申請してある。あとは県の判断です。」という回答だったと記憶しております。

上米公園への来園者数利用者数ですけれども、ここら辺の動向についてはどうお考えでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 利用者数については、今、詳しい数字については手持ちがありませんけど、特に土曜、日曜日になると、遊具のところで親子連れの方が大勢遊んでいらっしゃる。また、平日においても、パークゴルフ場を常設しておりますので、そちらのほうの利用の方が利用されているという状況があります。

また、桜の時期になりますと、皆さんご存じですけど、多くの方がご利用いただいている状況がございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） つい先日も、パークゴルフ場に来られたお客さんが、帰りに交通事故に遭われて救急車が出動しています。2週間ぐらい前のことです。現場は依然として、何ら変わらずのままです。大きな事故が発生する前に打つ手はないのか、いら立ちを覚えます。

この交差点での、最近5年間の交通事故発生状況及び救急車の出動状況をお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、お答えいたします。

上米公園入り口で発生した5年間の交通事故についてお答えいたします。交通事故の発生件数につきましては、都城警察署に問い合わせましたところ、6件となっております。

また、救急車の出動件数でありますけども、消防局のほうに問い合わせいたしまして、3件と。内容としては、いずれも軽傷ということで伺っているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 資料の2、5分の2に入れましたけども、上米公園の近況をそこに入れてあります。一番上の左、これは都市整備課長から言われました、非常に利用者が増えていきます遊具場です。その右がパークゴルフ場の入り口ですけども、ここも、きょうでも何か大会があったのかわかりませんが、ほぼ駐車場は満車の状態で、朝そういう状態でゲームが始まっております。左下、こちらは役場側、西側から上米公園に向かうときに出てくる交差点の手前です。役場側から公園に向かうときの交差点に向かう手前のところです。右のほう、これは今度は逆に上米公園のほうからずっとおりてきて、一旦停止して右を振り向いたときの角度で撮った写真です。

そして今、総務課長からも言われましたように、消防局より交通事故に伴う救急車の出動については、その次のページ、5分の3に、都城警察署長より出してもらったのが上米公園南西側交差点における交通事故発生状況ということで、27年から30年まで6件ということですけども、つい2週間前、もう1件やっていますから7件になると思います。それと下の図が赤い点で丸がしてありますけども、ここが事故の現場です。ですから、ここは27年から30年までで、この地点でこんだけの事故が発生しているということです。そして、皆さん、記憶にあると思うんですけども、ここでは死亡事故も何年か前にやっているんですね、ご存じないですか。（発言する者あり）あるみたいです。そういった事故もあっているような状況です。

そういうことで、現在、上米公園というのは1年を通して、パークゴルフ場をはじめ遊具場、そしてまた宮田池を囲む桜並木と、ますます充実してきています。

先ほど、来園者数の動向を伺いましたところ、非常に増えている状況にあると答弁をいただきました。利用者は増える方向だということです。そしてまた、交通事故発生状況からも、緊急性、そして必要性、この2つを感じます。

信号機の設置条件に緊急性、必要性という言葉がしきりに出てきます。私は上米公園南西側交差点の状況は、十分その言葉に値する状況であると思いますが、町長、いかがお思いですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、充実した総合公園入り口としての信号機の設置の緊急性、

必要性ということでお答えさせていただきます。

上米公園は、先ほど都市整備課長よりもありましたとおり、町内で一番大きい総合公園でありまして、幼児用の遊具や大型遊具、パークゴルフ場もありますので、年間を通じて、年代を問わず多くの方が利用されております。また、春の桜まつりには、町内外から多くの観光客が訪れる公園でもあります。

しかし、この上米公園前には霧島南部広域農道が通っておりまして、日常的にトラックや通勤の車など交通量が非常に多く、上米公園入り口付近ではたびたび交通事故も起きていることから、公園入り口には信号機の設置の必要性は感じているところでございます。

このことを踏まえまして、町としましては、毎年、都城警察署のほうに信号機の設置や道路規制等の要望を提出しているところでございますが、今年度は緊急性があると判断し、ことしの4月に上米公園ともう1カ所、2カ所ですけれども、信号機の設置のみの要望を都城警察署へ提出しております。都城警察署では、議員のおっしゃるとおり管内での交通事故発生状況や交差点、道路の条件などを総合的に判断して、優先度の高い順に設置を行っていると同っているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 通告の内容で、事故につながる環境分析というのを出したんですけども、これは分析されましたか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 事故に関する詳しい分析というのはあれなんですけれども、形態でお答えしたいと思います。

先ほども申しましたとおり、上米公園前の広域農道については、日常的にトラック、通勤の車が利用しており、非常に交通量が多いと。上米公園付近の南側から北方向へ向かう際が、見通しのいい、ほぼ直線道路となっておりまして、スピードが出やすい環境になっているのではないかと。

また、上米公園の、先ほど写真にもありました西側からの公園入り口に向けての道路が広域農道の交差点手前で急な坂道となっておりまして、広域農道の南側から来る車両が非常に見えにくい状況であると思います。

さらに、上米公園北側から公園入り口付近にかけての広域農道はカーブになっているため、公園入り口付近の見通しが悪くなっているところでもあります。このような状況になるため、事故が起こるのではないかとというふうに考えております。

現在のところ、信号機の設置については、なかなか見通しが見つからない現状でありますけれども、引き続き要望活動は続けていきたいと考えております。

また、町としましては、都城地区の交通安全協会が運動、推進を勧めております「一時停止は二度止まる」ということで、そちらのほうの周知の徹底もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 今、課長のおっしゃったとおり、環境分析と書いた意味は全くそのとおりです。これが絡み合って、本当にこれ事故になるゆえんというのはここだなというのは感じます。そういうのが、全部組み合わさった事故の現場だと思います。

特に、現在は路上に大きく「スピードを落とせ」とか「交差点あり」とか「止まれ」とか、こういった文字が書かれています。そして、黄色や白のラインがペイントされてあります。「止まれ」の標識も、ちょうど今、例に出てきた役場側から上がっていくところですけど、あそここのところには「止まれ」の標識が下と上と2段に取りつけてあります。目に訴えようとの努力でしょうけども、ちなみにあれはどここが施工するんですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 規制等については、道路の規制「止まれ」等については警察のほうでしていただいておりますけども、「交差点あり」とか、そういう危ないところの表示は、うちの都市整備課のほうで対応していただいているところがございます。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） そして、もう一つ怖いのが、宮田池の下にグランドゴルフ場があるんですけども、あそこに早朝から高齢者の方が通われるんですね。あそこは非常に危ない箇所になっています。それで、本町の信号機設置箇所の最優先として申請してあるということでしたので、事あるごとにぜひプッシュして、一日も早く設置してほしいと思います。

次に、建国大学について伺います。

建国大学野球合宿について伺いますが、前回の定例会において紹介されたとおり、来春、キャンプ申し込みが1月17日から2月15日まで来ているようです。資料の4ページに建国大学の概要、内容をつけました。在籍学生数が合計2万5,700名とかいう非常に大きな大学であります。ソウル市にあって、出身者に女子ゴルファーのイ・ボミ選手とかアン・シネ選手、また、中日ドラゴンズの韓国のイチローと言われたイ・ジョンボムなど、非常に有名選手の多い大学です。

つい先日、12月2日に、監督、コーチ初め4名来日されました。ホテル等の最終的な詰めでしょう。9月議会におきまして、教育課長から「町としましては、商工業者による企画とか都市整備課によるグラウンド整備など、連携をとれる……」次の言葉が、幾らテープ聞いても聞き取れないんですけど、連携をとれる通信組織とか何とか組織を「早急に立ち上げて構築していき

い。少年野球との交流会やらサポートしていきたい」と答弁もらいました。「自立と協働で創る元気なまち三股」の出番です。3年連続の本町合宿に対する歓迎セレモニー等の受け入れ態勢をお聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、建国大学野球合宿の受け入れ態勢についてお答えいたします。

来年1月17日から合宿に来られる建国大学野球部ですが、本町での合宿が3回目となります。これまでの受け入れ態勢としましては、ピッチングマシンやバッティングゲージ等の施設整備を行ってきたところでございます。

今後、本町での合宿を定着化してもらうためにも、関係課と協議をしながら必要な整備を行っていくとともに、おもてなしの一環として歓迎セレモニーの開催についても検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） どうしても、この時期、パノラマまらさんと少しラップするんですね。だから、どうしてもそっちが対応が優先となって手が回らない状況下になりがちですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そこで、野球だけのつながりにとどまらず、せつかくのチャンスですから、野球を通して真剣に、本気になって商工観光の交流発展へつないでいきたいと思います。

身近な例を挙げますと、中国、韓国、台湾からの訪日客に、メイド・イン・ジャパンの炊飯器が大変人気があり、売れ行きがすごいという情報を新潟の米づくり農家がキャッチしました。その新潟の米づくり農家がどうしたかという、その売れ行きの良い炊飯器にうちの米を一握り添えてください、とそういった工夫したんです。そしたら、今度は炊飯器を買った中国、韓国、台湾のほうからは、今度はこの米がおいしいということで注文が殺到したとのこと。ちょっとしたことですけども、そういったアンテナを張っておくと、そういうところにひっかけられるんだなという一つの例です。

また、先日、樺山地区集落営農組合の先進地視察研修で、株式会社ひのかげアグリファームに参りました。ここでも日之影の米がうまいということで、年に8トン供給してほしいと取り引きが成立。そのほかに日之影において大玉トマトとかウコン、ニンニクなど、本当にちょっとしたつながりが地元産品を拡大するきっかけとなっております。

もちろん、三股もやられているとは思ひます。本当に三股もやっぺいらっしやると思ひますが、さらに周知してほしいと思ひます。「自立と協働で創る元気なまち三股」です。野球の合宿でと

どまらず、このちょっとした関係を、本町とソウル市と部分的な友好を協力関係へと発展させてはいかがでしょうか。町長、お考えをお聞きます。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 本町と韓国ソウル市の友好関係の促進ですけれども、一般的に姉妹都市、友好都市としての提携を結ぶ経緯としましては、人口の規模であったり、産業であったり、そういった風土であったりといった共通点が数多くあることがきっかけとなっておるのがほとんどでございます。本町と韓国のソウル市では規模が大変違いますので、自治体間での友好関係の提携というのは、なかなか難しいところですが、今、福田議員がおっしゃいましたとおり、この建国大学と本町の住民の方々のつながりを温めて育てていって、そこら辺を足がかりにして、お互いの特産品、また観光地の紹介をし合うということは可能ではないかということで考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 本当に課長のおっしゃるとおり、前向きにそうやって取り組んでいけば、必ず実を結ぶと思います。来年ですか、民間による合宿所が設立されたり、やはりそういう意味では、1カ月、都城のホテルに泊まるメンバーはコーチ2人、監督1人、選手29人と聞いていますから、32名ですか。1カ月泊まるとなると、ざっと計算しただけでも何百万というお金がそのホテルに入るといいますか、使われるわけです。

ですから、ぜひぜひ、今、課長おっしゃったように、ソウル市というのは大きいから三股町とは桁違いかも知れませんが、部分的にそういうところは少しずつつながって行って広げていったら、本当に三股町を活性化できるんじゃないかなと思っております。

隣の都城市において、モンゴル・ウランバートル市と友好交流都市の提携がされております。台湾の新竹県から小学生15人、中学生20人訪日し、少年野球交流は7年間続いています。交流を通じて、さらに友好協力関係を促進したいと希望しています。ウガンダ経験の佐々木さんの経験というのも貴重な経験がありますので、ぜひ将来友好的に生かすべきだなと思っております。そういうふうに思います。

それこそ「自立と協働で創る元気なまち三股」というのを掲げて、いろんな機関でグループやりながら反映させながら、側面的にいろいろ協力してもらおうというような形つくっていけば、いいほうに回転するかなと思っております。

次の質問に行きます。役場内のトイレの場所と個数等について伺います。

現在、役場内における和式・洋式トイレの状況と、今後の計画を教えてください。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、お答えいたします。

庁舎内のトイレは西館4階のほうですけど、西館の1階から4階に男女1カ所ずつ、計8カ所ありまして、男子・女子トイレともに個室が2つずつあります。また、東館の1階から3階に男女1カ所ずつ、計6カ所ありまして、個室は男子が2つずつ、女子トイレが3つずつあります。加えて西館の4階に障害者対応トイレと、東館の1階にはオストメイト対応のトイレが設置されているところでございます。

洋式トイレが最近一般化していることと、足腰の悪い方への配慮という点から、今年度、平成30年度から洋式化を進めておりまして、もう既に今年度1階と2階の全てのトイレに洋式トイレが1台はあるという状況となっております。

31年度の計画としましては、4階の3階から4階の4カ所に1台ずつと、東館3階の2カ所に1台ずつを設置いたしまして、庁舎内の各トイレに1台ずつ洋式トイレがあるという状況にする予定であります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 少し遅かったんですけども、実は本当に役場が町民にとって親しみやすい場所であるために、やはり社会状況の変化を的確にキャッチする必要があると思います。きょうも傍聴のほうに、上米地区のほうから前館長、そして現館長、来られていますけども、実はずっと見えていた、その前の館長さんが常々言っておられたんです。「役場に洋式のトイレがねえかね」とよく言っていたんですけど、本当にかわいそうに、足腰が弱いがために必死に言っていたんですけど、去る10月に膵臓がんを患われて亡くなられていますけども、本当にそういった意味ではもっと早くすべきだったかな、自分でももっと強く言うべきだったなというのを少し後悔しております。

今、計画聞きましたが、そういった確実に各階に洋式のトイレができてくるということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問です。スポーツレクリエーション系施設について伺ひます。

資料の5ページに平成30年度月別体育館施設の概況調査、旭ヶ丘運動公園施設の概況調査を入れました。この使用状況について、当初の計画と比較して、どうお考えですか。

また、今後の計画等を含んだプラン・ドゥー・チェック・アクションのPDCAサイクルマネジメント検証の結果をお聞きします。できましたら、P、これこれ、D、これこれ、C、これこれ、A、これこれというようなおのおのに説明していただくと非常にわかりやすいんですけども。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） ことしの4月に多目的スポーツセンターが完成しまして、PDCA

サイクル、そのとおりにちょっと説明できないかもしれないんですが、回答させていただきます。

まず、多目的スポーツセンターは人工芝を備えました施設で、主に屋内競技のフットサルのほか、サッカー、野球……。

○議長（池邊 美紀君） 休憩します。

午後0時00分休憩

午後0時01分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 多目的スポーツセンターは人工芝を備えた施設で、主に屋内競技のフットサルのほか、サッカー、野球、ソフトボール等の雨天時の練習として使用される機会が多く、スポーツ少年団、中学校、高校、一般まで幅の広い方々が利用されております。

ことしの4月から5月にかけては、町民への周知がされていなかったことなどから、施設の利用が低迷しておりましたが、梅雨時期から使用料免除団体のスポーツ少年団とか中学校部活動が使用を希望するようになりまして、予約を早くした者が優先という形ではありますが、多く利用されるようになりました。こういう早い者勝ちという事態を避けるために、免除団体の利用についてルールづくりをPDCAサイクルということで行いまして、関係団体を6月の27日に集めまして、新たなルールで説明会を開催しました。

その内容につきましては、貸し出し日の予約申請は、利用する前の週の金曜日の午後1時から午後5時の時間としまして、貸し出せる期間は、翌週の月曜から日曜日の7日間にする。1団体が利用できる日数は1週間のうち3日を限度とし、1回の利用時間については平日が2時間、土曜日祝日は3時間を限度とすること。また、免除団体の利用予定日時に一般の方の申請があった場合には、そちらを優先するというにしました。貸し出し予約のルールを示したことによりまして、免除団体の利用についてはトラブルがなくなったと、一定の秩序が保たれているというふうになっていると思います。

また、これから寒くなりますので、また日没が早くなって寒冷によって練習ができないというような新たな問題も発生が考えられますので、関係団体から情報を得ながら公正公平の原則に立ってそのような問題に対処したいということで、PDCAサイクルも常に状況を確認しながら、多くの方が利用できるように対応しておるとのことでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 福田君。

○議員（4番 福田 新一君） 先に、もうここで言われたんですけど、教育長はちょっととめられたんですけど、実はこれの5ページの表の上のほうが多目的スポーツセンターで、下のほうが

旭ヶ丘だったんですね。この旭ヶ丘運動公園の野球場、ソフトボール、そして陸上競技場については、他地区のいろんなそういう野球場とか、ソフトボール球場とか陸上競技場と比較しようと思ったんですけども、そこまでちょっと時間的に入手できませんで、この多目的スポーツセンターのほうのプラン・ドゥー・チェック・アクションを聞こうかなと思って、その後に予約を聞こうかと思ったんですけど、先に予約のフレキシブルのどうのこうのを兼ねた質問の答えを先に言われたんですが。実際に今、例えばネットなんかで多目的スポーツセンターのほうは予約できるんですか。

その前にもう一つ聞きたいんですけど、ネットで三股町多目的スポーツセンターというのを引いていくと、どういうのが出てくるかという、まだ以前の写真の内容で出てきます。この内容です。建物も前のやつで。そして、これに書かれているのが、もちろんそういう新しい施設は載っていないです。ここには、毎月、利用申込書は中央公民館まで利用料金と一緒に申し込んでくださいとか、貸し出しはどのようのということ、とにかく電話での予約は一切受け付けていませんと書いてありますけども、今の時代でそういうのができないというのは、非常に、そういう意味では使われにくい環境にもありますので、そういうのをもう一回、何かいい方法はないのかなというのを聞こうとしたんです。

事情はそういうことですので、私もこうしたらいいですよという代案というのは持っていませんので何とも言えないんですけど、ただ、そういったいろんなネット上で見れる内容もまだ準備できていないし、予約のスタイルというのも非常に扱いにくい状況にあるというのは間違いないです。考えてほしいと思います。

最後ですけども、いいですか。9月議会の一般会計の審議、審査の中で、ボルダリングの設置について、それこそ多目的スポーツセンターにあるボルダリングについての話なんですけど、高さや規模を含めて必要性、将来性、この場所にマッチするんですかという検討はされたのですかと質問が出ました。

課長は覚えていらっしゃると思いますが、そのときの回答に私は耳を疑いました。それは、多目的スポーツセンターがオープンして半年経過したぐらいの時期に、課長初め、Yさん、それからベテランの窓口の対応をされる方、男性4名参加でしたが、「我々4名は、ことし異動で来ていますので、そのいきさつはわかりません」と言われました。議案審査のときの質問に対して、私たちは関係ありませんと言っておられるのです。私が今、強く訴えようとしていることは、人事異動のために、その件は我々には関係ありませんと言える空気が漂っていますということです。氷山の一角を見たような気がします。

先日、教育課のほうへ電話して「ボルダリングはどうですか」と尋ねると、軽く「ほとんど使われていませんよ」と言われました。こういった空気は、例えば自動車会社のトヨタ自動車でし

たら、車の座席やハンドルについて、「ここ、どうなっているんですか」と聞いたときに、窓口にいるサービスの担当者が「我々は製作にはかかわっていませんのでわかりません」ともし答えたとしたら、その車を購入したお客の心理状態はどうでしょう。

最初に述べましたとおり、当然、我々議員も含めて町民と一体となって「自立と協働で創る元気なまち三股」を目指すときに、職員の意識向上が必要ではないかと考えるんです。

町長、最後に一言お願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまの対応を聞いていますと、本当に残念なことだなというふうに思います。担当になった以上は、前任者から引き継ぎで、しっかりとその責任感、使命感を持って仕事をすべきであって、大変、反省すべきことかなというふうに感じました。そういう意味合いでは、ただいまご指摘いただきました部分については総務課を通じながら、また、私の言葉でそういう職員の意識改革に努めたいというふうに思っております。

ありがとうございました。

○議員（4番 福田 新一君） 以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） これより、昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時09分休憩

午後1時28分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位3番、森君。

〔2番 森 正太郎君 登壇〕

○議員（2番 森 正太郎君） 発言順位3番、森正太郎でございます。私は、日本共産党を代表いたしまして、通告に従い一般質問を行います。

まず初めに、放課後児童クラブについての質問でございます。

子供たちが放課後や休みの日に安心して過ごせる放課後児童クラブを求める声は全国的なもので、三股町でも、その声は大きく広がっております。さきの議員さんでも質問がありましたとおり、放課後児童クラブの待機児童の有無、人数については先ほど答弁がありましたので割愛させていただきます。

放課後児童クラブについては、全国学童保育連絡協議会が調査発表している学童保育の実施状況調査によると、2018年5月現在、全国での待機児童数は1万6,957人とされておりますが、待機児童は、申し込みをしても入所できない子供の数とされております。申し込みを受理

せずに口頭で断ったものであったり、そもそも学童保育がない市町村、児童クラブがない市町村などは、その待機児童に含まれていない、数を把握していない市町村があるなど、潜在的な待機児童は40万人とも言われております。

三股町では、現在9カ所の放課後児童クラブが運営されておりまして、新しく三股西小の横にも第一児童クラブが建設されるなど、拡充が図られていると思います。

町長の所信表明でも、放課後児童クラブ室の環境整備に努めるとともに、クラブの民間開設を行うとも明言されております。

三股町は子育てに優しい町として認知されつつありますけれども、放課後児童クラブが充実しているという声も、その中で聞かれております。

最初の質問の、放課後児童クラブ待機児童の有無は割愛させていただきます。

三股町の子育て支援マップを見ますと、放課後児童クラブ、児童館、12カ所掲載されておりますけれども、児童館と児童クラブの違いは何でしょうか。それをお尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 放課後児童クラブについて、待機児童の有無を問うということで、先ほど待機児童については回答したところでございますけれども、まずは放課後児童クラブ事業について、若干述べさせていただきたいと思っております。

放課後児童クラブ事業は、保護者が労働等により、昼間、家庭にいない児童に対して、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、家庭と地域の連携のもと、児童の健全な育成を図ることを目的として行っておるところでございます。

本町には13の放課後児童クラブがあり、平成30年11月末現在の利用児童数は514名となっております。平成29年度に三股西小第一児童クラブを新設し、2支援室を設け、定員を80名ふやしたところでございます。

先ほど議員の質問に答えましたけれども、西小学校のほうに16名の待機児童がいるということで、これについては今後、31年度に対策を含めて検討させていただきたいと思っております。

ご質問の児童館と児童クラブの違いについては、担当課長のほうから回答させます。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 放課後児童クラブと児童館の違いについて、回答いたします。

放課後児童クラブ事業の趣旨は、今町長が説明したとおりになります。児童館につきましては、18歳未満の児童が利用できる施設となっております。児童館は、一旦家に帰ってから児童館に来て、遊びの場となります。児童クラブのほうは、学校が終わった後、そのまま家に帰らずに児童クラブのほうに行き、遊びや生活の場を提供するとなっております。児童館は遊びの場の提

供、児童クラブは保育というか、遊びと生活の場の提供ということになっております。あと、児童クラブのほうは、今のところ専用室を設けるとか、1人当たりの面積だとか、あと支援員の要件とかがあるところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） ありがとうございます。

それと、先ほどの議員の質問をおかりして申しわけないんですけども、放課後子ども教室との違いは何でしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先ほど池田議員の中で、どんな活動をしているのかというご質問がありましたけど、児童クラブは、先ほど言いましたように遊びと生活の場ですけども、子ども教室の場合は、大きく分けてジャンルが、学びの場がそれにプラスされます。学びの場、遊びの場、そして体験の場、交流の場というふうに、大きく分けたら4つのジャンルで、いわゆる児童クラブにはない学びの場というのが子ども教室にはあるというふうにご理解いただければと思います。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） ありがとうございます。

先ほどお伺いしましたこの16名の待機児童ということなんですけれども、例えば児童クラブを利用したいんですけども、放課後子ども教室を受け皿にして、そこで時間を過ごしているというお子さん、本来は児童クラブを希望しているという子供さんの意味の待機児童もその中に含まれているかをお伺いしたいんですけども。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 待機児童は、今16名いるんですけども、3年生が待機児童となっております。その理由としては、1、2年生を優先的に受け入れていますので、3年生が待機児童になっているんですけども、待機児童につきましては、あきができ次第、受け入れるということにしております。4月当初は20名だったんですけども、あと転入とか保護者が仕事を始めたことによって、また数名増えていったんですけども、あきが出たところで、また受け入れを、1、2年生優先しておりましたので、現時点で16名となっております。待機児童になっている3年生の児童につきましては児童館の利用ということで、一旦家に帰ってからになるんですけども、児童館に来ていただいて過ごしてもらおうという形をとっております。また、あきができ次第、連絡をするということで説明をしているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 児童クラブを希望しているけれども、そのほかに学びの場であったり、別の受け皿があって、その待機児童に数えられないというケースが、本町に限らず全国的にやっぱりあるんですね。やはり先ほど伺ったように、放課後子供教室と放課後児童クラブ、学童保育は性質が異なるものですから、これを今、政府では一体化してその受け皿を進めていこうということで進めておりますけれども、先ほど実施状況調査を行いました全国学童保育連絡協議会からは、性質の違うもので受け皿にしないでほしいと、放課後児童クラブは放課後児童クラブ、子供教室は子供教室、これは分けて、ぜひ整備して行ってほしいという声があります。

本町でも児童館、子供教室いろいろありますけれども、放課後児童クラブに行っている子供と、そこに行けない子供の間では、先ほどもお話がありましたように、その後の発達に違いがあるというふうな声も聞かれております。実際に児童館で働いている職員の方にお話を伺うと、やっぱりこの受け皿はつくってほしいということで聞いておりますので、ぜひ進めていてもらいたいと思います。

実態として、あるひとり親家庭では3人のお子さんがいらっしゃる状態で、親が働いています。3人のお子さんのうちの低学年の子は、先ほどおっしゃったように学校から直接児童クラブに行ける。けれども、上の子は一回家に帰ってランドセルを置いて、また出直さないといけないと。親御さんからすると、同じ小学校に通っている子供の間で、そうやって違いが生まれて、かわいそうだという声が聞かれております。

今、三股町では梶山・長田児童クラブのみ、高学年の子供さんの受け入れを行っていると思いますが、これをほかの小学校の校区まで広げる考えがないか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 高学年の受け入れについてのご質問ですが、各児童クラブとも利用希望者が増加している状況で、低学年からの受け入れを優先しておりますので、高学年の受け入れが今のところできていない状況になっております。

具体的にはまだ決まっておりませんが、事業のサービスの向上、安心安全を確保していくための専門知識を持った社会福祉法人等への委託も検討し、来年度以降、体制を整備していく予定にしております。体制が整備されれば、地域によっては高学年の受け入れも可能になってくるのではないかと考えていますが、31年度に具体的な民間への委託も考えて整備を計画していきますので、その中で高学年の受け入れも検討していかないといけないと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） ということは、その16名の待機児童の中には、高学年の子は当

然入っていないということになりますよね。はい、わかりました。

本当は預けたいんだけども預けられない子供さんというのも、潜在的な待機児童と言えるのではないかなと思いますので、そういったところにも、ぜひ手を伸ばしていただきたいと思います。

町長の所信表明の中にありましたクラブの民間開設の支援を行うと、来年度から整備していきたいというふうに伺いましたけれども、具体的にどのような支援を考えていらっしゃるのか、今言えることがあれば、ぜひお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま福祉課のほうで、来年度以降の放課後児童クラブのあり方について検討をしております。今、こども未来応援プラン、そちらのほうのアンケート等も踏まえて、今後のあり方、保護者の意見等を聞きながら進めてまいりますけれども、先ほど池田議員のときにもお話ししましたけれども、民間のほうでも放課後児童クラブ、要するに学童保育、そういうのに取り組みたいというところが数カ所ございます。そういうところの館への支援、そしてまた人材に対する補助金等での支援というのもメニューとして国のほうからも示されておりますので、そういうのを活用しながら民間委託での取り組みもしたいと。町自体の直轄というのも維持しながら、あるいはまた整理統合しながら、放課後児童クラブの充実を図っていくというスタンスで進めてまいります。31年度にまた議会のほうにも十分お話ししながら、その有料化も含めてご説明申し上げながら進めていきたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） わかりました。

ご存じのように、児童福祉法の改正によって学童保育、6年生までが対象になったんですけれども、今、小6までの受け入れの義務を課すものではないとされていますけれども、対象を小6までとしたこの児童福祉法の改正の趣旨を踏まえれば、条例として、小学校3年生まで制限するのは適当ではないという説明もあります。

今のお話を総合すると、現状は利用者が増加しているということで、直轄で、すぐすぐ増やすことはできないけれども、今後受け入れの学年を上げていくという考えで間違いないでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） まずは、待機児童もいますので、受け入れは低学年から順番にしていきたいと思っております。民間委託もしていきますと児童クラブの数が増えますので、地域によっては高学年の受け入れもできてくる場所もあるかと思いますが、民間委託するところがまだどこかわからないんですけども、利用の希望者が多い地域と、民間でやりたいという地域が一致すればいいんですけども、そこ辺の調整も必要になってくるかと思っておりますので、まだ今の段

階では6年生まで受け入れられるかどうかは、来年度の整備の状況を見ながら検討していきます。

あともう一つ、1月に子ども・子育てのニーズ調査を行います。その中で、放課後児童クラブについての質問も入れる予定にしております。就学前の児童の保護者、小学生の保護者にお願いまして、放課後の子供たちの過ごし方とか、児童クラブを利用している方の満足度とか、あと利用希望の時間とか有料化のこととかもアンケート調査の項目に入れておりますので、そういうアンケート調査をしながら、また結果を分析しながら整理をしていきたいと考えているところで

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 方向性としては、順次広げていくということだと思います。

次の質問にまいります。

重度心身障害者医療費助成制度についてなんですけれども、三股町では、ただいま障害のある方の医療費を助成する制度がありますけれども、本町の重度心身障害者医療費助成制度について、どのような制度なのかお尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 重度心身障害者医療費助成制度について回答いたします。

この制度は、重度の障害を持つ方に医療費の一部を助成することで経済的負担を軽減し、保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ることを目的として実施しております。

医療費助成は、医療費の支払い額から入院、外来ともに月額1,000円を控除した額を助成するものです。現在、入院費医療は現物給付、外来は償還払いとなっております。

制度についての説明を、これで終わります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 月1,000円を超える部分を助成していると。町と県で財源が出ている制度ですね。

宮崎県議会では、ご存じのように12月4日まで、先日まで行われました11月の定例議会で、この重度障害者（児）医療費公費負担事業の通院における現物給付を求める請願が全会一致で採択されました。

この請願は、全県から1万筆以上の署名が寄せられております。このことから、この障害者医療費助成制度の改善に大きな期待が寄せられているということが推しはかれると思います。

当事者の方にお話を聞いたところ、やっぱり重度の障害をお持ちの方は書類を一つ書くのも大変だと。代筆を頼んだり、また、所得も平均の所得より平均100万円低いと言われております。立替え払いも、やはり大きな負担になっているという声が聞かれております。

本町の場合は、町内と都城市での外来受診は申請書は出さなくていいと、受給証明書だけでその助成が受けられるということになってはいますが、助成金の振り込みが3カ月後の償還払いという点は負担の一因になっていると思いますが、3カ月後の償還払いになっているこの障害者医療費助成制度についての現物給付、これ本町で考えられないか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 先ほど森議員が言われたように、都城、三股町の医療機関を受診した場合は、本人が申請しなくても償還払いができるように自動償還払いを行っていますので、わざわざ役場の福祉課に来て、申請書を書いて提出するという負担を軽減をしているところです。医療機関の窓口で健康保険証と重度心身障害者医療費受給者資格者証を提出いただきまして、医療費をお支払いいただくと、受診日の3カ月後に指定された口座に助成金が振り込まれます。医療機関は、受診日の翌月に国保連合会に受診のデータを提出します。国保連合会は、審査を行った後、本町のほうにデータを送ってきます。本町では、審査や保険との調整を行った後に、助成額を支給する仕組みとなっているために、3カ月後の償還払いとなります。

現物給付が難しい理由としましては、一月に自己負担額が1,000円となっておりますので、複数の医療機関を受診した場合、上限の管理、1,000円という上限がありますので、その管理をすることが難しいことと、あと高額医療費の制度がありますので、高額医療費制度の保険のほうとの調整が必要となるために難しい状況です。

都城市、三股町の医療機関受診の場合は自動償還払いを行って、窓口申請の負担の軽減や申請忘れの防止を行っていることから、現物給付につきましては、現在のところ現状維持と考えております。

ただ、町単独での現物給付は難しいところなんですけれども、町村会と市長会合同で、県知事に重度心身障害者医療費制度の現物給付の要望書を来年1月に提出する予定となっております。今後の状況を見ながら、また検討していきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 町村会、市長会で申し入れを行うという動きが、これが当事者の方に伝われば心強いことになるのかなと思います。千葉県なんかでは、実際に行われているところもありますので、不可能な制度ではないのかなと思います。県のほうでは請願が採択されたら、全会一致で採択されたということですので、今後もその動きを注視していただいて、ぜひ制度の改善に努めていっていただきたいと思います。

続いての質問にまいります。

1つ飛ばしまして、4番目の在宅高齢者福祉サービスについて質問を出しております。

現在、在宅で寝たきり老人、認知症高齢者及び重度心身障害者（児）の方を介護されている家族に対して、月額1万5,000円の介護手当が支給されております。介護保険特別会計の、これが前の議会で任意事業から外れ、一般会計で措置されるということになりました。平成30年度はこの事業を継続していくということでしたけれども、来年度以降のこのサービスの継続はどうなっているのかお尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） 高齢者の介護手当支給事業についてお答えいたします。

この事業は、寝たきりや認知症のある65歳以上の高齢者等に、介護を在宅において6カ月以上にわたり、主として介護される家族に介護手当を支給することにより、家庭の安らぎと福祉の向上に寄与することを目的として実施しております。

介護手当は、在宅での介護が月に20日以上ある月に、月額1万5,000円を7月、10月、1月、4月の四半期ごとに支給しております。

対象者数と支給実績は質問ないんですけど、言っているいいですか。

○議員（2番 森 正太郎君） お願いします。

○福祉課長（齊藤 美和君） 平成28年度は19名で、214万5,000円支給しております。平成29年度は14名で、216万支給しております。平成30年度は、11月末現在なんですが、14名で111万円となっております。

31年度以降の事業の継続につきましては、今のところ実施していく予定としているところで

す。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） ぜひ継続していただきたいなと思います。

ほかの市町村を見ると、結構やっていないところが多くて、やっているところでも月額が三股町に比べて随分安いところが多いです。三股町は、この寝たきり介護家族に対しての支援の手当というのが、非常に手厚いんだというのが今度改めてわかりましたので、子育て支援には優しい町と同時に、介護にも福祉にも優しい町ということで、ぜひこの事業を継続していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、順番が前後いたしました、3番目の多様性を認め合うまちづくりについてということで通告を出しております。

先日、宮崎市内でLGBTに関する学習会というのがありまして、私、参加してまいりました。この学習会に参加したのは市内のとある青年で、自民党の杉田水脈衆議院議員が月刊誌への寄稿で、性的少数者、いわゆるLGBTカップルへの行政支援について、生産性がないところに税金

を投入することが果たしているのかと否定的な見解を示したことに端を発する一連の報道や批判を受けて、宮崎でも性的少数者への理解を広げたいという、この思いでその学習会を開いたということです。

この青年は、その学習会に先立ちまして、宮崎市内ですけれども、街頭でアンケートを実施して、LGBTの認知と、この「LGBTは生産性がない」という発言についてどう思うかという調査をしたそうです。その調査の中で、ある高校生は、そもそもLGBTという言葉すら知らなかったという方がいらっしゃいました。しかし、このLGBTというのはこういう意味なんだよという説明をして、その上で、先ほどの杉田水脈議員の主張、こういうふうに言っているんだけど、どう思うかと問うと、「それは間違っている」とはっきりおっしゃったそうです。高校生のほうが、よっぽどまともな考え方ができるんじゃないかなと思いました。

三股町長は、このLGBTのカップルは子供を産まない、つまり生産性がないと、そこに税金を投入することが果たしているのかという主張をどのように受けとめられましたのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 多様性を認め合うまちづくりについて、国会議員によるLGBTは生産性がない旨の発言について、どのように考えるかについて、お答えいたします。

国では、男女雇用機会均等法に基づいて、平成29年1月からセクシュアルハラスメント防止に関する指針に、性的少数者に関する規定を加えて施行しております。指針では、LGBTなどの性的少数者に対し、職場におけるセクシュアルハラスメントもセクハラ指針の対象となる旨が明確化されました。

このように、LGBTの問題が社会的に認知されているさなか、国会議員によるLGBTは生産性がない旨の発言は驚きでした。

自治体では、東京都渋谷区を初め、同性カップルを婚姻関係と同等であると公的に証明するパートナーシップ証明制度を導入している自治体が全国に9つあります。さらに、LGBT関連イベント、東京レインボープライドの開催について報道され、LGBTの存在を訴え、差別や偏見に対して声を上げる運動が起こり、LGBTが直面する困難についても認知が広まりつつあります。

本町でも、今年度、人権啓発週間におきまして、性的少数者に対する理解を深めるため、性同一性障害を持つ方を講師にお招きし、講演を行ったところでございます。

そのような中、国会議員の発言は、生産性のない人間は人間としての価値がないと言っていることと等しく、社会的弱者への配慮を欠いた暴言で、差別と偏見に満ちた不適切きわまりない発言だというふうに思います。

以上、回答といたします。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） ありがとうございます。町長も同じような見解をお持ちで、一安心したところでございます。

人間として価値がない旨の暴言ということで、当事者の方に、この発言どうだったかということとを直接聞いたわけではないんですけれども、そういうふうな話になったときに、その方はトランスジェンダーなんですけれども、言われなれているらしいんですね。外見は男性だけれども、生まれたときは女性で、性適合手術を受けて、今、私は生殖器はないんだと。だから、生産性があるかないかといったら、それはないよと。ただ、それは、ある意味言われなれているということを知って、ああ、そうなんだと思ったんですけれども。逆にその方々が障害者の方と話をしたときに、障害者の人のほうが怒っていたと。何も生み出す——重度の方なんですけれども、俺たちには生きる価値がないのかというふうに受け取ったということで、激しい憤りを感じているのを見て、LGBTの当事者の方々が、逆に、もっと怒らなければいけないんじゃないかというふうに省みたというふうにおっしゃってありました。

国会議員によるこの暴言が、すごいらんなどころに波紋を広げている中で、やはり多様性を認め合う社会をつくっていくことが大事なんだということは、皆さんの共通認識にしていかなければいけないのではないかなと思います。

本町では、26年7月から施行されております三股町男女共同参画推進条例の前文では、「性別にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、その個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の形成は、緊要な課題となっている」と。そして第3条で、「全ての人が性別による差別的取り扱いを受けないこと」が明記されておりますけれども、性別の捉え方というのが、三股町のみならず、日本ではまだまだ認識が不足しているのではないかと思います。

町長は、この性別というと、どのように捉えていらっしゃいますか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） もちろん男女、男、女というふうな捉え方であります。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 性別というと、男女、書類一つ書くのも、性別の記入欄に男、女とあれば、自分はどっちかなというふうに考えることは、まずないと思います。

一般的に性的少数者のことをLGBTといいますけれども、日本ではそのように通称しますが、国際的にはLGBTという言葉すら時代おくれになりつつあります。LGBTというのは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルの頭文字、L、G、Bと、トランスジェンダーのTを組み合わせた略語ですけれども、これで全ての性のありようを指しているわけではありません。LGBT

に内包されない性的指向、性自認を持つ方まで含む言葉として、近ごろでは性的指向、英語だとセクシュアルオリエンテーション、SO、これと性自認、ジェンダーアイデンティティーのGI、これをSOGIを組み合わせたソジという言葉が2011年の国連人権理事会で示されて以降、広がりつつあるそうです。

また、これに加えて——性的指向、性自認というのは心のありようですけれども——その人がどういう格好をしたいのかとか、髪型や服装、その振る舞いという部分で、性表現を示すジェンダーエクプレッションのEと、あとは肉体的な性、心はこうだけれども、実際体には何がっているかということを示すセクシュアルキャラクターリスティックスのSEを加えたSOGIEESC、ソジエスクという言葉も使われ始めています。

また、男性、女性、両方持っていらっしゃるインターセックスという方もいらっしゃいますし、どちらでもない、アセクシュアルという方もいらっしゃいます。自分がどっちかわからないクエスチョニングという言葉もあります。クエスチョニングとインターセックスを合わせてLGBTIQというふうに、性的少数者を示す言葉もいろいろあるわけですね。

一口に性別と言って、今、日本では男か女か、パスポートを見ても、FかM、フィメールかメールしかありません。しかし、オーストラリアなどでは、F、MのほかにXという表記も認められています。これは、XジェンダーのXという意味だそうです。女性でも男性でもある、あるいは男性でも女性でもないという意味だそうです。また、日本からも性適合手術を希望する方が多いとされているタイだと、実は性別が18種類あるそうです。これは、例えば見た目が男性だけれども心は女性で、性的指向が男性の女性をあらわすとか、性的指向が男性だけれども女性をあらわす言葉とかいう組み合わせが無数にある中で、FとMのほかに18種類の性別があるとされておりまして、タイは多様性の先進国と言われていまして、タイの人に聞くと、僕たちは心が広いからねというふうにお答えになるそうです。

三股町には性的少数者はいないのかと、そんなことはないと思います。日本で有名なLGBT調査の1つに、2015年に電通ダイバーシティが7万人に行ったLGBT調査によると、日本のLGBTの方というのは——今、略称LGBTとしておりますけれども——性的少数者の方は7.6%、13人に1人の割合でいると言われております。今インターネットでLGBTの割合というふうに検索すると、大体この7.6%という数字が出てまいります。三股町に当てはめると、12月1日現在の人口が2万5,470人ということですから、1,935人、2,000人近くいるということになるのではないかなと思います。

本町のポータルサイトで、いろいろ検索してみました。LGBT、性的少数者、マイノリティー、性的マイノリティー、セクシュアルマイノリティー、1件も検索結果がありませんでした。町内に多くいらっしゃるであろう性的少数者の方々に対して、本町で行っている支援施策があれ

ばお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、性的少数者関連施策ということでお答えいたします。

現在、先ほど言われましたアンケート調査、代表的な調査で公表されております性的少数者は7.6%、おっしゃったとおり13人に1人と言われております。

宮崎市が2018年に公表いたしました2,000人を対象とした意識調査におきましては、有効回答740人中45人が性的少数者であると回答がありまして、6.08%ということで、16人に1人の割合であることがわかっております。

その宮崎市の割合を本町に割り戻しますと、先ほど2,000人近くということだったんですけども、それであっても1,000人を超える性的少数者がいるということが推測されます。

性的少数者は、ご本人が公表しない限り、わかりづらいものであります。しかし、公表することで職を失うとか、好奇心目で見られることが懸念されまして、公表できないというのが現状のようであります。公表するには、周囲が身近な人の問題であることを認識し、理解することが不可欠であろうかと考えております。

それに対しまして、本町で行っている施策としましては、男女共同参画週間に合わせまして、内閣府から公表されました「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」というキャッチフレーズのもとに、庁舎のロビーでのポスター掲示や、図書館での関連図書のコーナーを設置いたしまして、職員、町民向けに啓発を行ったところであります。

なお、今回、昨日告示されました宮崎県知事選挙の受け付けにおきましても、前回までは、あと2投票区が男女別受け付けということになっておりましたけども、今回整備いたしまして、受け付けの一本化ということを、それで実施するというところで今計画しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 今行っているのが、男女共同参画週間に合わせてポスターの掲示をするのと投票所の受け付けを工夫したということで、ただいま伺ったところであります。

教育長にお尋ねしたいと思います。現在、本町の6つある小学校でLGBT教育、性的少数者についての教育を行っているのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 小学校でLGBT教育を行っているかということについて、お答えいたします。

現在、学校教育におきましては、宮崎県人権教育基本方針をもとに、幼保小中高の長いスパンで、自分や他人、他の人の大切さを認めることができる児童生徒を育てるための人権教育を進め

ております。

小学校の段階は、生涯にわたり性的少数者を含む多様な人々と共生していくための豊かな人権感覚の素地をつくる重要な時期であることから、町内の各小学校においては、児童や地域の実情や関係法令等を受けて作成しました人権教育の全体構想をもとにして、各教科や道徳、総合的な学習の時間など、全ての教育活動を通じた指導を意図的、計画的に進めているところであります。

また、性的少数者など、さまざまな人権課題に対する関心が高まる現代におきまして、学校における人権教育をより一層推進するためには、何よりも教職員の正しい認識を深める研修の充実が必要不可欠であります。町内の小学校においては、夏季休業中に男女共同参画の社会づくりに係る研修を自主的に行ったところもありました。

町教育委員会としましても、県教育委員会等と連携しながら、より充実した人権教育を目指し、教職員の人権感覚を磨き、人権意識をより高めるための取り組みに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） ちょっと具体的にお尋ねしたいんですけども、心の性と体の性が違う人がいるよという人だったり、心が男性、体が男性でも、恋愛対象は男性の方もいるよと、そういった教育というか授業というか、そういった話は小学校でされているのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 今言いましたのは職員の研修として、そういったことを含めて、LGBTに特化した研修ということよりも、人権ということを絡めながら、職員向けにつきましては、最近の話題になっておりますので、ある程度詳しくやっておりますが、学校の子供たちにおきましては、各学年の発達段階において違うわけですけども、例えば性教育といいますか、そういった中で、例えば1年生は体をきれいにすることが大事だよとか、2年生は男の子、女の子というようなことの違い、あるいは3年生は命のつながりだとか命の始まりとか、5年生になりますといろんな性情報の問題とか、6年生だったら偏見と差別とか、そういったようなことを総合的なことでやっておりますので、そういう具体的なことについてのLGBT、あるいは成人がどうのとか、そういう具体的なことについては、小学校の子供たちにはまだ授業は提供はしておりません。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 教育長は、具体的な教育をする必要性があるとお感じになってますか。必要性について。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 発達段階に応じて、そこら辺は実際に、先ほど人口おっしゃいましたけど、町内の子供たちの中にもそういった傾向のあることを訴えている学校もありますので、その実態に応じて、親の理解を得ながら、そういったことを指導していくことは大事なことだろうというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 小学校にちょっとこだわるのは、これも当事者の方に聞いたお話なんですけれども、自分が男か女なのかという性自認が、まずあります。もしくは、自分は男の子なのに男の子が好きかもしれない、この性的指向、これに違和感を覚えたのが、実は6割の方が小学校に上がる前までに何らかの違和感を感じているということだそうです。これを小学校卒業までに広げると、現在、性的少数を自覚していらっしゃる方、自認されている方が、9割は小学校卒業までに違和感を覚えたことがあるということだそうです。性的少数者のほとんどは、小学校のうちから自分の性に違和感を覚えたり、何か違うぞというふうな不安を覚えるんだそうです。決して、小学校でこのLGBT教育、性的少数者に対して、さまざまな性があるということを教えるというのは早過ぎるということはないと思います。

当事者の方が危惧しているのは、そうやって誰にも打ち明けられない悩み、男の子、女の子だよというふうに教えられた子供たちが、でも自分はどっちでもないなというふうに悩んだ子供たちが、やっぱり自殺を選択してしまうということが一番危惧していらっしゃいます。

2008年に、宝塚大学看護学部の日高庸晴教授という方が実施しました「性的指向と自殺リスクの関連についての調査」というのがありますけれども、性的マイノリティーの男性で自殺を考えたことがある人は、異性愛者——男だったら女性が好きという異性愛者の5.9倍に上ったそうです。また、2005年に厚生労働省が行いました調査によりますと、ゲイ、バイセクシュアルの男性のうちの65.9%が自殺を考えたことがあるといます。自殺を考えてしまう要因というのは、人それぞれあると思います。違った原因があると思います。

しかし、多くは、少数者としての生きづらさということに、その多くの悩みが含まれるのではないかと思います。誰もが生きづらさを感じない地域づくりこそが行政の使命ではないかと考えております。

町長にお尋ねしたいんですけれども、この性的少数者の悩みというのはどんなものがあると思いますか。幾つかで結構なんで。ちょっと想像していただいて。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） そうですね、想像して、例えばいろいろと話題になっていますトイレ、どちらに行くのか、あるいはまた服装ですね、体操着とかいろんなとこ、学校で、それを着たときの違和感があるとか、スカートとかズボンとか、いろいろと、ほかに、そういうところでしょ

うか。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 教育長は、どう想像されますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 町長答弁と同じようなことなんですけども、実際、中学校にもそういったことで悩んでいる子供さんはいらっしゃいます。宮崎市のある中学校では、女の子が悩んで、ズボンでもいいということを認めた学校もあります。悩んでいる子供は、今ほとんど女の子ですけども、ズボンで来ています。だから、そういったことについて一番悩んでいるのは、町長おっしゃったように服装、トイレ、あるいはいわゆる恋愛感情もそうだと思うんですけども、そんなことかなど。一番はやっぱりトイレかなというふうに思っております。そこは何か違和感を感じるということは聞いたことがあります。

ついでですから、ちょっと話しますけど、いわゆるカミングアウトというものの難しさというのが、そうした少数性的マイノリティーの方々はあるということで、学校には教育相談体制というのをやっております。だから、授業というのは限られておりますので、日常的にそういった教育相談を受けるということで、教員側の資質が伴っていないと、そういうのを受け入れて、悩んでも受け入れてくれるんだろうかという子供の不安があります。だから、まずは教員側がそのことをしっかり理解してくれているということが大事だと。だから言えるんだ、あの先生には言える、私のこういう悩みを聞いてくれるということがとても大事だと思います。だから、先ほど言いましたように、教師の研修が大事だというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 先ほど答えていただいた総務課長は、ついでにどのように考えますか。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 今、ある程度たくさん出ましたので、それもそれだと思いますし、今度、先ほど町長がおっしゃいました人権学習のときに来られました同性愛者の意見の中では、体は男性で気持ちは女性だという方で、女性と仲よく接するという中で、周りはずき合っているように見られたとか、そういう過去の事例を説明されましたので、やはり交友関係とかそういう部分でも、ほかのことで解釈されるという部分もあるのかなと思います。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 福祉課長はどうですか。

○議長（池邊 美紀君） 福祉課長。

○福祉課長（齊藤 美和君） まずは自分のことを理解してもらえない、自分のことをわかってもらえないところが一番の悩みかなと思います。まず、自分の思いとか気持ちとか、感じていることを話せる人が、家族の中でもいないのではないかなと考えております。例えば、この人は信頼できると思って話したところで、本当に秘密、黙っていてねとって話をしたところで、本当にその人が守ってくれるかという不安もあって、そういう思いを誰にも告げられず、ずっと自分の中にためていくというところが、一番の悩みの深いところではないかなと思います。

具体的な事例としては、今、町長や教育長、総務課長が言われたような、事例としては幾つも日常生活の中で大変だったり、自分の気持ちとは違う行動をせざるを得ない環境があるとかいうところもあるかと思えます。何より、まだ性的な少数者の方には周りの理解というのが、これだけ新聞とかニュースとかメディアでも大きく話題にはなっているんですけども、けども、実際私たちがどれだけ理解しているかといったら、まだ十分な理解を得られていないんじゃないかなと思いますので、今、森議員がこうやって一般質問で質問されたことで、多くの方々がこのことに関して自分のこととして、または自分の家族、身内や親戚とか友達とか、そういうところにも思いを寄せていただければ、もっと理解が深まるんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） ありがとうございます。素晴らしいお答えをいただきまして、ありがとうございます。

今おっしゃった、家族にも言えないというのは実はありまして、性的少数者のカミングアウトの相手として、やはり家族と職場が一番言えないんだそうですね。ですから、周りの理解を得るといってそのカミングアウトの問題が大きい問題で、トイレの問題も、もちろんあります。このカミングアウトした後に、それを言いふらされるという不安、これはアウトティングというそうです。これの不安で、今ほど理解は進んでいない——今もそんなに進んでいるとは思いませんけれども——もっともっとおくられている時代は、やはり自分がカミングアウトしたこと、アウトティングされたことによって死を選んでしまったという方もいらっしゃるというふうに聞いております。

この一つ一つを解決していくということは非常に難しいと思うんですけども、中でもトイレは、すぐにでも解決できる部分があるのではないかなと思っております。当事者の方のお話では、まず色分けされているということにすごく違和感を感じる方がいらっしゃるというので、男子トイレは青と黒、女子トイレは赤というのが大体見た目でもわかりやすいから、どこもなっていると思うんですけども、どうして私が赤に入らないといけないのかとか、青いほうに入るのには抵抗があるという方に配慮するためには、これはシール一枚で済むんだと、紙を一枚張れば、色分けされていないトイレにするという工夫一つでできるんだということと、もう一つ、LGBとTの

違いというのがありまして、LGBというのは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルというのは性的指向、どういう相手が好きか、どういう相手を恋愛対象にするかという悩みと、トランスジェンダーというのは自分の性が男か女かということですよね。LGBの方は、実はカミングアウトしなくても社会生活にそんなに影響はないんだというふうにおっしゃっていました。相手に伝えればいいことなので、性的指向が違っていてもトイレも普通に使えるし、体が男性で心が男性なら、服装も男性で生きていける。ただ、トランスジェンダーの方は、やはりカミングアウトするしないとは、社会生活に影響が随分あるということです。中でもトイレが、これは生まれてから死ぬまでずっと行く場所なんだと、ずっと使う場所なんだと。だから、トイレが使いにくいというのが一番の悩みだというふうに言っておりました。

そこで、次の質問にまいります。性的少数者関連施策について、今後の展開についてお尋ねしたいと思いますが、例を挙げて、一括して通告しております。レインボーフラッグの掲出、多目的トイレの増設及びトイレの表記の工夫、混合名簿の導入、性的少数者支援プロジェクトチームの設置、役場に相談窓口を設置、職員研修を行う、こちら、お答えをお願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、性的少数者関連施策の展開についてということでお答えいたします。

性的少数者を理解し支援することをあらわしましたレインボーフラッグを、宮崎市や日向市で窓口に掲示する取り組みをしておりますけれども、本町におきましては、基本的な知識を得るため、まずは職員研修を行うことが必要であると考えているところであります。

来年度、レインボービュー宮崎——今年度も面談したんですけれども——の方をお呼びいたしまして、研修会を行うということで予定をしているところでございます。

多目的トイレの表記の工夫については、さまざまな見解があるところであります。大阪では、当事者から、表記したことで逆に使いづらいと指摘がありまして、掲示を中止している事例もありますので、これについては慎重に対応していく必要があると考えているところであります。

また、相談窓口につきましては、性的少数者の専用相談窓口自体は設置しておりませんが、人権擁護委員による相談所を月に1回、三股駅の多目的ホールで行っております。人権擁護委員は、さまざまな人権問題の中で、LGBTについても当事者をお呼びしまして講演会を開催するなど、自主的研修を行っておりますので、そちらのほうをぜひ活用いただけたらと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 混合名簿につきまして、ご説明を申し上げます。

本町では、宮崎県の人権教育基本方針に基づきまして、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮できる取り組みを通して、男女が互いの人権を尊重した教育の充実に努めており、その

手だての一つとして、性で分けない名簿、男女混合名簿の活用を研修会等で紹介をしてきました。

ただ、学校で使用する名簿の形は教育委員会が一律に示すものではなく、児童生徒の実態や使用目的等を踏まえまして、各学校長が適切に判断するものであります。

本町内の学校における男女混合名簿の作成及び活用につきましては、町の校長会が来年度4月1日からの導入を決めまして、原則として学校で使用する名簿については性で分けて、全学年とも50音順とし、学校保健簿など、必要がある場合にのみ、性で分けること、また性で分けて活動させる場合においても、性的マイノリティーの児童生徒への配慮を十分に行うことを基本的な考え方として、現在準備を進めているところであります。

町教育委員会といたしましては、今後も各学校の判断を尊重するとともに、性で分けない名簿の導入の狙いの達成に向けて指導、支援してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） ありがとうございます。性で分けない名簿を来年度から進めていくということで、多少の前進があるのではないかなと思います。

多目的トイレの増設というと、やっぱりお金がかかってくると思うんですけども、表記の工夫というのは、アメリカでよくあるようなレインボーカラーのLGBTのトイレだよというふうに出していると、日本じゃ、とても使えないという声がありまして、大阪で表示したことで、逆に使いづらくなってしまったというのはそういうことだと思うんですけども、特にトランスジェンダーの方が使いやすいトイレというのは多目的トイレということですので、こういう使いやすいトイレの増設ということを、ぜひ検討していただきたいと思います。

もう一つ、先ほど悩みにはどんなことがあるかなという話の中で、書類の性別記入欄というのも、これも、自分は本来だったら女性なのに男に丸をしなきゃいけないというのは、その人のアイデンティティーにかかわることなんですよ。

本町での書類の性別記入欄というのは、今どのようになっているのか、わかればお尋ねしたいんですけども。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それぞれの課で様式等定めておりますけども、今、役場内で見える書類については、ほぼ男女記入欄があると考えております。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 今後、申請に不要な性別記入欄を外していくというお考えはないか、お尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） 記入欄の外す、外さないの部分につきましては、当然、県とか全体的に統一的なものもありますし、その辺も含めて、全体の流れがないとなかなか、ここでやめるとか、ご回答できるものではないのかなと思います。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（２番 森 正太郎君） 申請で、パスポートもそうですけれども、性別を記入しないと受け付けてもらえない書類というのもあると思います。ただ、不要な書類もあると思うんですよ、中には。そういうのを精査していただいて、ぜひそういうのは、性別を記入しなくても受理できる書類というの、ぜひ外していただきたいと、そういうことは今すぐにでもできるんじゃないかなと思いますので、ぜひお願いしておきたいと思います。

職員研修は、来年度、レインボービュー宮崎の方を招いて行うということ、先ほど伺いましたけれども、熊本市では職員向けのマニュアルというのを作成して配付されているということです。学校のほうでも、まずは先生の研修が——先生の研修というか、先生の理解が、教職員の理解が、まず優先だというふうにおっしゃっていただきましたので、全国的な調査で、先生の9割はLGBTについての理解がないというふうなデータも一つあります。なので、ぜひ、まずは職員の方々の理解を深めるということやっていただければなと思います。

冒頭に述べました学習会の中で当事者の方がおっしゃっておられたのが、こういう話を、少し理解が深まると、必ず当事者探しをする方がいらっしゃると、それはやめていただきたいということでした。言う、言わないというのは、まだまだ本人の自由ですので、大事なのは周りが打ち明けられる環境であるかどうか、自分が打ち明けてもらえるような理解を持っているかどうかというのが、そういう環境をつくれるかどうかが一番大事なのかなと思います。

私の胸につけていますこのバッジ、ALLY、アライと読めます。アライという用語なんですけれども、これ直接的にはアライアンスの略で、同盟、支援という意味なんですけれども、直接的には支援者という意味です。この場でこれが示す意味というのは、性的少数者を理解したい、支援したいという人を指す言葉だそうです。先ほどカミングアウトの話があって、せっかく悩み抜いて打ち明けた人から心ない言葉をかけられたということで、カミングアウトしづらいという環境があると思いますけれども、そういう意味では、私はアライだというふうに表明している、アメリカなんかではアーティストなんかは私はアライですと、性的少数者を理解していますというふうに表明している芸能人もいらっしゃるといことなんですけれども、ぜひ町長にもアライになっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 先ほどから性的少数者に対するといいますか、にかかわる研修というか、そういうもの、それについて、我が町を含めて、県内でもまだまだ取り組みが弱いのかなと

という感じがいたします。先ほどからありますように、先生方、そしてまた我々職員を含めて、しっかりとこの問題を受けとめるべきかなと。

そういう意味合いでは、一気にはそういうアライにはなりませんけれども、少しずつでも理解が深まるような努力をさせていただきたい。そのための研修を着実に進めていって、LGBTの方々を含めて、住みやすい三股町づくり、そういうものに取り組みたいなというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 皆さん、お手元に地図をお配りしてあったんですけれども、これ、ごらんになられればすぐわかると思うんですけれども、世界における性的少数者に関連する法律がどういうふうになっているかということで、私はすごいショッキングな絵だったので、ぜひ皆さんにも見ていただきたいなと思ひまして、この赤いところは、これは同性愛者は死刑になる国なんですね。迫害を受けたり、処分を受ける、処刑されるという国が、まだまだ世界にはあると。また一方では、同性カップルが婚姻することも認められている国も一部にはありますよということで、その中で日本はどうかというと、この地図の一番下の段の一番右になります、特定の法律がないと、迫害もしないけれども保護もしないよという社会になっています。

しかし、先ほど教育長からも話があったように、総務課長からも話があったように、三股町にも恐らく性的少数の方は数々いらっしゃると思います。そういう中で、私がつけているようなこのALLYというアピールはどういう意味を持つかということ、自分ならカミングアウトしてもいいよという意思表示ではないかなと思います。仮に、皆さんが今、性的少数者であると仮定していただいて、性的少数者もいろいろあるので、わかりやすく同性愛者であるというふうに仮想していただきまして、まず誰に打ち明けるかなというのを想像していただきたいと思います。自分が同性愛者であると。実は自分が同性が好きなんだということを、誰にだったら打ち明けられるかなというのを思い浮かべて……。

○議長（池邊 美紀君） 一般質問の趣旨をしっかりと。

○議員（2番 森 正太郎君） ご家庭をお持ちの方でしたら、配偶者か、そのご家族か、親友と呼べる方かわかりませんが、多分大事な人なんじゃないかなと思います。ここで、この立場を逆転してみると、今思い浮かべた方から、自分は同性愛なんだとカミングアウトされたとしたら、どうですか。大事な話があるんだけどいいかなといきなり言われたら、多分、心の準備がないと、今ちょっと時間がないんだよというふうに逃げてしまうかもしれません。あるいは、本当にそのときちょっと忙しくて時間がないかもしれません。

これ大事なところなんですけれども、カミングアウトする方というのは、ワンチャンスなんだそうです。私、最初意味がわからなかったんですけれども、悩みに悩み抜いて、今カミングアウト

する、この人にだったらできるというのはワンチャンスなんだそうです。もうその時を逃すと、もう次、もう一回その人に打ち明けるといことはできないんだそうです、話をそらされてしまうと。ですから、もし皆さんが誰かに大事な話があるんだと言われたら、そのときに話が聞けないんだとしたら、必ず次の約束をしてほしいということでした。今は時間がないんだけれども、いついつの何時なら大丈夫だよというふうに言ってほしいと、これは当事者の方から、私はお願いされたことです。ぜひ皆さんにお伝えしたいと思ひまして、今お話しさせていただきました。

皆さんが今思い浮かべた大事な人にとって、皆さんも同じように大切な人なんだと思ひます。たくさんの人の中から選ばれた人なんだと思ひて、これまで大いに悩んできたであろうということについても、ぜひ思いをはせていただいて、そのときは話を聞いていただけたらなとお願ひをいたしまして、私の質問とさせていただきます。

.....
○議長（池邊 美紀君） これより、14時45分まで本会議を休憩します。

午後2時36分休憩

.....
午後2時45分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位4番、重久君。

〔10番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（10番 重久 邦仁君） 発言順位4番、重久でございます。私は、衛生センターの施設整備について質問いたします。

現在、三股町の公共施設の現況についてということで、平成28年8月に朝日航洋株式会社から三股町の人口の推移ということで、三股町の人口は減少が予想されますということの見出しがありますが、結局は、この予想は外れておひまして、2020年には2万5,000人を切った予想図が出ておひますが、衛生センターを建設するに当たり、建設をするなら大きい施設、他市町村が視察に来るぐらいの規模で建設をしてほしいということの希望であり、第1問目の質問は、建設場所についての地元住民の理解が得られる十分な説明をしていただきたいという附帯意見につきまして、どのようになされたかの質問を壇上での質問といたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町衛生センター施設整備に関することについて、1、三股町衛生センター施設整備検討委員会答申について、下記の附帯意見の検討結果を問うということで、建設場所について、地元住民の理解が得られるよう十分な説明を行っていただきたいという附帯意

見がついておりますが、これについての取り組みについて、ご報告申し上げます。

平成29年7月から9月にかけて、衛生センター施設整備検討委員会において検討いただき、施設の建設場所は中央浄化センターを第1候補とするが、附帯意見を考慮して決定すること。その附帯意見として、建設場所について、地元住民の理解が得られるよう十分な説明を行っていただきたいとの答申をいただいたところでございます。

町としましては、地元への説明については、平成30年2月22日、ことしの2月22日に今市児童館において、し尿処理施設整備の説明会を開催いたしました。また、2月25日には第7地区分館において、同じように説明会を開催いたしましたところでございます。

地元説明会の中で、類似施設の視察を計画してほしいとの要望を受け、7月2日に三股町中央浄化センターと都城市清浄館の視察を行い、住民の方に排水処理事業についてご理解をいただいたところでございます。

今後も説明会等開催しまして、建設場所について、地元住民の方にご理解いただけるように努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

私のほうも、4月16日に延岡市、日向市のし尿下水投入施設を視察に参りました。そのほか都城のほうの清浄館のほうにも行って、現地視察もさせていただいて、臭気、衛生管理、そういうものについての勉強をさせていただいたところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） 私が地元の住民の説明を十分なものがないと、この建設、要するに地元が相当——立派なものだと言っても、この感情問題、大変な行き違いとか、そういうことがありますので、これは時間をかけて、何度も何度もこれはしていただきたいと思っております。

それで、先ほど言われました場所の選定方法について、説明を伺います。

また、都城市が建設し、受けた場合の話があった場合に、どのようになるのか、重ねて質問いたします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） それでは、選定についてご説明いたします。

まず、都城市に委託という案もありましたので、これについて検討させていただきました。衛生センターの担当者による試算でございますが、中央浄化センターに下水道投入施設を建設した場合の建設費プラス維持管理費と、都城市へ処理を委託した場合の町負担金を比較しますと、都城市へ委託した場合のほうが20年間で約1.4倍となる見込みで、処理を委託したほうが割高になると報告を受けております。

なお、この試算では、都城市への委託費には土地使用料や清浄館等の減価償却費等は含まれて

おりませんので、負担金はこれを大幅に上回るのではないかとこのように考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） 町長は、自主自立、また、自分たちのところでできるものは独立独歩の精神をもって我が町を推進していくということで力強くおっしゃっておりますので、委託の選択の話も出るかもしれませんが、それにおいては、我が町のことは我が町でできる、要するにそれだけの財政はあるわけですから、しっかりと建設の方向で、公共施設の1つとして、我が町で維持していくんだということで進めてもらいたいなと思っているわけですが。

ここに公共施設の保有量ということで、先ほどのデータの中に、三股町は県内の町村、県内の中で、平均が7.6万平米の中において、約1.5倍の敷地面積を、一番の保有量といいますか——量と書いてありますけど、これはデータでいうと面積でしょうね——が町村の中ではあると。それだけ、みんながこんな施設をつくってほしい、公民館、それから児童館とかいろいろな要望の中で、そしてまた人口も増えてきましたので、それだけ保有しているということは、町民サービスの一環で、やっぱり三股町はいいなという言葉になるし、住んでよかったなとかいうことになります。

しかし、町民アンケートを集計しますと、約6割の方が公共施設は減らすべきだと回答しているというんですから、自分たちで要望しておきながら、アンケートをとると、今度は余っているから余計だというような回答になるという、データというものに対しての考え方はいろいろあるなと思っていますが。

この公共施設全体で老朽化現状が、現在約6割の建物が大規模な改修が目前に迫っているということで、築30年以上56%というような数字、それから築30年未満が20%、そして築15年未満が24%となっている中で、当衛生センターは2期工事のときが昭和57年、1983年ですか、約36年経過している施設であります。三股町衛生センターの建設に当たり、この臭気対策についての考えをお伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） それでは、臭気についてご説明いたします。

現在の衛生センターでは、汚泥の最終処理としまして焼却処理をしております、衛生センター自体が古い施設でございますので、焼却時に近隣を通行する方から時々においがするという連絡があることがございます。ただ、新しく建設する施設には焼却施設を設けない施設を計画したいと考えているところでございます。また、類似の施設を参考に臭気対策設備を充実させ、外部には臭気を逃さない施設を計画したいというふうに考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） まず、その対策をされているということと、もう1点、今度は運搬ルートですね、車両運搬ルートについてのお考えをお伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） それでは、車両の搬入ルートについてご説明いたします。

まず、地元説明会においても、住民の方から、中央浄化センターへの南側町道を、し尿等の運搬車両が通行することが心配であるというご意見をいただいております。

運搬車両は、現在の県道からの出入りを計画するとともに、中央浄化センターへの運搬車両は現状の都北衛生センターへの搬入ルートに基づくことを原則としまして、できるだけ今市地区内を回避するルートを計画したいというふうに考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） 1点だけ。その回避したいということであれば、現センターの方向に、現在ある方向で、その橋を渡るということのルートになるんですか、再度質問します。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 搬入ルートにつきましては、今現在、衛生センターまでは同じルートで行きまして、衛生センターから橋を渡りまして、蓼池地区方面からのルートについては、橋を渡って搬入する。また、中央地区からの搬入については、現在も衛生センターまで行っていますので、衛生センターまでは同じルートで行って、その後、橋を渡って搬入するというルートをとりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） ここからしか通れないとか、そういうような道があるわけですから、それはあれですが。

次の、今度は建設後の臭気対策はどのように対処されるつもりか、お伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 建設後の臭気についてご説明いたします。

現在どのような環境にあるかという環境調査を行いまして、建設後においても同様の調査を行うことにより、環境変化を把握し、臭気について十分な対策を講じていきたいというふうに考えております。

また、敷地残地を公園等に活用すれば、常に住民の方に臭気に対する監視体制を構築できるのではないかと考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） 建設に当たって、今、予備段階の第2期でしたか、来年度でというような方向になろうということを聞いてはおりますが、いろいろと、これは設定がまだ確実

になっていない段階での質問で大変難しいかなとは思っているんですが、ありがとうございました。

先ほども言いました、この28年度三股町衛生センターにおける施設整備方針検討書作成業務というのをちょっと読ませていただいたんですが、70ページぐらい、これはあったんですね。これを建設するに当たって、これを目を通したり何たりするとき、委託先は株式会社東和テクノロジーですけど、これを建設からずっと一貫してやるのにはスペシャリストの養成にならへんかなと思うぐらい職員さんには大変だろうけれども、3年がかりぐらいに、これ建設、計画から建設に至るまでにはかかるかと思うんですが、ぜひその点、ずっと関連した職員さんのプロを補充とか、そういう辺たいも考えて、町長、建設の方向でいただきたいと思うんですけど、よろしくその辺たいの考えを1点だけ、ちょっといかがですか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 建設には、建設だけで約3年、その前の1年間は実施設計等を行わなければならないというふうに考えておりますが、これについては、やはり土木技術者、また下水道事業団等への技術支援等を行わなければいけないのではないかというふうに考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） 環境水道課としてというんじゃなくて、いろんな技術を持っている都市計から、そういう技術者関係と横の連帯を持ちながら、この施設は三股町にとって視察に来るぐらい立派なものができる方向で、よろしく協議を進めて、また計画実施の方向にしていきたいと思えます。

続きまして、本施設周辺の環境整備についてお尋ねします。

現在、今市橋周辺は雑草が繁茂し、都城市側の河川整備状況と対比されます。川辺周辺の環境整備事業に取り組んではということで質問いたしております。

私は、今市橋の下を見ると、あそこで前は飛行機のプラモデルをつくって飛行のテストをされたりしているところが、約50メートルか70メートルぐらいに原っぱを草刈りをされておるんですが、あそこの環境整備について、この周辺についてのお考えはないか、お尋ねいたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 今市橋周辺の川辺周辺を環境整備事業に取り組んではどうかというご質問で回答いたします。

今市橋下流右岸の一部については、県の事業において整備がなされておまして、今おっしゃられたとおり、ラジコンの愛好家の方が、今現在はご利用を時にはされているというのは見聞きしております。昔は、地区のグラウンドゴルフの方が利用していた時期がありましたが、十数年

前より利用をされなくなっている状況であると聞いております。

また、河川は県管理区域でありますので、現在、町から県のほうに整備を行っていない状況でありますので、河川整備の予定は現在のところございません。

ただ、雑草の草刈りについては、県管理でありますので、町のほうからも要望等を行っていきたいと考えてはおります。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） 公園で、あそこの新馬場公園とかいう名称で、公園管理の一覧の中で今市公園となっている名称で出ているんですが、それから岩下橋の下を岩下公園という地名でもなっているんですけども、公園という名称がつく以上は、表記の三股町のあれの中に——敷地面積はゼロなんですけど——その辺たい公園という名称がついた以上は少し考えていただきたいということと、今市橋から、今言われたとおり、この今市橋という自体が都城に由来が、都城に隣接、接している平地であったために戦国時代の勝岡城があったころの、ここで都城との交易のために市が立ったことから今市というようになったと考えられるということで、沖水川関係に渡っている橋のいわれも出してあるんですが。

先ほど言いましたように、大きい周辺事業の中に、今市橋側から見ると非常に雑草のあって、向こう、郡元のほうの、これを見ると東郡元橋という地名でなっていますが、赤白の——今はもう使われていませんけど、そういうところに風景が、その先に霧島山が見えて、非常にきれいに映るんですが、いざ三股町の今市橋の真下を見ると非常にその対比があるものですから、今後、環境周辺美というようなことの捉え方での、先ほど雑草程度ということでしたけども、いま一度あそこの捉え方を検討はできないものか、質問いたします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 河川敷については、芝生広場という形で整備している岩下橋の下とかありますけど、河川管理者の都城土木事務所さんのほうにちょっとご相談したところ、河川敷の整備を行うといたしますと、都城土木事務所さんと河川占用の協議を行った後に許可を受け、町の事業として整備することは可能であるという説明は受けておりますので、県としての事業としては、今のところできないということで、もし行くとすれば、町の単独事業で行わなくてはならないということになりますので、今のところ、現実的にはちょっと考えていないところがあります。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） 課長、その場所を民として、少しこっち側、民地があるんですけど、今、町として取り組むものの1つと、民地としてそこを利用させてくださいよといった場合には、やはり三股町を通じて土木事務所ですか、それとも、もう即、県のほうの土木事務所

に河川敷地利用というようなところの規定に当てはめて申請すればいいことでありましょうか。
この質問のものは、あそこを散歩される方が、どうしてもあそこ辺たいを散歩するのに、眺めも
よかし、少し草払いの払ってくれやりや、散歩道路として活用できるがなということを申し出て
おられるものだから、この質問に至った経過も一つはそこにあるんですが、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 中にある民のところについては、昔からの使用されている方が、
1つの筆として所有権を持っていらっしゃる場所もございませう。それと河川敷という位置づけ
のところもございませう。河川の堤防の管理道におきまして、確かに日ごろより多くの方がウオー
キングをする姿が見られますので、現在は年に3回程度、町のほうで路肩部分について、機械で
刈れる範囲において草刈りを行っている現状もあります。

今後とも、そういうウオーキングの方が、よりよい環境で歩けるような形で維持管理について
は努めてまいりたいと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 以上をもちまして、本日の一般質問は終了します。残りの質問は、来週
月曜日、10日に行うことといたします。

○議長（池邊 美紀君） 以上で、本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を
散会します。

午後3時10分散会

平成30年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第3日)

平成30年12月10日(月曜日)

議事日程(第3号)

平成30年12月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 新坂 哲雄君 | 2番 森 正太郎君 |
| 3番 楠原 更三君 | 4番 福田 新一君 |
| 5番 池邊 美紀君 | 6番 堀内 義郎君 |
| 7番 内村 立吉君 | 8番 福永 廣文君 |
| 9番 指宿 秋廣君 | 10番 重久 邦仁君 |
| 11番 池田 克子君 | 12番 山中 則夫君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|------------|
| 局長 兒玉 秀二君 | 書記 矢部 明美君 |
| | 書記 佐澤 やよい君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|---------|-----------------|--------|
| 町長 | 木佐貫 辰生君 | 副町長 | 西村 尚彦君 |
| 教育長 | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 黒木 孝幸君 |
| 企画商工課長 | 西山 雄治君 | 税務財政課長 | 綿屋 良明君 |
| 町民保健課長 | 横田 耕二君 | 福祉課長 | 齊藤 美和君 |

農業振興課長 …………… 白尾 知之君 都市整備課長 …………… 上原 雅彦君
環境水道課長 …………… 西畑 博文君 教育課長 …………… 鍋倉 祐三君
会計課長 …………… 川野 浩君

午前10時00分開議

○議長（池邊 美紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 一般質問

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、質問をお願いします。

発言については、申し合わせ事項を遵守して発言してください。

発言順位5番、内村君。

〔7番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（7番 内村 立吉君） おはようございます。発言順位5番、内村です。通告したことについて、質問をしていきたいと思っております。

今回の質問につきましては、給食センター、農業問題について質問をしていきたいと思っております。

第13回全国高校給食甲子園にて、三股町学校給食センターの献立が県代表として参加いたしました。九州・沖縄ブロックで上位4校について選ばれました。

まず、この内容、このようなことについて、どのように受けとめられているかということについて、伺ってきたいと思っております。

あとは、質問席にて質問をさせていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） おはようございます。第13回全国学校給食甲子園で、九州・沖縄ブロックで上位入賞、これについて、どう受けとめられているかというご質問にお答えいたします。

学校給食甲子園は、NPO法人21世紀構想研究会が主催して行われている大会で、学校給食として実際に提供された1食分の献立について、県産の食材を使い、食育にうまく活用されているか、子供が喜び、郷土愛を育む献立であるかなどが審査されます。

県内から113件の応募があり、本町からは、三股小の栄養教諭が考案した、地元食材を豊富に使ったがねなどを出品したところです。地域の食材をたくさん使用できるメニューとして、地

元になじみのあるがねを選び、さらに、栄養価を高めるために、がねの具をアレンジし、野菜をたっぷりと使用するとともに、みそ汁も具たくさんにするなど工夫がされております。県代表に選ばれ、九州・沖縄ブロックで上位4枠に選ばれたことは、大変、誇らしく思います。また、本町給食センターの職員の励みにもなると思います。

以上、このように受け取っているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） ただいま、町長のほうから、県産の食材を使って、それぞれにすばらしいメニューの中でできたということでございますので、本当にすばらしいことだと思っております。

それでは、これは教育課程じゃないかと思っております。その中で、教育長、どのように受けとめられたか、伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 宮崎日日新聞の11月16日の記事に載っておりましたけども、献立の写真と石井先生の顔写真まで載っております、私たち教育委員会の職員も、また調理員の方々も非常に励みになるし、今後の、また献立、いろんなことにつきまして、自信、励みということで、私たちも非常に喜んでいるところです。

給食というのは、ただ子供たちに食事を提供して、腹を満たすというだけのことではない。職員にとっては、給食というのは給食指導の時間であって勤務時間です。ただ、普通、私たちは、一般の社会人では、食事を食べる時間は休憩時間に食事をしますけども、子供たちは指導の時間で食べています。それは学級活動の時間として入っております。だから、職員は給食のは、指導、それが終わってから休憩という時間になっています、流れとしては。つまり給食というのは、いろんな意味で教育というスタンスが入っております。一般的に食事の重要性とか入りますけど、心身の健康だとか、食品の選択能力の問題、あるいは感謝の心だとか社会性、食文化、あるいは中学生になった食の流通とか、そういったことを含めて給食時間に学んだりします。

この石井先生は、給食指導の時間に給食センターから各学校を回りまして、こういったことについて、子供たちと一緒に給食を食べながらふれる、もちろん箸の持ち方とか含めてですけども、そういったことを指導をされています。そういった立場の方でもあります。また、教育委員会では教育研究論文というのを毎年、先生方から募集をしまして、自分の研究したものを提供し、それが審査されて結果発表があるんですけども、平成27年度には、この石井先生が最優秀賞として選ばれております。

簡単にその中身を紹介しますと、例えば、リクエスト給食をやったりとか、あるいは地産地消ウィークというものをやったりとか、あるいは食育掲示板による、先ほどのような啓発活動をや

ったりとか、あるいは先ほど言いました給食指導で回ったりとか、そういった多種多様な取り組みをしておられまして、それを論文にまとめまして、27年度、最優秀賞ということで、非常に優秀な先生で、今後もまた活躍がされる先生ということで、私たちは楽しみにしているところがございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 今、教育長のほうから、詳しく説明をいただいたわけですが、まさしく、食育じゃないかと思っております。育てるという意味で。いろんな面で。

町長のほうからも、いろいろ、いろんな食材を使った説明ということで、説明がありましたけれども、私のほうからも言わさしていただきますけれども、地元の食材を使った給食の美しさ、栄養バランスを競うということで、がねとタカナの油いため、千切り大根の味噌汁、ご飯、牛乳の5品だったということです。がねにはサツマイモだけでなく、ニンジン、ゴボウ、ニラを入れて、隠し味でショウガを加えたということです。野菜を豊富に使って、カルシウムや鉄分といった栄養価を高めたということです。がねは地元では、非常になじみのあるメニューですが、教育長のほうからいろいろ、食についていろいろ説明がありましたけど、石井さんのコメントということで、子供たちに地元の食材のよさを知ってもらって、おいしく給食を食べてほしかったということ、そして、好きなものばかりを食べるのではなく、自分の健康を守るため、食を選ぶ力を身につけてほしいということです。これからも地産地消の献立を考えていきたいという意気込みを見せているということです。

私たちが総務産業委員会のほうで、視察研修に福岡と熊本の、この前、人吉のほうに行ったときも、その方が、ひまわり亭だったんですけども、まさにその方は、がんを患って1年間闘病生活で、そしてその中で原点は食じゃないかということで、やっぱり地元の食材を使ったメニューということで、その中でいろんな工夫を加えて、昔からあるものを食材を使って、その中で、そういうひまわり亭ということをちゃんと立ち上げられたということを、私はこの前の総務産業研修の報告でいたしましたけど、まさしく、そのとおりじゃないかと思っております。

そして、地元の食材を使って、こうしてやっていくということは、地産地消ということでもつながっていくわけです。地産地消の献立を考えていくことで、そのような中で、こういうすばらしい方がいらっしゃるわけですので、これからも、大いにこのすばらしいメニューをつくってほしいものだと思います。

今後も、この中で地元の食材を使った献立を考案してもらったりして、地産地消に取り組んでということについて、やってもらえばいいんじゃないかと思っております。

そのようなことに対しまして、どのように考えておられるか、伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 給食センターで、毎月、地産地消ウィークを設けまして、県内産の食材を積極的に使用しております。町内産にこだわりたいところではありますが、まとまった数量や規格にあった食材を町内では確保できないため県内産としているところです。地元食材を活用した学校給食を通して食育の生きた教材としての活用や子供の地域産業、食文化等への理解を促進し、同時に生産者や食を育む自然に対する感謝の心を涵養する場を創出するために、給食センターでは郷土料理など伝統的な食文化を継承した学校給食の献立の導入を推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 地元産ではなかなか難しく、県内産を使った食材を使ってやっっていくということですが、地域がそれぞれに地域全体を、そういう県内産を使った食材を使っていけば、全体的に見たら、全体的なコストではけていくわけですから、地産地消につながっていくと思いますので、ぜひ、そういう食材を使ったメニューをこれからもつくってもらいように、食育とありますからいろいろありますけど、教育委員会のほうも後押しをしてもらってやっってもらえば、いいんじゃないかと思っております。お互いに話をしながら、そしてお互いの交流でも、県内のいろんなところと交流をしながら、やっっていけばいいんじゃないかと思っております。

続きまして、学校給食の給食数といいますか、金額的なことについて、1日の給食量とか、何名分、1カ月というようなことに対しまして、伺ってきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） それでは、給食数、金額についてお答えいたします。

まず、学校給食センターでは、1日に現在2,900食をつくっております。金額なんですけど、給食日数が小学校で年間194日でございます。中学校で年間190日でございます。給食単価が小学校で1食当たり232円47銭です。中学校で1食当たり266円31銭でございます。年間の給食数に1食当たりの単価を掛けた金額が年間の給食費になります。年額が小学校で4万5,099円、中学校で5万599円となります。それぞれを11カ月で除した金額が月額給食費となります。給食費は、小学校で月額4,100円、中学校で月額4,600円となります。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） それぞれに小学校、中学校のいろいろ金額、日数とかいろいろ説明がありましたけども、その中で、給食センターの敷地面積は幾らありますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 給食センターの敷地面積は4,515.83平米でございます。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 4,515.83平米ですね。それで、今、給食についてですけども、食育について、給食の残菜というか、残すようなことが目立つと言われております。小中学校で教員が給食の完食を絶対食べなさいということの強制じゃない、そういうような形です。それに関して、不登校とか体調不良とかいうようなことが言われています。いろんな相談をそういう中で、支援団体から寄せられているということでもあります。

本町につきまして、このようなことに対しましてどのようになされているか、伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 給食の完食強要についてお答えいたします。

本町では、給食の時間において完食及びその強要は行っておりません。給食の時間の指導内容としましては、学習指導要領には楽しく食事をする事、健康によい食事のとり方、自然への恩恵などへの感謝の気持ちの育成などが明記されております。児童生徒の中には、食が細い者や食物アレルギー等の疾患がある者など、さまざまな事情を抱えている子供たちが多数おります。子供たちへはできるだけ完食できるように、励ましの声かけ等は行ってありますが、さきに述べましたように、楽しく食事をする事等が目的でありますので、食べる前に量を調整するなどして、個々に応じた配慮を行っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 本町では、完食というか楽しく健康を目指している、アレルギーの方もいらっしゃいますから、給食はアレルギーの、今、いろいろ問題になっています。やっぱり。食材を使ったりする中で、いろんなものが含まれているということで、いろんな店に行ったときも、アレルギー商品が入ってますとか、いろいろ、そういう中でも入っています。中で、楽しくするということですけども、いろいろ、時代が難しい時代になってきました。こういうことが大きくなって、今、言われたように楽しく食べて食事の大切さを学ぶと、強制をやめてくれというようなことの訴えがあるそうです。そういう完食を、強制化された人がやっぱり、きっかけで人前で食事ができなくなったり、20、30代というのは全体の8割を占めているそうです。そして、女性の方は、なかなかこういうことは言えないということで多いそうです。本町におきまして、みんなが食事を楽しくやるということは、本当に素晴らしいことだと思っております。そういうことの中で。

次に行きます。学校給食の充実ということで、食育・衛生管理・学校給食・（ ）対策とあるようです。その中で大切なことは、やっぱり安心・安全な学校給食を提供し、食育を推進する、食中毒が起こることないように衛生管理の充実を図ることが目的であると言われております。その中で、今後の対応策として、安心・安全な給食を確実に提供するために、本町の、今、給食センターのことにつきまして、計画的な設備の更新や改修が必要であるというようなこと。衛生面では調理場と洗浄室を分けられないといった問題点がある。施設の構造的な問題であるため、対応策を長期的に検討、計画する必要があるということです。課題があるということです。

給食センターは、平成3年より運用して27年が経過しているということです。その中で、長期的に計画、検討するというようなことが、前の9月の議会の資料の中に提示されております。こんなことに対しまして、どのようであるか伺いたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 本町の給食センターは天井が高く、また広い空間の中でさまざまな作業工程を行っておりますが、最近建設されました給食センターは、天井が低く、作業工程ごとに部屋が分かれており、衛生面や職場環境などが、よりすぐれた施設となっております。個別計画では、2021年に大規模改修を行い、2051年に建てかえることとなっておりますが、多額な費用がかかるため、具体的な改修のめどは立っていないところでございます。

しかし、センターの中の設備につきましては、計画的に機器の更新や修繕を行っておりまして、事業の運営に支障はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 今、説明がありましたけど、2021年に改修ですか、2051年が建てかえの計画ということですか。2051年ということは、まだまだですね。そしたら、やっぱりいろいろ建物は使えば使う中で、やる中でいろいろと問題があったりすることは、使いながらの中で、いろいろ問題が出てきたり、こうすればよかったなということも、使う人がこちら辺はこういうふうにやってあったらいいなというようなこともわかってきて、新しい建物がそれなりに、構造的に計画、いろいろ、そういう中でつくられていくと思うわけですけども、改修につきましてもなかなか、この先、言ったとおり、なかなか難しいというような状況で、構造的な建物自体の構造があるということですけども、この中で、9月議会で五本松団地の問題、いろいろ問題になっていますよね。五本松のことが今度の議会でも、五本松の対策、そういう新しい課ができるということですけども、その中で4年から5年がめどでやっていこうというような町長の答弁だったです。そういう中でしたときに、これから、五本松住宅の建てかえ、跡地を壊されて、建てかえる構想がいろいろ、いろんな話の中でいろんな話をしながら、だと思っんですけど

も、五本松団地と給食センターは隣接しているわけです。その中で、ちょうど同じような通りになって、敷地面積も結構ありますから、この中で、例えば、給食センターでも、給食を今、つくられましたけど、今まで、ある程度、何食か注文されていけば、それなりにいくらかは、何食かは作ってらっしゃる食べられるような状況も、そういうときもあったですよ。何食か食べられる、その中で、給食センターと五本松団地と同じように考えられないかというようなことなんですけども、結局、中で2051年といたら、まだまだですよ。そういう先ですよ、そうしたときに27年が経過して行って、ぼろぼろの状態になってくるんじゃないかと思うわけなんですけども、その対策としまして、五本松住宅地と同じように、五本松住宅を壊されて、同じように考えるという構想はないわけですか。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 学校給食センターは、衛生管理基準というのが、非常に厳しいために、不特定多数の方々が訪れると想定されます施設との併設というのは、大変厳しいんじゃないかというふうに考えております。建物が構造的というのがありますが、大規模改修でその辺のところはできるだけ改修をしたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） なかなか難しい状況でありますけど、今の質問で町長に伺いたいと思います。同様に、構造的に。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま、教育課長が回答したとおり、本町としては、この給食センター、非常に体育館形式にはなっていますので、要するに、それを個別の料理ごとに部屋を分けていくというのは、あの施設の枠内で大規模改修ができるんじゃないかなというふうに思っております。そのあたりはまた検討させていただきますけども、五本松のほうは、現在、皆さんの交流、そしてまた憩い、そういうふうなコミュニティが醸成する場という形で、にぎわい創出の場というふうな視点から検討を進めていますので、給食センターとは、別個に取り組みたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） あくまでも、結局は、五本松住宅と給食センターは別々に考えるということですね。それはそれ、五本松住宅は五本松住宅、給食センターは給食センターということですね。やっぱり、いろんな面でですね。

それでは、次です。農業問題に行きます。畜産農家について、飼料確保について、本町の農業におきまして、ブロックローテーションを今後も続けていくというようなことでもあります。農地

の対策につきましては、農地中間管理機構とか農業委員会とかあります。現在、主に集落営農組合、大型農家が農地を主に利用している状況であります。

ブロックローテーションを行う中で、転作作物の中で、イタリアン、WCSを作するようになってきております。荒れ地、耕作放棄地を防ぐためにも、重要なことでもあります。畜産をやっている中で、今、後継者とか高齢化とかいろいろ問題があります。農業の問題につきましても、畜産をやっていく中で、高齢化はなかなか飼料確保が難しい状況であります。やっぱり体力の限界とか、いろいろあります。その中で、小規模の畜産農家のとりまは、機械を導入してまでもやろうとか、そういうことはなかなか難しい状況であります。資金面もありますから。いろいろな問題があります。その中で、小規模な畜産農家が粗飼料確保ができるような大規模の方の連携をうまくやるような粗飼料の確保ができるようなシステムづくりができないものかと思っております。そうしたら、やっぱりお互いにうまくいくのじゃないかと思っております。この中で、本町としまして、考えものはないか伺っていきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、畜産農家の粗飼料確保についてお答えいたします。

畜産業におきまして、粗飼料を必要とする畜種は肉用牛そして乳用牛であります。粗飼料の確保手段としましては、輸入粗飼料に依存するか、農地を活用した自給飼料によるものがあります。輸入粗飼料に依存する背景には、良質な飼料の安定確保や規模拡大に伴う労力軽減が考えられますが、世界経済の変動に影響を受けやすく、また糞尿処理問題を考えると、農地を活用した循環形式の自給飼料型畜産を推し進める必要があると考えております。

しかしながら、自給飼料を確保する上においては、労働力、機械、施設の整備資金の対策が必要となります。本町では、肉用肥育を除いた、肉用繁殖、酪農の大半が自給粗飼料型を取り入れているところでありますが、高齢化や規模拡大に伴い、機械化に頼らざるを得ない現状にあります。行政としましては、糞尿処理問題を含め、農地を活用した自給粗飼料型畜産を推し進める中において、課題とする労働力、時間、資金の軽減を図り、いかに自給粗飼料を確保していくかを、対策を講じる必要があると考えます。

今後の考え方としましては、高齢者や小規模な経営体において、地域の大規模経営体の作業の一部を委託する体制が定着しているところでありますが、高齢者対策、担い手の育成及び新たな新規就農者支援の一環として、粗飼料の生産、確保にかかわる作業の共同性及び外部委託化を推し進めるとともに、削減された労働時間を飼料管理に費やすことで、規模の拡大に転換できないかを畜産経営と飼料生産の分業化というテーマをもって、ただいま、関係機関と検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 今、素晴らしい回答をいただきまして、本当に、そういう関係機関と連携を進めている状況であります。やっぱり労働力よりも、輸入飼料に頼るか、自家飼料に頼るか、それぞれありますけども、いろいろ考え方あります。輸入飼料に頼るということは、資金面があります。確保に。自分のところするには、労働力があります。高齢化になったら労働力がなかなか体力が伴わないと、その分は、牛の世話、そういう方面に費やしたほうがいいというようなことはあります。中で育てるんなら、そっちのほうにしたらいいというようなこともあります。

この前、12月4日に日之影町の、ひのかげアグリファームの取り組みを樺山集落営農組合で視察研修をいたしました。その中で、素晴らしい組織ができているなということで、私たちも研修いたしましたけども、WCSの問題もありました。その中で、水稻とかいろんなことに携わっていて、WCSをしてから畜産農家に安く提供しているというようなことがありまして、本当に素晴らしいことだなと思っておりました。こういうことも、本当に、先ほど課長のほうから答弁がありましたけど、その中で、今、そういう協議中とありますから、今後、そういう中で進めていってほしいものだと思っておられます。平成29、この前、第10回の宮崎県肉畜共進会肉牛・枝肉の部がありました、平成29年と比較してどのようであったか、そしてまた総評ということでありますけど、よかったら一緒に答弁をしていただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、平成30年10月23日に、ミヤチク高崎工場で開催されました第10回宮崎県肉畜共進会の肉牛、枝肉の部の結果についてご報告申し上げます。

本共進会は県内より100頭の出品があり、成績は4等級以上の上物率が99.9%、脂肪交雑の度合いを12段階で示すBMSナンバーにつきましては9.5で、ともに平成29年度と同等の成績でありました。また、平均枝肉単価につきましては、キログラム単価3,510円で、平成29年に比べ42円高で取引されたところでございます。本町からは3頭を出品し、惜しくも入賞はなりませんでしたが、枝肉重量、BMSナンバーにおいて、共進会平均を上回る好成績でありました。また、平成29年度の本町出品牛の平均を上回る成績であり技術向上の成果が伺えたところでございます。

総評としましては、昨年の全国和牛農育共進会において、農林水産大臣賞三連覇にふさわしく、質、量ともに充実した結果で、平均の枝肉取引価格は、184万4,000円となっており、全国にブランド牛として宮崎牛が定着したことを示したものと思われまます。

また、BMSナンバー、最高位の12を示すものが今回の約20%、19頭を占めており、宮崎牛を支える種雄牛の遺伝的能力の高さも示された結果となったと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 内村君。

○議員（7番 内村 立吉君） 非常に成績もよかったということですけども、29年に劣らず、枝肉単価も42円のアップということですね。平均価格の184万4,000円ですか、中で、値段というのは、時代の流れとともに経済復活とも言われております。価格も。準ずるというようなことが言われております。素晴らしいことだと思っております。

今後なかなか厳しい状況ではありますけど、今、粗飼料確保とか今回の質問につきましては、質問してまいりましたけど、中にそういう高齢化、継続をする農業者もいらっしゃいませんから、後押しをしているような農業施策をやっていただきたいと思っております。

今回は給食センターと農業問題について質問してまいりましたけど、給食センターにつきましては、先ほど申しましたように、地産地消の問題でもあります。町産でも、町でもやっぱりこういう素晴らしいメニューをつくってもらえれば、三股町は素晴らしいメニューをつくってくれるなという、そういうふうな中で、おかれると思います。前向きな後押ししてもらって、農業問題にしても、高齢者とか高齢化とか荒れ地とか耕作放棄地とか、いろいろあります。その中でシステムづくりをやってもらえばいいんじゃないかと思っております。今後、そういう中でやってほしいと思っております。

一般質問を終わります。

○議長（池邊 美紀君） これより10時50分まで本会議を休憩します。

午前10時39分休憩

午前10時50分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位6番、楠原君。

〔3番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（3番 楠原 更三君） こんにちは。発言順位6番、楠原更三です。通告に従って質問してまいります。

11月3日の70周年記念行事は、盛会裏に終了したと思います。式典では、これまでのご功績に対して多くの方が表彰されました。改めてお祝いを申し上げたいと思います。

また、原口先生のお話を心待ちにされていた方々でいっぱいになった記念講演は、内容が盛りだくさんであつという間に終わった感を強く持ちました。講演では、時代の流れの中に三股の存在を感じとることができました。三股の特性を知るために掘り起こさなければならぬものがま

だまだたくさんあると感じ、また、掘り起こしたものを周知していく努力が必要であるということを感じました。

三股に対する郷土愛を育てるためには、三股の特性を機会あるごとに確認できる環境整備が必要であります。町長は、記念式典の式辞で「先人の偉業に学び、活気ある町をつくる」と言われました。平成27年9月議会で私は、「先人の偉業を学ぶ環境とは」と伺っています。そのときの答弁は、憲章の朗唱、史跡巡り講座、伝統教育の実施などなどでした。また、昨年の6月議会では、「先人の偉業を学べる具体的な体制について」と伺っています。そのとき町長は、「町としても大きなテーマであると考えている」と答えられています。

今回、町長の式辞を聞いたとき、先人の偉業を具体的に知る環境が現在どれくらい整備されているのだろうかと改めて思いました。広報みまたの9月号に「三股町ってどんな町？」としての特集があり、その副題に「知っているようで知らない私たちの町」とありました。ふるさとといっても、知っているようで知らない部分がたくさんあります。これまで整備された環境で十分なのでしょうか。私はまだまだ不十分であると思っています。町民憲章を朗唱するときに、三股における先人や三股らしい開拓精神を具体的に感じとれる人がどれくらいいるのでしょうか。このようなことを感じとれるようになった後に、三股らしい郷土愛が育つのではないかと考えています。

そこでまず、本町において、先人の偉業に学ぶために、先人の偉業を学ぶ環境についてどのように整備されてきているのか、現状を伺います。

あとは質問席から伺います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 三股町の特性について、先人の偉業を学ぶ環境整備の現状及び今後についてのご質問にお答えします。

先人の偉業の言葉については、町民憲章の前文に、「わたしたち三股町民は、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神をもって、明るく豊かな町をつくるために、この憲章を定めます。」とあります。私も、先ほどお話ありましたが、町制施行70周年の記念式典の式辞で、「現在本町では、「自立と協働で創る元気なまち三股」をスローガンに掲げ、町民との協働でまちづくりを推進するために見える行政・伝わる行政・情報の共有化に努め、この町に住み続けたいと思っていただけのような魅力ある三股町をつくっていきたいと考えています。そのためには、町民が一丸となり、十年後、二十年後を見据え、先人の偉業に学び、郷土愛と開拓精神を持って活気あるまちづくりにさらに取り組んでいかなければならないと決意を新たにすところでもあります。」と述べさせていただきました。

楠原議員のご質問の趣旨は、先人の偉業を学ぶ、伝える取り組みについてであろうというふう

に思います。この点については、教育委員会が担う役割が大きいことから、教育委員会から回答していただきます。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 先人の偉業を学ぶ環境につきましては、平成27年の9月議会の一般質問においてお答えしたところであります。先ほど楠原議員からも触れられましたけども、ダブるかもわかりません。

学校教育におきましては、社会の副読本として先人の偉業を紹介したり、町民憲章の精神を基調とした児童生徒憲章による伝統教育の推進に取り組むとともに、教職員に対しましては、地域の史跡等を見学する研修を実施しまして、地域素材を活用した学習がより一層進められるよう支援しているところであります。

また、町民を対象とした史跡巡り講座なども本町の歴史について学ぶよい機会になっているというふうに考えておりますが、町制施行70周年事業として多くの方々のご理解をいただきながら数年に取り組んできました町史編さん事業は、先人の偉業を学ぶ大きな環境整備であるというふうに考えております。

平成27年9月議会でご提案いただきました、ふだんの生活の中で教育や文化の香りを感じとれる町、散策するだけでも何か学んだ気がするという環境づくりにつきましても、今後は史跡の整備を含め、関係課による検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 環境整備が現状で十分であるとお思いでしょうか。お尋ねします。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） この満足度につきましては、それぞれ各人の価値観の違いもありますし、どこまですれば十分だということについてはまだ検証はしておりませんが、まだまだ検討する課題はたくさんあるのではないかなというふうに思っているところです。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） では、教育長は個人の感想で結構ですけども、十分だと思われていますか。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 歴史に私余り詳しくないものですから、さっき個人の価値観の違いを言いましたけれども、深く勉強すれば勉強するほど、ああ、ここに欲しいなというのは出てくるんじゃないかと思えます。よって、私ももう少し勉強をいたしまして、ここに何が欲しいかということにつきましてはまた検討させていただきたい、完全に十分だというふうには思っておりません。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 資料の1をごらんください。先ほど町長のほうが言われました町民憲章の前文を挙げております。もうこの場で何回となく伺っているところですが、先人の偉業に学び」というところに線を引いてあります。下のほうに、先人の偉業を学ぶための環境整備がどのように行われているのか、これが町民の人が、ああ、あのことだったらあそこに行けばこういうのが書いてあるよというのが、一人でも多くの人がわかっているかどうかということを私は考えた場合に、ないことのほうが多いと思います。そして「開拓精神」のところにも線を引いていますけれども、なぜ町民憲章の中に「開拓精神」という言葉が使われているのか。前も言いましたけれども、川南町は開拓の町というふうなフレーズでいろいろ言われていますけれども、三股の開拓精神、以前に町長は、頭の中の開拓というような感じで言われました。そして、それにつけて三島通庸のどうのこうのと言われましたけれども、この憲章の中に「開拓精神」というのが使われています。三股の開拓精神と考えた場合に、先ほども言いましたけれども、町民憲章を朗唱するときにとどれだけの人がそれを思い浮かべることができるのかと常に思っているところなんです。

28年の12月議会では、「町民憲章はまちづくりのための重要な行動目標、基本的な方針であり、本町で策定する計画の全てが町民憲章の精神を踏まえたものとしている」と答えられています。こうであるならば、憲章の理解が深まるような取り組みを町は続けなければならないのではないかと考えています。ことあるごとに町民憲章を朗唱しただけで理解が深まるものでしょうか。それはもう、絵に描いた餅のようなものではないかと感じています。そういう思いから、私はこれまで先ほどの先人の偉業についての質問を含めて、毎回同じような質問を繰り返してきているわけです。何回聞いても自分なりに納得したところまでたどり着いていないということです。余りにもくどいんですけれども、今、教育長にお聞きしたところ、先人の偉業については以前の回答を繰り返すことが多かったようですから、またこの開拓精神についても同じようになることが危惧されますので、そこは省略します。時間がもったいないですから。

去年の9月議会で、「三股らしさを憲章の中でどのように捉えているか」という問いに対して、「明治の初め、開拓に当たった三島通庸公や多くの先人の努力が、郷土愛と開拓精神という言葉で表現されている」と町長は答弁されています。先ほどの式辞では言っていましたけれども——私が言ったんですかね、これ——歴史的背景を掘り起こすということが町史編さん事業であると、町史を発行するということがそれを周知していくということであろうと思いますけれども、その歴史的背景を考えますと、言われたようにやはり三島通庸だと思います。しかし、それ以外にも、例えば勝岡郷と梶山郷が一つになって下三股郷となる——これたしか明治3年だと思いますけれども——このときに、島津本家と都城島津家それぞれであったところが一つになるという、この

ときには大変な苦勞があったと思います。一緒になって新しい町をつくろうとした、これが町民憲章にある開拓精神のスタートではないかと私思います。違う所属のものが一緒になる、そしてそれがスタートとなるということだと思いますし、また、明治22年ですか、樺山村、宮村、長田村、餅原村、蓼池村、この5つの村が合併し三股村となるまでの、そしてその後続く大変な努力とか、三股駅を開設するために行われた努力、この一つ一つが開拓精神の歴史的背景だと私は思います。このようなことを比較的容易に知らしめる環境整備となると、史跡の整備と並行しての説明板の整備というのが一番はっきりするのではないかと考えております。それとか、これも以前言っていますけども、町の広報の中に——後ろから2ページあたりですかね——毎回同じ内容で、三股の生い立ちというのがあります。ずうっとおんなじなんです。これも前も言いましたけれども、ここの部分を改良して、三股の開拓精神というのがわかるようなまたは先人の偉業の具体的なものがわかるようなものに連載として活用するとか、そういうようなものも今後の環境整備の一つとなると思いますけれどもいかがでしょうか、伺います。

○議長（池邊 美紀君） 答弁をお願いします。

○議員（3番 楠原 更三君） これからの環境整備の例として今、挙げたんですがね、いかがでしょうかという問いかけです。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 三股の生い立ちを住民に知らしめる、啓発するいろんな環境整備ということで、先ほども幾つかの例を申し上げましたが、散策するだけでも学んだ気がするという環境づくりあるいは啓発活動、広報誌含めまして、今後、教育委員会だけではできないところたくさんありますので、関係課と連携した検討会等重ねまして、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 今言われました、それを私は心待ちにしているんですけども、関係課との連携と。もう教育課だけの範疇ではない部分があるかと思います。都市整備課も関係するとか企画商工も関係するとか、当然いろんな課が連携することになると思いますけれども、今からなのという疑問なんです。町史編さんの事業、もう数年前からあるわけですけども、その過程において連携が既に行われていて当然ではないかという思いが強いんです。それぞれ縦割りでやっても、この町民憲章——非常に大きなテーマと言われましたので、それを実現するためにはもう既に連携が行われてなければいけないと。五本松跡地については推進課を、推進担当の部署を設けるといことが今度出ていますけれども、考え方によっては五本松跡地利用よりも大きなテーマではないかと思えます。三股とは何なのかという根本ですから、それに対して町民の一人一人が、こういう町であればそのように五本松跡地が利用されてもいいなと思え

る基本となるものが、この三股とは何なのかということだと思います。今、今後と言われましたけれども、一刻も早くいろんな課、関係すると思われる課が連携してこれが進むようお願いしたいと切に思います。環境整備については、これでもくどいですけど一応終わらして、次に行きます。

三股の特性について、同じく70周年関連ですけれども、10月28日に芸能発表会が行われました。舞台設備の関係上、ジャンカン馬は除かれたようではありますが、町内の郷土芸能がステージ上で一堂に会するというのは、これまでであったのでしょうか。それぞれの郷土芸能は、本来奉納される場所でそれぞれ公開されているわけですが、今回のように発表の場が一堂に会して設けられるということは、伝承されるまたは伝えられるという面から見ても、後継者を育てるという面から考えても、必要なことであり素晴らしいことであったと思います。今回の郷土芸能発表会をごらんになっての町長の感想をお伺いします。（笑声）

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 芸能発表会は、三股町文化協会主催によりまして毎年開催されておりますけれども、本年度は10月28日に第32回芸能発表会として開催されました。今年度は、町制施行70周年記念事業の一つとしましての初めての試みでありましたが、町内9つの郷土芸能団体にも出演をしていただきました。文化協会や郷土芸能部会の皆様にご協力をいただきながら1年ほど前から企画をいたしまして、練習、リハーサルを経て、本番当日は素晴らしい郷土芸能を披露していただきました。同じ棒踊りでもそれぞれ地域で特徴があるとともに、多くの郷土芸能を一度に見られる機会がこれまでなかったため、多くの来場者から、すばらしかった、今回初めて見ました、町内にこんなに多くの郷土芸能があることを初めて知ったなど賞賛の声をいただいたところでございます。来場者と出演者を合わせた総数は約900名で、例年の2倍近くであり、郷土芸能以外の芸の発表も大変すばらしかったというふうに思います。町内には郷土芸能保存会が13団体ありますが、会員の減少や高齢化などにより活動が厳しい団体もありまして、毎年度の開催というのは大変難しいところでもありますけれども、5年置きとかそういう節目の年に、今後も開催していけたらいいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） ありがとうございます。町長と隣り合わせでちょうどこれを見ましたので、特にどう……あのときもしゃべりましたけれども気持ちの中はわかりませんでしたのでお伺いしましたが、一応今のは教育長が答えてもいいような文面を言われたただけですから心の中まだわかりませんが、非常に素晴らしいものでしたから、中学生とか小学生とかも参加して踊っているのもありましたけれども、ああいう後継者を育てる場——やっぱり誇らしいと

思うんですね、ああいう場で踊る——そういう機会をできるだけ多くつくることによって、確実に後継者がつながっていくというような気持ちがありますので、今言われましたように5年ごととか、節目ごとにと言われましたけれども、今後ともぜひお願いしまして。

ちなみに棒踊りというので検索しますと、この三股みたいな狭い面積の中でこんなに何種類もある町はないみたいですね。それぞれが違う服装から、踊りの中身にしても違うと、で説明書きがありまして、いついつからと、なんか朝鮮の、何ですかね、島津義弘公のそれにまつわるというのは書いてありましたけれども、そういうのもちゃんと書いているところもあれば、そうでないところもあったりとか、やはりもとがどうなのかということをお子たちに教えるということも、我が町がどういう町なのか、島津藩の一藩であって一つの地域だったというのを自覚させる、そういうことにもつながるのではないかと思いますので、節目節目と言われましたのをぜひお願いしたいと思っております。

続きまして、三股の特性の続きですけれども、先日山形県内の7つの町の町長さんが、山形県の町村会の視察研修として本町を訪問されました。その目的の一つが、三島通庸公とのかかわりについてでした。今回の視察研修の受け入れについて町長の感想を伺います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 三島公とのかかわりについての視察を受けての感想ということですね。今回の山形県町村会の視察の目的は、本町のまちづくりの取り組みと今後の展望についてということでございました。全国の地方自治体にとって、人口減少、少子高齢化の中にあって、どのような視点からまちづくりに取り組み人口減少を食い止めるか、地域活性化を図るかは喫緊の課題でございます。

そのような観点から、人口増を続けている本町のまちづくりについての関心と、初代の山形県令でございます三島通庸公との縁ということで、本町の視察と相なったというふうに考えております。三島公は土木県令と言われておりますが、時間の都合上、山王原の早馬神社周辺を案内できなかつたことは残念でございますけれども、三股小にあります胸像、そして地域創造大賞を受賞しました文化会館、そして駅周辺を案内できたことはよかったのかなというふうに思います。

本町と三島通庸公との関係でございますけど、大変2年弱という短い期間でありましたけれども、三島公との縁で遠方から本町のほうに来町されたことはありがたいことだなというふうに思いました。感想ですね、そういうことです。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） これまでの答弁の中におきましても、今も言われましたけども、2年弱しか三島公の足跡がないということをお聞きしていますし、歴史的な資料として明確に三股で三島公を確認することができないということは何回も聞いております。それが原因で、三

島公顕彰について前向きな動きがこれまで見えていないというのが理由となっているようなのですけれども、今回三島公が住んだということがはっきりわかっています、向こうの庄内町ですね、都城の庄内に行かずに三股町に来られた。研修先に三股町、本町のみを選ばれたということ、これが本町と三島公とのかかわりについて、はっきりとした外部評価がまた一つ得られたと感じ、大変うれしく思いました。庄内に行かれてもおかしくないなと私は正直思いました、両方可れるのかなと思いました。9月議会でも言いましたけれども、東北大学の先生が来られたときには庄内町と三股町を訪問されています。今回は三股だけなんですね。これにはものすごく、三島公関連では価値があるんじゃないかなと思います。

先ほど、小学校の三島公の胸像の前で写真を撮られたと言われましたけれども、そのときには話題にならなかったんですが、胸像が建立されたのはいつなのでしょう。どのような経過を経てつくられたのでしょうか、おわかりの方いらっしゃいますでしょうか。私もいろいろ手を尽くしたんですけれども、わかりません。これ非常に重要なことだと思うんですね、山形から来られて胸像の前で写真を撮られた、それである程度来た満足感を得られたようにいろいろ聞きました。けど、その三股にありながらいつどういう思いでというところに、聞かれなかったからよかったんですけれども、答えられないというのはちょっと釈然としないので、よかったら調べていただきたいと思います。もう間もなく、三島公のほう是三股を開拓されてから、150年という節目になります。明治3年ですから。そのころにはわかるように、手を尽くしていただけたらなと思っております。

この間もなく150年という今、三島公ゆかりの地、山形から7人の町長さんが来られたということは、何かしらのえにしを感じました。今さっき言われたように、現代の都市開発の先駆者が土木県令とか言われ、鬼県令とか悪い表現で言われることが多いですけれども、都市開発の先駆者なんです。その原点が三股であるという、その思いを持ち続けるためにも、三股の子供たちと、山形とは言いませぬけれども、三島公ゆかりの地との子供たちの交流というものは必要なことではないでしょうか。子供たちの交流を通してふるさとを確認できる機会を設けたらということ、これまで何回もこの場で述べていますが、今回の山形県の町村会の視察研修に接して、その思いがまた強くなったところです。

資料の2をごらんください。隣の曾於市、岩川の八幡神社、かなりおおきな神社ですけど、その前にある石碑、写真撮ってまいりました。ちょっと見づらいかもしれませんが、石碑の上の文見ますと序文として「先人達の偉業を称え」と、何か似ているんですね、町民憲章と。「歴史を掘起、「くつき」と読むらしいです、これ。掘り起こし、掘起し学び、糧として将来の展望を開く」といろいろ書いてありますけれども、一番下、これもわからない、一番下の丸ですね、「2001、平成13年10月17日、当時は大隅町ですね、まだ、曾於市でなく大隅町、そし

て温海町——これ山形のほうの町です——の両町は、姉妹盟約を締結して「未来に向かった新たな歴史を築こう」と未永い交流を誓い合った」、で下のほうには「山形県温海町関川の石」とこう書いていますけれども、これを撮りに行って近所の方々といろいろと話したところ、今でも子供はもちろんのことながら、大人の交流も続いているということを知りました。ああ、いいなど私は個人的に思ったわけですが、隣の芝生は青く見えるとかよく見えるとかそういうわけではありませんけれども、本町もこういう先人の偉業を後世に伝える、三股の特性を後世に伝えるためにも、こう、何ですかね、比較できるものというか対象となるものがあつたほうがいいんではないかなと思いますけれども、ふるさと三股を確認できる可能性があると思われる三島公ゆかりの地との交流について、今後考慮される余地があるかどうか伺います。

○議長（池邊 美紀君） ちょっと質問の本質と離れているような気がしますが、確認をお願いします。ちょっと休憩します。

午前11時20分休憩

午前11時20分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

回答をお願いします。教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 姉妹都市ということではなくて交流ということの考え方で答え……。

○議員（3番 楠原 更三君） どちらでも結構です。

○教育長（宮内 浩二郎君） はい。姉妹都市ということにつきましては、企画課長がソウル関係との中でいろんな課題がありますよということで、いろんな問題解決しなくちゃいけないと思いますが、交流ということにつきましては、現在本町では子供たちの交流につきましては、沖永良部島で交流をしているところがございます。自然環境の違い、先ほど楠原議員もおっしゃいましたけれど、地域の郷土芸能のよさ、たくさんありますけれども、郷土芸能のつながりということで沖永良部とでは同じ奴踊りのつながりがあるということから交流を図っているところであります。

今回、山形県の町村会の方々、7名の方がおいでになりましたけれども、交流ということにつきましての話題にはならなかったところなんです、関連ということでおいでになったことには本当に感謝申し上げたいというふうに思っております。その中で、三島通庸関連の事業がなされているところは、小国町というところで何かこの隧道関係があるみたいですね。あとはその三島関連の遺跡とか事業の痕跡が残っているところはあんまりないようなんですけども、三島という、県全体と本町の三島通庸のかかわりはあるとは思っております。学習は深めていきますけども、

今、現段階におきましては、交流ということにつきましては20年続きました沖永良部を考えておりまして、現段階ではこの山形県のどこかの町村との交流というところまでは考えてはいるところではございません。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 以前にも聞いたと同じような回答になりますけれども、今、まず認識の違いですけれども、三島公の痕跡はいっぱい残っています。小国だけじゃなくていっぱい残っています、実際。この場でも今まで何回となく申し上げておりますけれども、建物も何か所も残っております。橋もあります。たくさんあるんですよ。そして今、沖永良部のことを私はまだ一言も言っていないんですよ、今回はですね、一言も言っていないんですけれども今言われましたが、この地域環境が違うとか、環境が違うところとの交流、もちろんこれを否定するものではありません。そして、奴踊りがどうつながっているのか、お互いに奴踊りがあったよというのはまあ後づけだと思ふんだよ、これは、どっちかといったら。奴踊りつながりで沖永良部を選んだという過去があるのかなどうなのかの疑問なんですけれども、結果としてあったから同じ踊りをやって交流を深めるということになっているんじゃないかなど。それよりも、先ほどから言っていますように、三股とは何なのかと考えたときに、三股とは何なのか、決して奴踊りという答えは出てこないと思ふんです。三股とは何なのか、開拓精神とは何なのかと、やっぱり三島公につながっていくんじゃないかなと思ふます。その関係を三股らしさとして子供に残していくために、こういう事業に参加したよという子が1人でもふえていくというのが、ふるさと振興人材育成というものにこうぴしゃっと入るんじゃないかなどふだんから思っていますけれども、もう一度お伺いします。今後考慮される余地はありませんか。ないならいいんです。

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 20年やっておりますので、この子供たちの追跡調査等しまして、よさあるいは課題等検討しまして、今後検討していきたいというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） こないだ、これまでのアンケートは見せていただきました。いいことしか書いてないです。それは当然だと思います。沖永良部が悪いところじゃありませんので、子供たちにとってはすばらしい経験でそれはそうだと思いますけれども、先生もおわかりのように、そういう場を提供するのは大人です。大人の目として、なぜそこを提供するのかという裏づけを三股という視点から考えて提供するというのが必要ではないか、20年経ったからこれからもという考え方もあるでしょうし、20年経ったから今度はほかの視点を考えようか、それもありません。でないと、20年というちょうど節目にもなるんじゃないかなど、先ほど町長も節目節目とかどうのと言われましたけれども、その節目の一つに20という数字も入ってもいい

いと思いますけれども、もう一回聞いても同じでしょうから、じっくりと考慮していただきたい。答えられます、何か、じゃあお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 研修先等、このふるさと振興人材育成事業については、教育委員会が管轄しています、そういう機関がございますので、議員の意見があったということを踏まえながら、今後についてはその機関の中で検討させていただきたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次にまいります。長田峡についてですけれども、長田峡がライトアップされました。メディアでも取り上げられました。昼間も何回か伺いましたけれども、全く別世界を醸し出しておりました。まさに本町の代表的な観光地だなど、昼もいい、夜もいいという面です。そして今度は紅葉の場、この前都市整備課のほうにお伺いしたところ、紅葉が終わった今、今度は照明の角度を変えて、岩のきれいなところを見せているということです。そうですよね。金曜日に聞きまして、土曜日もきのうも夜8時まで動ける状況がなかったもんですからきょうまた行ってみたいと思いますけれども、長田峡の岩盤と、高千穂の岩盤では全く違うんですね。長田峡はやっぱりすばらしいとつくづく思っているところです。本町の観光地とすれば、長田峡はもちろんですけれども、椎八重公園や上米公園というのがよく取り上げられますけれども、まず、観光に関しての問い合わせ先というのは、担当部署はどちらでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 三股町においての観光についての問い合わせ先は企画商工課となっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） じゃあ、公園と観光地については、担当部署はどのようになっているのでしょうか、伺います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 公園も自然公園と都市公園がございますので、長田峡は自然公園になるんですがこちら企画商工課、住宅地等の間にある都市公園になりますと都市整備課ということになります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） としますと、上米公園はどちらに入るのでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 上米公園は都市計画公園でありますので、都市計画課のほうが担当しております。

○議員（3番 楠原 更三君） 都市整備課ですね。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 都市整備課です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 観光に関しての問い合わせは企画商工課ですね。三股の代表的な観光地とすると上米公園、長田峡、椎八重公園となります。同じ観光地ですけれども、担当が違うということですね。いいんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 公園管理におきましては、全ての公園を都市整備課のほうで担当しておりますが、祭りとか観光部分についてのみ企画のほうで担当しているというふうになっております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） そこでまた、先ほどの各課が連携するということに私は戻っていきたいと思うんですけれども、観光地づくりと考えたときに、今回のライトアップでは、ちょうどライトアップされたとき行きますと企画商工課の職員の方、それから都市整備課の職員の方両方いらっしゃいました。両方連携してやられているというのがそのときに肌で感じたわけなんですけれども、観光地づくりとした場合に、ソフト部分が企画商工、ハード部分が都市整備というような分け方になるんでしょうか、伺います。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） おっしゃるとおり、観光に関するイベント等は企画商工課、その他の施設の管理になると都市整備課ということになります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 資料の3をごらんください。私のカメラ技術の関係で部分しか撮っていないんですけれども、縦にひよろ長いやつで皆さんごらんになっているかと思いますが、もう今行くとこれが雨風で文字が読めない状況です。まだ早い時間でしたのでくっきりと出ていますけれども、この看板の一番上、ここには出ていない部分なんですけれども、社会実験と出ていました。この社会実験についてお伺いします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 今回の長田峡ライトアップは、宮崎県が行っている社会実験といたしまして、夜間景観の向上につなげることを目的に、夜間景観に関するセミナーとライトアップの社会実験の実施を行っているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） わかったようなわからんような感じですけども、社会実験ということはもう1回こっきりということなんでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） こちらのほうは、宮崎県が10年前から県内の各地をライトアップするという形で行っておりまして、今回、三股町のほうが初めて手を挙げて実施しているところであります。今回限りかどうかは、今後また県のほうと相談していきたいとは考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） そしてこの資料を見ていただきますと、主催宮崎県、今言われました、「宮崎をひかりで変える委員会」と書いてあります。共催三股町、協力いきいき集落長田、長田壮年クラブ、問合せ都市整備課とこう書いてありますけれども、このそれぞれの関係について伺います。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 主催のほうは、宮崎県から委託を受けた「宮崎をひかりで変える委員会」こちらのほうが、県の建築士会、県電気事業工事組合青年部などで構成するボランティア組織が主催となっております。また、事前の清掃、看板設置等におきましては、地元のいきいき集落長田、壮年クラブ等の地域の協力をいただきまして実施しているところでありまして、その窓口として都市整備課のほうが今回三股町の窓口となっているところでありまして、

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） ありがとうございます。長田の壮年クラブの方々が特設テントを設置されて、そこで甘酒の振る舞いとかそういうのをされていたようですけれども、本当にこれまでと違った長田峡というのを味わうことができました。もう夢は広がって、春は新緑、夏は夕涼み、秋はもちろん紅葉、季節に応じてこの魅力をいろんな角度で引き出すことができる一つの方法として素晴らしいと思いましたがけれども、今後とも長田峡に限らずいろんなところで、ここだというようなところでそういう試みをしてもらいたいと思います。先日は梶山のほうで、眼鏡橋をこういうふうにしてもらえないかという声を聞いております。ライトアップにつきましては先日講習会ありまして、町の回覧で出ていまして、私は行きませんでしたけれども、そういうものをそういう手法を町としても活用されて協働のまちづくりの代表的な一つの例として、今回、長田壮年クラブの方々とされたように、連携して花と緑と水にこだわって、町内各地で定期的にライトアップというものは行えないものではないでしょうか。キャッチフレーズに従ってという意味なんですけれども、考えだけで結構ですので伺います。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 今、上米公園においては、ライトアップとはまたちょっと違うのかもしれませんが夜祭りという形で、あと旭ヶ丘運動公園のほうも地元の方が桜の時期になると、光で桜を照らすという形はとられているかと思います。

また、今回のようなライトアップ事業ということになりますと、どうしても機資材のほうが高価なものになりまして、今回も「宮崎をひかりで変える委員会」のほうが持っています機材のほうをお借りして、設置しているという状況があります。これを各地区公園でというようになると、どうしても機材の整備というのが必要になることから、今のところちょっとそれをリースできるかどうかというところで、相談していきたいなどは考えているところであります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） わかりました。今、この三股町景観計画策定事業で、地域ワークショップが3つの地域で行われているようですが、どの地域でも地域の人が中心となって、地域の掘り起こしに一生懸命参加されているようです。自分たちの地域のために、自分たちで何ができるかということも含めての語り合いです。

このような取り組みは、これまでもあったのでしょうか。そして、これからも続けられるのでしょうか、伺います。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 今回のワークショップにつきましては、景観計画策定に伴うワークショップを、自治公民館長会議の中で公募いたしましたところ、3地区より、やりたいというお申し出がありましたので、それに基づいて地域のワークショップを試験的に行っているところであります。

これは来年、景観計画策定するに当たっての貴重な参考資料として、今回行って、来年についてはまだ現在検討している段階であります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 本当に、その場に行きますと、すばらしい取り組みだなと肌で感じました。何というかこう、一人一人が郷土愛を感じとれる、何というかこう、優しい時間を共有できたように感じました。本当に皆さん、自分のふるさとが好きだなという感じです。協働のまちづくりのためには、とても有意義な取り組みであると、自分が住んでいる自分の場所が好きだと再確認できる試みであった。

そして、その好きなふるさとを自分が何ができるかということをみんなで話し合う。そういう時間を共有できる取り組みであると思いますので、ぜひ、いろいろ企画も大変かもしれませんが、ふるさとを掘り起こす、そして、協働でまちづくりをするために、基本となるものでは

ないかなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、観光地づくりについてですけれども、観光地づくりには何にしても予算の面、これが大変だと思ひますが、長田峡を観光地とするために、本町がこれまでに申請した補助事業には、どんな事業があるのかお伺ひいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 観光地づくりのために、これまでに申請したことのある補助事業についてお答えいたします。これまでに快適空間宮崎創生事業、やすらぎの交流空間宮崎創生事業、自然公園ふれあい環境整備事業、辺地対策事業を活用して、長田峡や椎八重公園の整備を行つてきております。その内容につきましては、長田峡の橋の整備であつたり、観光看板の設置、椎八重公園のつつじの植栽やあずまやの設置などを行つたところでございます。

また、近年におきましては、平成28年度に宮崎県南部10市町の広域事業でございますけれども、地方創生加速化交付金を活用しまして、インバウンド受け入れに対応した情報看板の整備や、長田峡にもみじの植栽、かっぱの設置などを行つたところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 両方でということですね。

○企画商工課長（西山 雄治君） はい。

○議員（3番 楠原 更三君） 都市整備と両方でということですね。

○企画商工課長（西山 雄治君） そうですね。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 繰り返しますけれども、この長田峡行きますと、昼間もかなり以前と比べると、休憩だけではなくて、見に来られる方もちらほらと見る事が多くなつたような気がしております。

そこで、もう一歩私が欲しいのは、今、4枚看板がインバウンド関連でできております。石寺用水、樺山用水を案内したものとか、かっぱについてとかです。

しかし、長田峡の成因について説明したものがないんです。あるのは、わにか県立自然公園に位置しているということ、侵食されて形成されたということだけなんです。北の高千穂峡、南の長田峡と言われてはいますが、長田峡はなぜそうなつたのかというものが説明がありません。

必要であるのではないかなと思ひますけれども、資料の4、ごらんください。ここちょっと小さいんで、よくわかりづらい面があるかもしれませんが、現物はこれなんですけれども、この部分を印刷してもらつたものです。これは工業技術院地質調査所というのが発行しています地質図

なんです。おわかりかと思いますが、この白い紙2枚で挟んだところが沖水川になります、ピンクのところそこに書いてあります軽石凝灰角礫岩ということです。そのピンクに囲まれて川沿いにこの紫色のがちょっとわかりづらい部分ですけれども、溶結凝灰岩とこう書いてあります、おわかりでしょうか。左のほうを見ますと、始良火山入戸軽石流堆積物と書いてあります。今まで、私も口頭で言うだけでしたけれども、こうやって公の機関が、地質図の中におきましてこういうものを出しているんです。

そうすると、これで向こうに見える始良、桜島がその火山の一角ですけれども、あそこの火砕流によってできた地形であるというのが、もう明確なんです。こういうものを書いた説明板というのが必要ではないかなと思います。これを私は探したときには、もう感激しました。

しかし、長田峡といいましても、これ見ればわかりますように、大体一般的にいつていますように、長田峡のところからずっと奥までなんです。ずっと奥までが、このやつで一般的に10キロメートルという表現をしますけれども、いわゆる今言っている長田峡だけではないと。だから、これを総称して長田溪谷と捉えていつて、それを例えば、長田溪谷長田峡とか、長田溪谷矢ヶ淵公園と名前をおいて、長田峡は連続しているんだよという表現も必要ではないかと思います。

この2カ所に限らずに、あちこちに魅力ある溪谷景観がたくさんあります。ちょうどパノラママラソンのコースがこの一部分を通っていますので、マラソンの魅力アップにもつながるのではないのでしょうか。

これが観光地づくりと、この2カ所以外にも数カ所展望のきくようなところを整備するというようなことも考えていただきたいと思うんですが、このように長田峡の成因を解説する看板を設置することで、潜在的に持っている魅力を幾らでも引き出すことにつながるのではないかと思います。長田峡の成因を案内看板で説明するということについてどのようにお考えですか、お伺いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは、成因の看板設置、説明看板の設置についてお答えいたします。長田峡の岩石は溶結凝灰岩で、約2万8,000年前の始良カルデラの大噴火の際に、噴出した火山灰が凝結して岩になったと言われております。観光地において、このような壮大なストーリー性を付加するということは、観光資源を生かしていく上で、大変重要なことであると考えております。

ですから、長田峡成因の看板設置につきましては、その成因の調査を重ねまして、効果等についても検証した上で、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） よろしく申し上げます。これが一つのもので、これがもう公のやつで、私がいい加減に言うのではありませんので、これをその一つの材料にさせていただくとありがたいと思います。

そうしますと、そのストーリー性があると、重要であると言われましたけれども、これは錦江湾桜島ジオパークの一つということになります、始良カルデラでしたら。霧島ジオパークではなくて、始良カルデラ錦江湾ジオパークの一環とすると、もっとこう壮大なストーリーができるという感じがします。

ぜひ、検討、案内看板のほうも含めて、並行してお願いしたいと思っております。時間が大分押してきましたので、次に行きます。

ことは明治維新から150年ということで、いろんなことがありましたけれども、10年後、今度は日本国内最後の内乱でありました西南戦争から150年ということになります。観光開発のためには、ブームを先取りすることも必要ではないかと思っております。10年あれば、何ぼかはできるのではないかなという気がしますけれども、より魅力あるものにするためには、並行して観光地を魅力あるものにするために、史跡を整備することも必要だと思っております。

原口先生のこないだの講演の中にもありましたけれども、西南戦争は熊本が舞台ではなくて、宮崎県内全部が舞台になっているということをお聞きしました。きのう、西郷どんご覧になった方はいらっしゃると思いますけれども、宮崎がずっと舞台のドラマとなっていました。当然、宮崎県内ですから、本町にも西南戦争関連の史跡がたくさんあります。

資料の5をご覧ください。ここに早馬公園内の招魂塚というのがあります。手前のほうです、奥のほうは日露戦役です。ここに20名の方の名前が刻まれております。西南戦争で亡くなられた三股出身の方々です。前にも言いましたけれども、この隣には西南の役従軍碑というものがありまして、その文字は西郷隆盛の長男であります西郷菊次郎の文字です。霧島盆地にある西南戦争史跡をずっと巡ってみますと、西郷菊次郎による文字というのは三股にしかありません。これは一つ価値あるものではないかなと思います。町内の西南戦争史跡の整理についてお考えを伺います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 本町におきましては、西南戦争に関するものとしましては、山王原稲荷神社にあります西南戦争従軍碑や西南戦争招魂塚などがありますが、西南戦争の爪痕がわかるような史跡は見つかっていないと聞いております。

今後、関連史跡発見された場合には、整備について検討していきたいというふうに考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 多分、それは教育課黒木さんの考えだと思いますけれども、歴史資料として残っていないということなんですよ。

資料の6をご覧ください。これも岩川のほうにあったものですが、薩軍の墓、看板があります。この看板の文章4行目見ますと、何々の墓と言われているという表現ですね。その次の段落の終わりのほうを見ますと、誰らが葬られたかはわからないと書いてあります。非常に不確実なんですけれども、その土地ではそう伝えられてきた。下のほうに、これが墓なんです。西南の役、薩軍の墓、小さい文字で1877年明治10年に西郷隆盛率いるどうのこうので、書いてありますけれども、この石には一文字もありません。何にも刻まれておりません。

しかし、町の史跡として教育委員会が、こういう碑を案内板をつくっているんですね。ほかにもありました。あんまりくどいから1枚しか上げてませんけども、今、課長のほうが本町にはないと言われましたけどあります。長田峡の近くもそうです。それから田上にもあります。梶山入口にもあります。課長の近くもそうなんです、あります、ご存じでしょう。ないわけじゃない、伝聞伝承ではそう伝えられるというのは幾らもありますので、そういうのも考えていただきたいと思っております。

もう1回、前に返りまして、済みません、資料の5、見ていただきますと、この写真の左側見ますと、石灯籠が倒れております、わかりますでしょうか。これは、私しょっちゅう、ここいら散歩で通るわけですからわかるんですけど、夏までは倒れていませんでした。多分、台風関係で、何らかの要因があって倒れたのではないかと思っております。

この明治12年に建てられたものがこうなっているというのは、ちょっと忍びないところがありますけれども、それだけでなく、学校におけるブロック塀などの点検とか撤去が行われましたけれども、この石碑とか石灯籠も点検や補強が必要なのではないかなと思いました。

町内には歴史的に見て、価値のある石碑、石灯籠はたくさんありますので、予算的なものもあると思いますけれども、この石灯籠の修理、点検等、どのように考えられますでしょうか、伺います。

危険であるということで、倒れたら危険で、ブロック塀と同じような……。

○議長（池邊 美紀君） 休憩します。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

答弁をお願いします。教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 現在、町で史跡として指定している文化財とかありますので、そう

いうものについては費用・補修とかその痛みとかを見ながら一緒に点検したいというふうを考えておりますが、そういう指定されていない史跡もたくさんあると思いますが、これについては、例えば今回であると公園の中にありますので、公園の担当のほうと相談したりとか、関係課集めて多分こんなのたくさんあると思いますので、対策について、今後検討したいというふうを考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） あと、今、遺族会がどうのこうの言われましたけど、古いのは遺族もわかっておりませんので、既に、そういう観点じゃなくて、今言われたようなことでお願いしたいと思います。

それと、あと、公園ということを想定すれば、子供たちが行くということは当然ですので、その危険箇所という観点からもいかなものでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 公園の中ということなのか、神社の所有物なのかというところで、大分変わってこようかと思うんですけど、確かに子供が近づくおそれのある場所については、公園の一部の中にあるものについては、管理、点検等を行っていったほうがよいのではないかと考えております。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） よろしくお願ひします。毎回のことながら、今回も梶山城の整備について伺います。

里道の整備、それから本丸跡の灌木等の伐採などについてお伺ひします。

○議長（池邊 美紀君） 都市整備課長。

○都市整備課長（上原 雅彦君） 梶山城本丸周辺の刈払いについては、昨年同様、今年度も刈払い等の維持管理を行うこととしています。現在、重機による伐開作業の施工業者さんと、作業の時期について調整しているところではありますが、台風豪雨の災害対応と業者の方の日程調整に、時間がかかっているところでもあります。年内には、できるだけ実施したいとは考えているところでもあります。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） ありがとうございます。続きまして、エコフィールドについて伺ひします。

資料の7をご覧ください。エコフィールドにあります看板です。まず、リサイクル広場、いいことが書いてあるんです。「物を買うときから考えようごみ問題」すばらしいんですこれ。これ

を子供たちにも伝えていく必要があると思います。そして、この説明板をよく見ますと、本当にいいことが書いてありまして、大人でも十分参考になる、知らなければならない内容だと思います。

しかし、この状態なんです。もう、こういう状態です。何と云っていいのかわかりません。この看板をもっときれいにし、また、このエコフィールドが何の目的でつくられたのか、そういうことをもう一回ここで確認したいと思います。

当初の目的、そして環境学習広場となっていますから、その学習対象者について伺います。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） まず、「エコフィールドみまた」は不燃ごみを埋め立てる最終処分場である「クリーンヒル」と、鉄やアルミなどを再利用するために分別できる施設、「リサイクルセンター」に隣接して環境学習として活用できる公園を、総事業費2億4,400万円をかけて整備し、これら3カ所の施設を合わせて、平成10年に総合型環境学習施設として開設いたしました。1995年当時は、人間の活動により発生する二酸化炭素などが原因となって、地球温暖化が深刻な影響を与えることが徐々に明らかとなったことから、1997年に京都議定書が採択され、21世紀に向けた循環型社会の構築が大きく取り上げられていた時期で、三股町においても、国の環境基本計画の長期目的に準じた施設として、単なるごみ処分場やリサイクル施設の整備ではなく、環境問題に総合的に取り組み、持続可能な環境を維持、創造していくために、循環、共生、参加を学ぶ場所として計画され、地域の環境保全活動の拠点として小学生を初め、多くの町民の方を対象に開設されたところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） 今、その目的言われましたけども、それと活用実態、どう考えられています。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） これまでの活用実態についてお答えいたします。

開設から平成20年ごろまでは、小学生による環境学習の場所として活用や実績の資料は持っていませんが、住民による廃油せっけんづくり、ケナフから紙や炭をつくるなど、多くの住民の方に活用いただいていた。

また、平成26年ごろまでには、小学生によるリサイクルセンターとクリーンヒルの2カ所が、ごみ処理施設の見学場所として活用されていました。近年は、施設の老朽化に伴い、環境学習公園の利用者や施設の見学者はほとんどありませんが、EM菌友の会による生ごみ堆肥化のための米ぬかぼかしづくりと、生活排水の悪臭防止のためのEM団子づくりの実習として活用しているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） ありがとうございます。今、説明受けましたけれども、これはほとんどが「クリーンヒルみまた」の見学なんですね。エコフィールドに限定しますと、ほとんど活用されていないというのが実態というのはわかりましたけれども、先ほど最初に言いましたけれども、非常にいいことが書いてありますし、中を回りますとこれは整備さえすればすごいなと思います。

ここから見ますと、大悟病院の右側の鉄塔の前あたり、あそこの杉の木を、エコフィールドになりますけれども、切れれば三股の眺望が一気に開けます。上米公園から見る三股、向こうから見る三股、角度が違ってすごくいいと思うんですけど、あそこを切るともっと明るい感じがするんじゃないかなと、今、暗いんです奥のほうが。杉の木を何本か切ってもらおうと、とにかく私が言いたいのは下のほうの写真見ますと、以前は散歩する人がいまして、きれいでしたけれども、今こんな状態です。怖い感じがしますので、できるだけもっと、この活用をどう進むか考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 環境水道課長。

○環境水道課長（西畑 博文君） 今、言われました杉の木については、民地が入っていることも考えられますので伐採については、民地との協議、どこまでがエコフィールド内であるかを確認して、伐採できるものは伐採したいと思います。

また、環境学習公園については、今後、活用方法について検討していきたいというふうに考えています。

○議長（池邊 美紀君） 楠原君。

○議員（3番 楠原 更三君） すばらしい施設ですので、できるだけ生かすようお願いをしたいと思います。

これで、質問を終わります。

○議長（池邊 美紀君） これより、昼食のため13時30分まで本会議を休憩します。

午後0時04分休憩

午後1時28分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

発言順位7番、山中君。

〔12番 山中 則夫君 登壇〕

○議員（12番 山中 則夫君） 今回は、私は本町の開発事業、将来に向かってのことで質問を

したいと思います。

ただいま県内では、県知事選挙が行われております。これももう一つ県民の関心がないような感じがしております。その理由としては、私なりに分析してみましたが、一つにはやはり、何か県民にいろんなことが伝わってきていないんじゃないかなと、協調性とか調整型の県政になっているんじゃないかなと思っております。やはり何か物足りない、一生懸命本人はやっていると思いますが、しかし、めり張りがなく、県民に期待を持てるような、未来に向かっての夢とか希望というのはどうも見えてこないんじゃないのかなというような感じを受けております。やはり、大胆な事業、県民に夢を与えるような、そういう県政運営をしていってほしいと、なかなかそう簡単にはいかないと思いますけど、そういう熱のあった県政運営をしていけば、県民もやっぱり本当の政治に目を向けるんじゃないかなと思っております。

それでは、質問に入りますけど、今、1地区が仲町とか山王原ですね。これが非常に、私は山王原に10年ぐらいたったことがありますので、その当時とでまた時代が違ってしまうんですけど、何か、一つ町の中心部が寂れてきているような感じがしております。

そこで、今後のことを考えて、やはり三股町は自立ということで、本当に厳しい選択をしたわけですので、今後ますます財政的にも厳しくなるとは思いますが、そのためにもやはり町の中心部を、この1地区、加えれば2地区、この方面を活気のある町にしていけないと、それが全体につながっていかないと思うんです。中心部が空洞化になるような状態のまちづくりじゃ、将来は、私はないと思っておりますので、そういう意味では思い切った政策というものを、事業とかそういうものを、この財政難のときに厳しいですけど、これに神経を傾注して、みんなで官民一体となって取り組んで、町長ばかりいうのもあれですので、とにかく町民も、自立と協働のまちづくりですので、そういうことを踏まえてやっていきたいと思っております。その中で、町長は山王原ですので、この地区の将来にわたっての施策とか、政策というのを考えていच्छゃしたら、まずそれを質問したいと思います。

あとの質問は、質問席から行います。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） ただいま山中則夫議員より、山王原、仲町が発展する対策は何か考えているかというご質問にお答えいたします。

山王原、仲町地区を含む中心市街地におきましては、既存商店街の空洞化や町民の高齢化が進んでおりますので、本町の均衡ある発展とさらなる飛躍を図るためにも、この中心市街地の活性化は、まちづくりの主要課題であるというふうに考えております。

現在、空き店舗の再利用、有効活用を図るため、空き店舗活用等商業支援地域活性化事業補助

金を創設しております。これは、空き店舗を活用して、新たに出店される方に店舗の改装費用や家賃等の一部を支援する補助制度でございます。特に、中心市街地に指定された地域での空き店舗活用につきましては、補助の内容を拡大しており、この制度を活用して、居酒屋等が数店、出店しているところでございます。

実績で申し上げますと、平成28年度に1件、29年度に2件、30年度に現在のところ1件、今後2件ほどが30年度考えられるところでございます。

また、五本松団地跡地の利活用につきましても、位置的にも、面積的にも中心市街地の活性化を図る上から、大変重要な場所というふうに認識しておりまして、「健康と賑わいと交流」の拠点というテーマを持って、具体的な検討作業に入っております。

この駅前、そして五本松団地、そしてこの役場、文化会館、元気の杜、このあたりを中心市街地と位置づけまして、そしてまた、山王原周辺を含めて、その周辺地域ということで、中心市街地を活性化することによって、その波及効果を狙っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） いろいろもろもろの政策を行っていると思っております。しかし、私はもうなかなかこの厳しい財政状況ですので、しかし、その中で、やはり思い切った政策の転換をしていかないと、個々の事業は事業として進めてもらえればいいんですけど、私の提案なんですけど、大分前に、前の町長のときもいろいろ論議をしたんですが、三股小学校を、私は文化会館の前、南側、ちょうど田んぼとか、あそこに移転させたらどうかと、学校名を変えとかかそういうのじゃなくて、移転させて、広々したところに子供たちの、健全な育成をしたほうがいいんじゃないかと。

というのは、私は学校がいけないというわけじゃないんですけども、昔は車時代じゃなかったからよかったですけど、今はこの三股小学校は四方を道路に囲まれております。そして、非常に幹線道路を控えておりますので、そういう意味で、子供たちの登下校のときも、あの信号のところでは何か大変だなと。運転される方も、子供たちが非常に集中して下校したり登校しますので、その件を考えてもっと何かスケールの大きい、ああいう広々としたような——広いですからね、あそこの三間道路まで大分ありますので、そういう面をすぐというのではないですけど、将来に向かつてはそういうことも考えていったほうがいいんじゃないかなと思いますけど、いかがでしょうか。（「将来ですから」と呼ぶ者あり）

○議長（池邊 美紀君） 教育長。

○教育長（宮内 浩二郎君） 初めて、今そういう考えをお聞きしまして、確かに今、三股小が一番築年数が古くなっております。そしてなおかつ、今、児童数がどんどんふえております。来年

度は500名を超す状態になっているのは確かです。

新しくしなくちゃいけないというのは抱えてはいるんですけども、どういう形ですかは、またいろいろな方々のご意見を聞きながら検討をいたしますが、広々としたところで子供を教育するというのは、本当に素晴らしいアイデアだと思います。また、向こうだと、宮村小学校からも近い環境になりますですね。一体化のことも考えられますし、素晴らしいアイデアだなあというふうに思っておりますが、今後、いろんな方々のご意見を聞きながら、十分検討、考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） 私は将来に向かってですので、きょう、あしたという一つの質問ですけど、提案ということで、今、教育長が言われましたように、宮村小学校も、今の状態では農地が宅地に転用できないとか、いろいろ転用のあれが、どうしても私は宮村小学校もだんだんと、逆に向こう方面は生徒数が少なくなっていくような将来で、今は町の分譲とかいろいろ、それは私は小手先の施策じゃないかなと。

山田町は、いろんなことで合併する前に、20年か15年ぐらい前ですよ、町はいろんなところに分譲地をつくって、安く払い下げていろんな状況を脱しましたけど、それは一部の期間だけだったですね。やっぱり、結局は、悪いですけど都城と合併するような状態になったと。

だから、将来見据えて宮村小学校も、今言われましたように、あそこにもっていけば、三股小学校をもっていけば、もうすぐですよ、今は。変なところよりか近いような宮村方面も、やっぱりマンモス校がいかんというんじゃないかと、あれはやっぱり子供たちの競争心とか、いろんなあれを芽生えさせるためには、ある程度大きな学校のほうに、子供たちを集中したほうがいいんじゃないかな。まあ、将来ですので、そこ辺を含めて考えていってもらいたいと思います。ぜひ、この時代にそういう考えを進めていったなというような形を少しでも、将来に対していかがでしょうか。その宮村小学校の、きょうは質問の内容に入っていないんですけど、とにかく考えていくということですね。その辺を、町長も答えていいんですよ。町長も答弁してください。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 今、近い将来か遠い将来なのかなんですけども、近い将来といえますか、今現在考えているところは、やはり現在の小学校区は残していくという基本的スタンスは保ちたいなど、中心市街地の開発ということで、駅周辺、仲町、山王原、東原、このあたりを中心市街地にしながら、そして、各小学校区がある集落を交通ネットワークで結びながら、それぞれの地域も活性化していく、そして、中心市街地も活性化していく、そういう相乗効果でやっていきたいというのが、まず基本的な考え方でありまして。

遠いこと、将来に向かっては今言われるように、学校の再編成というのも考えられるんじゃないかな

いかなというふうに思います。今後の児童数の推移によっては、三股町の中に今6つある学校が、もうちょっと減らしてもいいというか、統合・再編というのも考えられますので、そういう視点からは、またご提案として受けとめていきたいというふうに思います。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） この提案を、きょう、唐突というかしましたけど。というのは、一つには、ちょうど三間道路がどうもあれだけの整備をして、今もう幾らも、一日中見ていると、そんなに交通量も多くない、そして、何か散歩道路になっているような感じがしましてですね。我々がちょうど議員になったときには、あそこの三間道路は拡張してあれだけの立派な、その周辺が一つの何というか、この道路を活用したような、せっかく道路行政をああいうふうにしたわけですので、そこを何かもう一つ近辺が住宅地になるとか、いろんな施設ができるとか、そういう活用を考えて、それも含めた形で、今ちょっと提案したところです。三間道路に関しては、町長どうでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 三間道路については、宮ノ原のやはり農業生産基盤の周辺が環境ですから、そういう意味合いでは、農業者にとっては重要な路線かなど、道路というふうに認識しています。

あの周辺はやはり、一級の畑かん事業でも整備した土地でございますので、その周辺が農地から宅地に転用というのは考えられません。やはり、重要な農地として残していくというふうに考えています。ただ、文化会館からちょっと南のほうの田んぼのほう、そちらのほうの一部については、まだ十分な基盤整備がされていない部分がございますので、そのあたりの開発というのは、将来的には考えられるのかなというふうには思います。ですから、この学校の関係ある宅地が、それについてもやっぱり農業との分担等ありますので、しっかりと状況を見ながら、判断していく必要があるのかなというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） ひとつ将来に向かって、そして、今言ったように三間道路の近辺はそう簡単には宅地にならないと思いますが、なんかまた後で質問をしますけど、施設関係、公の施設関係なんかはできるんじゃないかと思っておりますので、その辺を含めて、やっぱり将来に向かっての計画も、目先の町政もいいですけど、それはそれとしてやっていかないといけませんけど、やっぱり政治というのは何十年先を見越した政策を打つべきじゃないかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、今、自治体で財政も大変な時期になってきているし、現状を考えますと厳しい状況だと思いますが、だからこそ、平成23年度に2日間だけ行われました外部評価、各補助事

業に対しての外部評価をこの際、こういう厳しい財政条件になればなるほど、この外部評価ということで、いろんなイベントをいろんなところでやっておりますが、一部にはイベント行政にこの市町村もなっているような感じがしております。そういう意味で、平成23年にやった、2日間だけやったですけど、この外部評価制度を取り入れて、完全な第三者の人から評価してもらって、その事業を続けるとか、見直すとか、極端に言えば廃止するとか、そういう思い切った評価をしていかないと、どうしてもよかったよかったで済んで、何か毎年毎年、予算をつけていくような、本当に、本当にその予算をつけていろんな行事をするのはいいのか、そこら辺をそういう意味で、外部評価を取り入れていったほうがいいんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 補助事業の外部評価を行うべきではないかのご質問にお答えいたします。

各種事業の外部評価につきましては、以前に8つの事業を抜粋して行ったところではありますが、平成27年度から、町民の代表者や外部有識者等で構成される地方創生推進会議を設置しております。総合戦略の方向性だったり、具体的な事業につきましても、審議・検討をしているところでございます。また、事務事業評価幹事会とか、負担金補助金審議会といった役場内の組織においても、補助事業を初めとした各種事業について、その費用対効果や必要性等についても評価審議をしているところであり、現在のところ、外部評価を行うことは考えておりません。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） 考えていないということですけど、ぜひ考えてもらいたいと思います。というのは、私は23年度のときの傍聴もできましたので、その評価の審議会に傍聴に行きました。非常に緊張感があって、あのときは30件を抽出して評価してもらったんですけど、そのときに、多分、私の記憶ははっきりはしてないですけど、この事業を続けるべきだというのは14、そして、この事業は見直すべきだというのは14、そして、完全に廃止ということで2件ありました。廃止もありました。

私は内部の評価はそれなりにいいと思いますけど、どうしても厳しい目で見ないんですよ。そのときのメンバーはもう全部、多分、町外の方とか、町内の方でも、大学関係の人たちと、そして、町内の税理士さんだったですかね、それと、企業の代表者、その方の10名だったと思います。10名を選んで、その人たちに評価してもらったということはあります。

それが何でよかったかというのは、やはり、その評価は町民にも知らせれば公表する、ホームページか何かで公表したと思います。そうすることによって町民の意識も、これはなかなか行政

側から、この事業はやめますとかいうのはなかなか難しいと思うんですよね。確かに、いろんないいイベント事業もありますから、それはそれでなんですけど、やはり外部の評価を入れることによって、そして、町民の意識も変わってくると思いますし、もう一つ大事なことは、職員の意識も変わってくるところです。ここなんですよね。やっぱり自分たちがやっている、どうしても我々もいろんな商工会関係でやりますけど、最終的によかったということをおさめますけど、やはり、本当の外部評価をしてもらうと職員の意識も変わっていくと思いますけど、そこ辺はいかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 確かに、今、山中議員がおっしゃったとおり、内部の目だけではなく、外部から見た目というのも大変重要かとは思っております。その外部評価を行うに当たっても、いろんな負担とかそういったものも検討しながら、また、それを行っていくのかどうかについても考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） その点、そういうふうで、少しでもやっぱり費用対効果ばかりじゃないです。削減ありきで私は評価しろと言うんじゃないです。つけるものはつけていいんですよ。ただ、やはり厳しい財政、そして、町民が納得するような、そのイベントなんかに参加している人たちは喜んで、しかし、それはやっぱり血税を使うことですので、町2万5,000人が本当にみんなが納得するというわけにはいかないと思いますけど、それなりには責任を感じて事業を進めていかないとますます厳しい状況になると思いますよ、よかったよかったばかりじゃ。それは我々もいろんないい事業もいっぱいありますよ。本当にこのイベントなんかはやはり町民が喜ぶなあとか、そういうのは大事だと思います。そういうことを含めて、いろんなことで取り組んでいってほしいと思います。

そのときも、私、新聞の記事にちょっと——そのときも外部評価をして削減ありきではなく、その実態を町民にも知らせ、職員の意識向上にもなるんじゃないかなと。その当時の税務財政課長、誰とは言いませんけど、税務財政課長も、「非常に鋭い意見が多く、考えさせられる部分がかかりあったと、今回のこの評価をもとに、来年度の予算に反映させていきたい。」というような前向きな感想があったというのは、この報道もされました。そういうことを含めて、自分たちの緊張感にもつながると思いますので、ひとつその辺をいい方向で、いい方向で結果のある、実のある評価をしていってほしいと思います。

それでは、もう一つ、その中で、いろいろイベントをやるのはいいんですけど、各課の仕事は、その毎年の事業に、そっこのほうに業務がいっぱい、本来の各課題ある仕事は何かそっちに追

われて、そういう状況はどうなんですか。私にはそういうふうに見えますけどいかがでしょうか。率直に、各課の――町長もいますけど、率直に言ってください。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 以前からすると、イベント等も一部ふえております。以前からやっているのは、ふるさとまつりとか、春まつりとか、夏祭りはそれぞれ地域でされておりますけれども、新しく始まったのが、文化会館できまして、「まちドラ！」ですね。それとか6月にやりますモノづくりフェア、それから10月に教育委員会で教育フェスティバルですね。これもやはり重要な、どちらかという、今までやっていなかったのがおかしいぐらいで、この教育フェスティバルと文教のまち、それを代表するようなイベントとして、今成長していますが、そういう意味合いでは、大変意義のあるということがあります。それとパノラマまらそんですね。この3つぐらいか、4つぐらいですね。それぞれ本町のまちづくりにとっては大変重要で、また三股をPRする、町を、三股町を全国にアピールする、そういう意味合いでは、全て意義あるイベントだなと思います。

それをなくすのは非常に、今まで積み重ねてきたものを、この土台から崩すような、まちづくりの柱を折るような形、腰を折るような形になりますので、これを継続しながら、しかし、言われるように、それが効果を生むような形といいますのは、これからのまちづくりにおいては、やはり地域の中の経済にも貢献するような、そのようなイベントとして、成長発展させたいというふうに思っております。言われるように税金を使うわけですから、やはり十分そのところは踏まえながら、抑えながら、しっかりと効果のある、そしてまた、職員の仕事の中で負担にならないような形での取り組みを今後も研究していきたいというふうに思っています。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） ぜひ、やはり無駄のない、費用対効果が町民も納得できるような、そういうことで進めていってほしいと思います。

それでは、次、3問目に移ります。

ちょっと待ってください。それでは3問目、健全な健康を構築していくためにも、町の文化会館の、これもまた先ほどの質問とちょっと重複するところがあると思いますが、町の文化会館の南側、さっき言いました三間道路沿いとかあの近辺に、あそこを少しでも、あの道路なんかを生かすためにも、またアスリートタウンということで、今、銘打ってやっておりますが、三股町のアスリートタウンみまたの名を名実ともに内外に発信するためにも、スポーツ施設を建設というか、施設を整備していったらどうかということで質問いたします。ご見解をよろしく願います。

○議長（池邊 美紀君） 教育課長。

○教育課長（鍋倉 祐三君） 町文化会館の隣接にスポーツ施設をとということでございますが、現在のところ整備する計画はございません。また、スポーツ関係団体から、そのような要望書も教育委員会に提出されていないという状況であります。ただ、ふれあい中央広場、あちらのほうはサッカーの練習場として使用されておりまして、周囲にフェンスを設置してほしいという声を教育委員会としては把握しているところでございます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） 今のところは考えていないということですが、ぜひ考えていてもらいたいと思います。というのは、各要望が出ていないと言いますが、やっぱり一つにまとまった要望は出ていないかもしれないんですけど、ここには我々のところにも、先日のスポーツ少年団の野球とか、そういう親御さんたちから、父兄の方々から、子供たちの、アスリートタウンと言いながら、それは一流選手を育てるばかりじゃなくて、子供たちの健全育成のためにも、スポーツ振興ということで掲げてある以上は、スポーツ少年団の練習場所もないような、そういうようなところが実際ありますよね。

野球なんかも、この前、全国の3位になりましたブルースカイなんかも、大悟病院の球場から出ていると。それはそれでいいんですけど、あそこはまた、あそこの球場を大悟病院がまた使用するというような状態になったときは、もうすぐ練習場所とかそういうところなくなるわけですので、そこ辺を含めて、せっかくスポーツランドというようなスポーツのまちを打ち出すんだったら、そこ辺を含めて、もっと施設を集中して、いろんな施設に使えるような、大々的な金をかけた施設でなくてもいいと思うんですよ。子供たちのためにとか、そういうのを考えていかれたらどうなのかなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） 現在、ご存じのとおり、今、旭ヶ丘運動公園の陸上競技場の整備に着手いたしまして、あとまだ二、三年かかりそうでございます。そしてまた、テニスコートのほうも、ようやくt o t oの補助金がつきまして、現在整備中ということで、一つ一つ住民の要望、また声に応えながら、スポーツ環境の整備に取り組んでいきたいなというふうに思います。

今、ご提案の文化会館の南側ですけれども、大変広々として、やはりあそこの広場を含めて、南側も一つの魅力ある土地であるなという事は理解しています。ただ、現在、この五本松団地、あそこの整備というのもありますので、そのあたりを十分、何を指すのか、何をつくるのか、どういうふうに活用するのか、そういうところが見えてくると、またこの南側あたり、文化会館の南側で、このあたりがどうあるべきか、そのあたりも答えがだんだん出てくるんじゃないかなというふうに思います。そういう意味合いでは、一つ一つ、このスポーツ環境、そしてまた、中

心市街地の活性化という視点から取り組んでいながら、また三股のよういがしたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） やっぱりいろんな事業を抱えていると、まず財政的に大変だと思いますけど、今、旭ヶ丘運動公園のあそこの整備も行って、これはこれで結構なことだと思います。しかし、私はやっぱりこの近辺に、というのは、どうしてもあそこは大人の成人はいいんだけど、子供たちの施設としては高台にあるもんですから、どうしても利用度は少ないんじゃないかなと思って、今も非常に、どこの施設も平坦地ですよ。すぐ入っていけるような、あそこは本当に整備するんだったら、本当に思い切った旭ヶ丘をもっと入りやすく、まあ言えば、岩下橋からも、橋を渡ったあそこからも入れるような施設にしていかないと。どうしてもせっかくなので、あそこはあそこでやっぱり県南、県北の三股の施設の状態を見ると、県北のほうは施設がかなりありません。そういう意味では、あの辺も地域の活性化に非常に大事だと思いますけど、それはそれとして、また、この川南のほうにも、そんなに金はかけなくて、みんなが集えるような場所をぜひ将来に向かって考えていってもらいたいと思いますけど、もう一回、どうでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） そのような声があったということのを頭にとどめて、今後の将来構想を描いていきたいなというふうに思います。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） 将来に向かってですけど、近い将来にしてもらえるとありがたいです。

それでは、最後の質問をいたします。

今、私はこの4番目のこの職員の意識とかを向上させて、町民のやっぱり模範になるような、指導的な立場の職員をぜひ多く育ててというか、もらいたいと思います。やはりどういう事業だろうが、やっぱり職員の力をどうしても、ほとんど職員の方々の力をかりていかないと事業は成功しないと思います。そういう意味で、4番目の質問で、どういう行政マンを育てていくかということで、指導的な立場になってもらいたいということで、どういう指導をされているか、お聞きします。

○議長（池邊 美紀君） 総務課長。

○総務課長（黒木 孝幸君） それでは、お答えいたします。

職員についての人材育成の基本的な方針としまして、まずは、町民と協働して地域の課題の解

決に取り組み信頼される職員、責任感、緊張感を持ち、協調のもと、目標を達成できる職員、みずから考え行動し、粘り強く挑戦し続ける職員、以上の3点を求められる職員像として設定いたしまして、各種研修に取り組んでいるところであります。

研修は、自己啓発研修、職場外研修、職場内研修を柱として行っているところであります。

自己啓発研修は、本人の意欲、主体性が必要となるところでありますけれども、そのきっかけづくりといたしまして、職員の県との人事交流とか、県やそのほかの機関への派遣等を行っているところであります。また、職場外研修といたしましては、意識改革、専門的知識の習得や政策形成能力等の職員の能力の向上を目的としまして、市町村職員研修センターの職員研修や、独自に講師を招いての研修会など、さまざまなタイミングで、該当する職員を受講をさせているところであります。

また、職場内研修といたしましては、実務の中で、上司や先輩からの助言、指導が中心ということになっておりますけれども、平成28年度から実施しております人事評価制度においても、毎年、目標の設定、面談・評価といった各段階で、それぞれの職員との面談を行いまして、能力開発やスキルアップを促す観点からの助言も行うことということでしておりますので、それも意識改革の指導の一つになるのではないかとこのように考えております。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） ぜひ、そういう、今課長が言われました、そういう指導を押し進めていってもらいたいと思います。というのは、やはり職員は行政の本当の専門家だと思います。そういう意味で、町民から信頼される行政マンとなって、ぜひ、町民のために頑張っていってもらいたいと思います。

それと同時に、やはり職員がやる気を起こさせるために、叱咤激励も大事だと思います。そこで、ぜひ町長、副町長、教育長なんかが本当の執行部だと思いますので、そういう意味では、職員の声聞いて、どうしても職員の皆さん方のここには能力のある人がいっぱいいますので、そういうのを少しでもいい指導をするのも大事ですけど、それをまたいろんな意見やアイデアを聞いたりする、そういうことはやっていらっしゃるんですか、職員との対話というか、そういうことはいかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貴 辰生君） 特別、職員のほうからいろいろ、職員とこの執行部のほうとの何らかのテーブルを囲んで意見交換とすれば設けておりませんが、各課の中でいろいろと取り組むべきいろんなアイデアとかあったら、そういうところをまとめて、要するに起案という形で上がってきますので、それについてはまた事務事業評価とか、いろんな機関等でしっかり精査しながら、やる、やらない、そういう方向づけはしていきます。そしてまた、組合といいますか、職

員団体等が本町の中にもありますので、定期的に意見交換しながら職場環境をよくしたり、あるいはまた、このモチベーションをどう上げていくか、そういうふうな意見交換をしながら、お互いにやはり胸襟を開いて、しっかりとこのまちづくりに取り組める環境づくりというものはやっているつもりでございます。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） ぜひ、やはり職員の能力を引き出して、それをまた町民のために、最大限活用していってもらうような指導というか、そういうことも含めて風通しのいい執行部同士で、そして、その意見がまた一つになったら、政治の原点というのは私は思うんですけど、やはり町民の声を聞いて、それも、その中には町民というよりも職員の意見も聞いて、それを聞いて、町長は町長で、その中からこれは活用したいということで決断すると、そして、決断した場合は、次またこのアクションを起こすということが、聞いて、決断して、実行すると、この3つが政治の基本じゃないかなと思っておりますので、ひとつその辺はいかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） いろんな政策を進めていきますけど、その中でやはり今言われるようなPDCAサイクルですね。きちっとやはり検証しながら、そしてまた、チェックしながら行動を起こすと、そういうのは常に心がけているつもりでございます。それとともに、やはり大きなプロジェクトについては、常に担当者を町長室、あるいはまた会議室に行って、一緒になって研究、検討、そういうのを常にやっておりますので、そういうところで、風通しがいいといえますか、意見交換ができる、そういうふうな場づくりというものは常にやっていく必要があるということで、そういうふうになんか心がけています。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） ぜひ、心がけてやっていてもらいたいと思います。

質問にありませんけど、今回も町長選挙もなく、本当に、また4年間は町民が一体となって、というのは、やっぱり選挙があると勝った、負けたでしがらみはあるし遺恨も残すんですね。そういう面では、選挙はないといかんという人もいっぱいいます。だけど、もうない以上はこれから将来に向かって、やっぱり協働でつくるまち、三股ということで官民一体となって、町政を進めていてもらいたいと思います。それにはやっぱり町長も、せっかく大胆ないろんなことに取り組んでいてもらいたいと思います。

財政的な問題とかいろいろありますけど、それはそれとしまして、やはり町民に夢と希望を与えるような行政、町政運営でやってもらいたいと思う次第です。そして、未来に向かって自信を持って、執行部側が一肌でも二肌でも脱いで、三股町の将来に向かっていろんなことを提案して、実行して、将来、三股町はやっぱり自主自立してよかったなあと、本当にいろいろ喜ばれる

ような町政運営をしていただきたいと思いますと思ひまして、その辺に対してはどうですか、町長。決意を述べてください。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） ただいまの声はしっかり受けとめまして、夢と希望のあるまちづくりに誠心誠意取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（池邊 美紀君） 山中君。

○議員（12番 山中 則夫君） それでは、それを多く期待しまして、きょうの質問を終わります。

.....
○議長（池邊 美紀君） これより14時30分まで本会議を休憩します。

午後2時16分休憩

.....
午後2時28分再開

○議長（池邊 美紀君） 発言順位8番、新坂君。

〔1番 新坂 哲雄君 登壇〕

○議員（1番 新坂 哲雄君） 質問順番8番になります。最後になります。よろしくお願ひいたします。

最近の農業を取り巻く環境はTPP問題、雇用問題、人口減など不透明な時代へ突入しているところでございます。

それでは本題の質問に入らせていただきます。それでは1番のほうから質問いたします。

1番の農業対策について、遊休農地解消のための取得農地要件50アールから30アールに緩和できないかという質問でございます。

あとは質問席で質問させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） 遊休農地の解消のため取得農地要件、50アールを30アールに緩和変更できないかという質問は、農地法第3条による農地の取得要件の下限面積の緩和ということですので、これについては担当課長から具体的に回答させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） それでは、遊休農地を解消するための手段として、農地法第3条の農地取得要件の一部である下限面積の緩和についての考え方についてお答えいたします。

農地法第3条では、農地の売買等に対する許可の基準の一つに農地取得後の経営面積の下限面

積を都道府県50アール以上、北海道200アール以上になることと定めてあります。

このような基準が設けられている理由としましては、まず、農業での自立経営を目指す者において、生産性を高め農業生産の発展と農用地の効率的利用を図ること。次に、限りのある農地の効率的な活用を図る上で、農業経営に対する意欲・能力のある者に優先的に利用させ、農業経営の規模拡大と構造改善に資することによるものとしております。

なお、地域の平均的な経営規模はかなり小さい地域など、この下限面積を一律に適用することが実情に適さない場合は、農業委員会が農林水産省省令で定める基準に従い、その区域の全部または一部について、50アール以下の別段の面積を定め、これを公示したときは、その区域についてはこの公示された面積が下限面積とされます。

また、権利取得後における耕作の事業は草花等の栽培で、その経営が集約的に行われると認められる場合には、この下限面積制限の例外として、下限面積に満たない場合でもほかの基準を満たしておれば、許可を受けることができるとなっております。

このようなことから、上限あるいは例外により下限面積の緩和措置は可能ではありますが、一概に下限面積の緩和が、遊休農地の解消につながるとは言えないと考えます。

問題は、遊休農地となってしまった背景を十分に理解すべきであり、農地基盤環境の悪化、有害鳥獣被害、周辺住居環境の変化等が実例です。遊休農地の解消の手段として、まずは、地域の農業事情・実情に即した農地情報の提供や地域担い手への集積、集約が重要であり、「人・農地プラン」による話し合いを核とした中間管理機構事業の活用や農業委員、農地利用最適化推進委員の活動が重要ではないかと考えます。

農地の権利取得において安易な下限面積の緩和の方向性は、経営規模の拡大を計画的に志す農業者の抑制や、ほかの用途への活用が懸念されることから、地域における人・農地プランによる話し合いの中で地域担い手と農用地の活用設計を十分に検討していただき、緩和すべき理由をまとめた上で農業委員会に諮っていくことが重要と考えます。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 新坂君。

○議員（1番 新坂 哲雄君） 現在、地域によっては遊休農地がたくさんあるところがありますが、対策は今後どういうふうを考えておられますか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 先ほど申しましたとおり、やはり人・農地プランというところを確認しながら、地域の実情に即したところで意見をまとめていただいて、それを農業委員会に諮っていくという方法が一番のベストかというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 新坂君。

○議員（1番 新坂 哲雄君） 大規模農家でなくても、やっぱり農地を求められる方がいらっしゃるわけですが、ここにも書いてありますが、要望というのは名前は避けましょけどごま農家、よかもんやに野菜、お米を出荷されている方や会社を運営されて農業を始めたいとか、そういう方からの要望があります。

規模は小さいんでしょうけども、そういうところが有効に使えないのかなと、地域指定をするなり遊休農地がいっぱいあるところを利用したらどうかと思っております。

どうでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） あくまで、先ほど言いましたように農地の取得また経営利用というところにつきましては、農業者というところが主でございまして、それじゃ、農業者というのはどういう立ち位置なのかというところでございます。

例えば、10アールの面積に時期的にだけに作物を植えてもらっても困る、やはり一年間を通じて生産性のあるものをつくっていただくというのが最低の条件だと思いますので、例えば、そういった小規模、少数の20アール、30アールの土地の取得をしたいというところにつきましては、農業委員会も含めてなんですけれども、通して、まずは貸借というところからさせていただいて、そういった土地の利用の仕方はあるかと思ひますし、ただ、下限面積の変更については、先ほどから言いますように、地域の問題としてその地域の農場をどう生かしていくかということころは、人・農地プランに基づく計画、それに基づいたところでの下限面積の緩和ということころは出していただければ、農業委員会のほうで諮ることはできるというふうに思っております。

○議長（池邊 美紀君） 新坂君。

○議員（1番 新坂 哲雄君） 今後、高齢化社会にどんどん突入していきますので、農地はまだたくさんあふれてくると思うんですよ。そういった面で、規制緩和するところは規制緩和して有効に利用していかないと、どうにも解決ができない問題になるんじゃないかなと思っております。

○議長（池邊 美紀君） 質問はなんでしょうか。質問の趣旨を明確にしてください。

○議員（1番 新坂 哲雄君） 遊休農地ですよ。現在もいっぱいありますけど今後、またふえる可能性がありますよね、高齢化社会になりまして。こういったところが将来的にこのままいつでも解決できるのかというような心配を抱えています。

○議長（池邊 美紀君） 質問をしっかりと明確に行ってください。

○議員（1番 新坂 哲雄君） 説明が悪かったと思ひますけど、先ほど説明ありましたが、そう簡単に解決ができるような問題でもないと思ひますけども、まあ解決方法はどうしてもならないものであれば転用すれば、一発で何でも解決できるんでしょうけれども、農地法でひっかかってくれば、やっぱり利用価値を高めないといかんということであれば、認定農家だけの問題じゃな

いと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 農業振興課長。

○農業振興課長（白尾 知之君） 今、言われましたとおり、認定農業者だけに土地の集積をしているわけではございませんで、中には小規模産業第一種・第二種のほかいらっしゃいます。

その中でこの下限面積については、国の示している下限の面積でありますので、先ほど申したとおり、その理由としては大きくやはり農業経営者を守るための下限面積であるということですね。それと遊休農地の背景というところに何かあるのかということなのです。

一つは、やはり基盤整備のできてない部分については、あとぬた田であるとか、いろんな道路の整備、そういったところを含めて土地はあります。貸したいと言う方もいらっしゃれば、売りたいと言う方もいらっしゃいますが、それが農業者の買いたい方々の実態に即してないということ、そういった農地はたくさんあります。そこを調整していくのが、農業委員会の農業委員であり最適化推進委員でありますので、そちらの方で地域の実情を把握しながら、そういった貸し借りまたは売買、そういったものやっていくべきだと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 新坂君。

○議員（1番 新坂 哲雄君） 農業委員の方が担当地区にいらっしゃいますけども、農業委員の方に相談しても、自分で買い手を見つけないとどうにもならないよという話もよく聞いておりますけど、やっぱり今後、そういう解決策が大きな政策とらないと解消はできないんじゃないかなと思っております。じゃないでしょうか。

○議長（池邊 美紀君） 休憩します。

午後2時40分休憩

午後2時40分再開

○議長（池邊 美紀君） それでは、本会議を再開します。

新坂君。

○議員（1番 新坂 哲雄君） ちょっとなれないので済みません。ご迷惑をかけました。その件は一応わかりましたのでこの件はもう締め切りたいと思います。ありがとうございました。

それでは、2番目の移動販売車についてお伺いいたします。

過疎・中山間地域への買い物弱者、福祉生活支援販売を考えてはどうかという質問に入ります。

よろしくお願いたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） それでは移動販売車についてお答えいたします。

本町の過疎・中山間地域においては、人口減少や高齢化の進行を背景に身近な商店が閉店するなど、徒歩圏内に食料品を初めとした生活必需品を購入することができる店舗が不足しているのが現状でございます。

また、高齢者や障害者など交通弱者の方の中に、日常生活の身近な買い物に不便を感じている方もいらっしゃるかと思います。

現在、民間の事業ではございますけれども、稗田の衣料品店ひろせ本店が交通弱者の方を支援しようと、長田方面を対象に同店までの無料送迎を定期的に行っております。

また、これに加えて本年度からになりますけれども、蓼池の介護事業所「至福の園」が社会福祉協議会からの補助を受けて、蓼池方面・新馬場方面・宮村方面から稗田までの送迎といった買い物支援を開始しているところでございます。

移動販売車につきましては、このような民間での取り組みの状況であるとか、協力事業者の有無であるとか、ほかの市町村での取り組みの様子などを注視しながら、慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 新坂君。

○議員（1番 新坂 哲雄君） 販売車についてお隣の話をして申しわけありませんが、都城市が現在、市とながやまさんでしょうか、そこタイアップして移動販売を行っています。

都城市は範囲が広いですが、120カ所公民館単位で巡回しておられますけど、こういう状況が非常に人気が高いと言うことで聞いております。

補助事業でながやまさんのほうにですね。車代ということで250万、月に人件費ということで60万出費しているということを聞いておりますが、本町においてはそういう事業計画を考えるつもりはありませんでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） 今、おっしゃいましたとおり、隣の町でございますけれども都城市のほうではなかなか商店が減っているところの地区、4つの地区に分けて、自治公民館などの敷地で移動販売車に商品を乗せて、そこで販売を行っているという状況がございます。

確かに、車両の購入費を3分の2以内の250万円上限ということで、補助等を行っているところでございますが、そういった都城市の取り組みにつきましても今後見ていって、町内でもそれが必要であるのか、また費用対効果等についても検証しながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 新坂君。

○議員（1番 新坂 哲雄君） 買い物も大事ですけども、やっぱり高齢化社会に入っておりまして、公民館単位で集まっておられるところに回って行けば、きょうは誰さんが来ていないとか、そういう状況も、誰さんはきょうは病気で寝込んでるよということで、福祉方面についても非常に利用性が高いという話も聞いておりますので、そこ辺の対策も考えていただいて、今後の対策を考えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 企画商工課長。

○企画商工課長（西山 雄治君） そうですね。移動販売というところだけでなくそういった見守りというところもいろいろと検討課題として捉えて、今後考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） 新坂君。

○議員（1番 新坂 哲雄君） わかりました。

それでは、3問目の質問に入らせていただきます。

質問事項の3番については、長田河川水質については、現在、河川管理者である都城土木事務所の原因究明をお願いしておりますので、今回の質問は取り下げていただきます。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（池邊 美紀君） 以上をもちまして、一般質問は終了します。

————— . ————— . —————

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後2時46分散会

—————

平成30年 第8回(定例) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第4日)

平成30年12月11日(火曜日)

議事日程(第4号)

平成30年12月11日 午前10時03分開議

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 総括質疑

日程第2 常任委員会付託

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 新坂 哲雄君 | 2番 森 正太郎君 |
| 3番 楠原 更三君 | 4番 福田 新一君 |
| 5番 池邊 美紀君 | 6番 堀内 義郎君 |
| 7番 内村 立吉君 | 8番 福永 廣文君 |
| 9番 指宿 秋廣君 | 10番 重久 邦仁君 |
| 11番 池田 克子君 | 12番 山中 則夫君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

| | |
|-----------|------------|
| 局長 兒玉 秀二君 | 書記 矢部 明美君 |
| | 書記 佐澤 やよい君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-----------|---------|-----------------|--------|
| 町長 | 木佐貫 辰生君 | 副町長 | 西村 尚彦君 |
| 教育長 | 宮内 浩二郎君 | 総務課長兼町民室長 | 黒木 孝幸君 |

| | | | | | |
|--------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 企画商工課長 | …………… | 西山 雄治君 | 税務財政課長 | …………… | 綿屋 良明君 |
| 町民保健課長 | …………… | 横田 耕二君 | 福祉課長 | …………… | 齊藤 美和君 |
| 農業振興課長 | …………… | 白尾 知之君 | 都市整備課長 | …………… | 上原 雅彦君 |
| 環境水道課長 | …………… | 西畑 博文君 | 教育課長 | …………… | 鍋倉 祐三君 |
| 会計課長 | …………… | 川野 浩君 | | | |

午前10時03分開議

○議長（池邊 美紀君） ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 総括質疑

○議長（池邊 美紀君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑は、今定例会に提案された議案等のうち、全ての案件に対しての質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。また、くれぐれも議題以外にわたったり自己の意見を述べるなど、一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は会議規則により、1議題につき1人3回以内となっております。

また、自己の所属する委員会が所管する議案及び全体審議に係る議案に対しては、常任委員会の場あるいは全体審議の場で行ってください。

なお、77、87、88号については、重要案件のため、最後に一括して全議員を対象として質疑を受け付けます。

それでは、まず、議案第77号、第87号及び第88号を除く全ての案件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、第77号、第87号、第88号を除く全ての案件議案に対する質疑を終結します。

次に、議案第77号、第87号及び第88号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） それでは、議案第77号「三股町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例」、議案第87号「財産の無償譲渡について」、議案第88号「財産の無償貸付について」は、自己の委員会に属する質疑ではありますが、委員会の場での質疑ということが申し合わせであります。この案件は重要案件であります。したがって、委員会で全体で質問させていただ

きます。

平成20年11月にあった町立病院の民間譲渡は、臨時議会ということもあり、議事録に残っています。そのときの議案の説明は、当時は木佐貫副町長、原田順一財政課長で、この案件とかぶっているところがあります。町長の——桑畑町長ですけれども、当時の——町長の答弁は、大丈夫です、いや、信頼しています、協定書に記載等、絶対にこのまま病院を継続するとの答弁に終始しました。今回と類似しています。議案の質疑で議員から、この議案の不確実な記載や合意を危ぶむ声がありました。その声のとおり、現在は皆様も御存じのとおりです。この案件で、当時の町長など誰ひとり責任論や謝罪の言葉もありません。過去は過去として、それを踏まえて議論しなければならないと思っています。今回は定例議会であり、議運の中の内容が議事録等に記載されません。議会が真剣に議論したことの経緯の一端でも議事録に残すことが重要と思っています。

まず、6項目質問したいと思います。

1つ目、施設の老朽化で譲渡するとの結論を出さなければならなかったのか。ただ、補助金だけで結論を出したのか。過去には、やまびこ会の原田理事長は、町が前向きな姿勢であれば老人ホームを継続することもあり得るとの返事がありました。なぜ、今回は老人ホームから撤退するという結論を出されたのでしょうか。

2番目、社会福祉協議会は法人格を持っていますが、なぜ、町長がトップを務めている社会福祉協議会での清流園運営を議論されなかったのか。されたとすれば、その議論は、どの場所で、どれぐらいの期間されたのでしょうか。

3番目、養護老人ホームの清流園の財産を無償で譲渡することとなっています。もし、契約が履行されなかった場合は、土地は貸し付けとなっていますが、建物が私有財産である以上、返還は大変厳しいと思いますが、その点は大丈夫、確約があるのでしょうか。

4番目、土地の無償貸し付けは5年で、貸し付け期間終了後については、終了前に甲と協議するとなっていますが、その後の無償譲渡が決定した後に、老人ホームを廃止や他の法人に譲渡した場合の町とのかかわりはどうなるのでしょうか。

5番目、この協定は「基本」と記入してあります。ほかに協定書、もしくは細則協定などと、乙と交わした文書はあるのでしょうか。

6番目、第10条や第11条は解除の条項ですか、その場合の建物について、改良を加えた場合の費用はいずれが負担するのでしょうか。都城市の場合は、指定管理ですけれども、原形に復旧するとありますが、その考えはどうなっているのでしょうか。

以上、6点、答弁をお願いします。

○議長（池邊 美紀君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） それでは、ただいまの質疑についてお答えしたいと思います。

まず、第1点目です。施設の老朽化で譲渡するとの結論を出さなければならなかったのか、ただ、補助金だけで結論を出したのか。過去には、町が前向きな姿勢であれば老人ホームを継続することはあり得るとの返事もあったが、なぜ、今回は老人ホームから撤退すると結論を出したのかということについて、説明したいと思います。

これにつきましては、全員協議会の中で、あり方検討委員会の協議の結果を報告したと思いますが、そもそものこの発端というのが、当然、皆さんご承知のように、社会福祉法人やまびこ会が、清流園の経営を行っておりました。やまびこ会のほうから毎年の赤字がかさむと、建物も非常に古くなっているということの申し出がありまして、あり方検討委員会の資料の中にも入っていますが、やまびこ会の中でも平成28年から清流園の運営に対する委員会が設立されて、運営をどうするかというのが協議されました。その結果、やまびこ会としては、非常に経営も苦しいと、建てかえの費用もないということで指定管理を返上したいという申し出がありました。それをきっかけに町としては、このあり方検討委員会を発足したのであります。

あり方検討委員会の結果につきましては、町長も話しましたように4つの選択肢があるということで、廃止、指定管理による運営の継続、直営、それと民間譲渡ということで、この4つについて協議を行ったところでございます。その中で、当然廃止ということも考えられるということで、残り3つなんですけども、これも何回も説明させていただきましたが、直営、もしくは指定管理による運営の場合ですね、先ほどありましたように、建てかえの費用等につきましては、町の単独の負担になると、あと、このままでいくと、指定管理でも運営が厳しいという等々を踏まえまして、あり方検討委員会では、民間譲渡という方向に決まったところでございます。

それから2つ目です。社会福祉協議会は法人格を持っていますが、なぜ、町長がトップを務めている社会福祉協議会で清流園運営を議論されなかったのか。されたとすれば、その協議は、どの場所で、どのぐらいの期間されたのかということについてお答えしたいと思います。

これにつきましても、あり方検討委員会の中で、当然、社会福祉協議会、ま、指定管理になるわけですから、指定管理の運営の継続ということで議論はあったところです。ただ、先ほども申しましたように、指定管理下の場合は町の所有となりますので、町独自の建物の建てかえ、また、どこが指定管理になりましても、今の運営というのが経営が成り立つというのが確保されない、その場合は、やはり運営費の補助も出てくるんじゃないかというような選択肢があったということで、指定管理についても、この社会福祉協議会ということじゃなくて、その他のやまびこ会以外の指定管理がした場合にどうなるだろうかという検討も重ねたところです。まあ、もろもろを考えたときに、やはり町内20カ所が民間で運営されているという現状を試みまして、民間譲渡がいいんじゃないかという結論に至ったということで、具体的に社会福祉協議がどうだというの

は、具体的にはやっておりません。

それと3つ目です。養護老人ホーム清流園の財産を無償で譲渡することになっています。もし、契約が履行されなかった場合、土地は貸し付けとなっていますが、建物が私有財産である以上、返還は大変厳しいと思いますが、その点、大丈夫、確約があるかということについてお答えしたいと思います。

これにつきましても、説明をさせていただいたんですが、実は、先日でしたか、町立病院のこともお話ししたんですが、町立の病院の場合は、土地も建物も金額で所有権も移転してやったということで、もう今、閉園になったという状況を踏まえまして、このようなことがないという内容にするためにということで、土地の無償貸し付け、と、建物は無償譲渡ということで、建物の場合は所有権が移ります。完全に新しい法人のものになります。

ただ、土地は町のままでということを決めたわけなんですけど、これも町村会の近藤弁護士に相談いたしまして、途中で、例えば清流園の事業を中止した場合、町のほうに返す方法はあるかということをお尋ねし、出た結論が土地を無償で貸し付けたほうがいいんじゃないかと。で、土地を賃貸借契約の中に原状回復という——第8条になるんですが——契約の解除の条項があります。これによりますと、契約を解除した場合には、自己の負担で、直ちに使用貸借物件を原状に回復して返還しなければならないというふうになっております。

ということで、もし、この社会福祉法人、新しい社会福祉法人が、経営が何かの事情でできなかった場合には、この条項によりまして、土地を原状にして戻してもらおうという契約を入れたところでございます。前にも1回説明したと思うんですが、借地借家法というのがあります。実は他人の土地に建物を建てて、借りる人を保護する法律なんですけども、その無償にしたという理由というのも、これを有償にすると、借りた人は30年間の借りる権利があるということで、これをあえて無償にしたというのは、無償にすればいつでも返還の請求ができるということで、こういう条項にしたところでございます。

それから4点目です。土地の無償貸し付けは、5年後に甲と協議するとなっているが、その後無償譲渡が決定して無償譲渡した後に、老人ホームを廃止や他の法人に譲渡した場合の町のかかりはどうなっているかということなんですけど、これにつきましては、今申し上げましたように譲渡してしまうと、当然もう所有権移ってしまいますので、町立病院のことが二度とないように、この土地につきましては、5年度も無償貸し付けでやっていきたいと考えております。

次に5番目です。この協定書は、「基本」と記入してあるのがありますが、ほかに協定書、もしくは細則詳細協定など、乙と交わした文書はあるのかということなんですけど、現在のところは、基本協定書と土地の貸借の契約、建物の契約、この3本だけでございます。そのほかに契約はございません。

ただ、これから18日の議決が終わった後、当然いろいろなやりとりがあると思いますが、その中で、もし、出てくれば、それは向こう側とまた話して、いろんな決まりはつくっていきたいと考えております。

最後です。6番目です。第10条や——基本協定ですね——第10条や第11条は解除の条項ですが、その場合の建物などに改良を加えた場合の費用は、いずれが負担するのかということなんですが、これは先ほど言いました土地の使用貸借契約書の中に原状回復というのを入れていますので、これに従って原状に回復して返してもらう、向こうの費用ですね、ただ、実際問題として、もし契約がだめになったと、事業を続けなくなった、で、原状、もとに戻して返してもらうんですが、話し合いによって、その場で受けることもあるという情報も入っておりますので、そのときには、また話し合いを持つ必要が出てくるのかなと思っております。

私のほうからは以上です。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

○町長（木佐貫 辰生君） この2番目の社会福祉協議会が法人格を持っていますが、なぜ、町長がトップを務めている社協のほうで議論されなかったかということでございますけれども、社協においても社協のこれからのあり方ということで、あり方検討委員会というのを3年ほど前に立ち上げて、いろいろと社協のあり方、今後のあり方について、検討いたしたところでございます。その中で社協のプロパー事業としましては、デイサービスセンターを運営しておりますけれども、こちらのほうも民間が大変、今、高齢者、住宅及びデイサービス、そういうふうな一体型という形での運営が、非常に、そういう方向で運営されておりますので、デイサービス単体だけの運営だと大変厳しいということで、これをどうしようかということで、社協のほうでもどっちかという縮小の方向で、今、検討を進めていたところでございます。

ただ、やはりお客様がそれなりにやはりいらっしゃいますので、そのお客様に対して、やはりしっかりと支えていくという意味合いで、現在大変厳しい状況でございますけれど、デイサービスセンターをプロパー事業として運営いたしております。

これ、以上ですね、新たなプロパー事業といいますか、清流園を引き受ける、そういうものをこの単体としての余力は全くございません。そういう意味合いで、現在社協としましては、地域福祉の最先端として、町の介護保険事業等の、それから、またいろんなボランティア含めて、サロンとかそういう高齢者のサービス、そういうものに対して一生懸命取り組みたいというところで、今、社協としての役割になっているところでございます。

以上でございます。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので……。重久君。

○議員（10番 重久 邦仁君） 私は……。

○議長（池邊 美紀君） 議案番号は。3つともですか。

○議員（10番 重久 邦仁君） 87「財産の無償譲渡」、88「財産の無償貸付」について質疑いたします。

町がこれだけの、今、過去にこの無償譲渡関係で私が覚えているのは、町立病院内の件と、それから、モリベーカリーという三股小学校のところの小中学校に提供する物件があって、そして、土地が町の土地で、建物がモリベーカリーさんということで、最終的には、モリベーカリーさんが倒産されました。そして、その後、今、メーカーにとらぶった場合にはこうですよと一時的な話はされましたけど、あれが立ち退くまでは、中の所有財産とかそういう物件で非常に長引いたやに思います。その件も踏まえて、過去の事例を踏まえて、今ここの貸し付け、それから譲渡、これに過去の反省を踏まえて、今回はこれで行こうというものがなければいけないと思うんですが、何らそこへんたいの話がなかったものですから、その件について質問いたしますが。

○議長（池邊 美紀君） 副町長。

○副町長（西村 尚彦君） それでは、まず最初に、学校給食センターのことについて、ご存じない方もいらっしゃると思いますので、簡単にちょっと説明したいと思うんですが。

学校給食センターなんですけども、三股小学校の西側のほうの角に建ってたんですけども、これが昭和41年に昔の学校給食センターというのが完成しております。で、昭和52年から全小中学校で米飯給食が始まったとなっております。多分このあたりで、今、重久議員が言われましたモリベーカリーに米の委託を頼んだと思われています。ちょっと当時の契約書等がなかったものですからわからないんですが、で、当然、今、昔の学校給食センターの中の建物に増築をして、米飯の施設をつくったというふうに聞いております。

これが、平成3年に今現在の学校給食センターに移転したということで、そのときにモリベーカリーさんももう撤退だったんですが、当時その建物の中の機材に、実は抵当権が設定されていたということで、もともと土地は町の学校の土地ですから公有地なんですけど、建物を撤去するに当たって、その辺の権利関係というのがあって、なかなか適用できなかったということで、約、これの撤去に、まあ、一時期保留していた時期もあったんですが、相当な期間かかったというのがあります。で、先ほど言いましたように、今回その辺を解決するために町村会の近藤先生のほうにも相談させていただいて、土地の無償で貸し付けるということです。

ただ、当然、建物を建てる、増築とかするってなったときに抵当権とか設定されるんですけども、土地には当然、賃貸借の場合は、抵当権というのは設定されないようになってますので、ですから、先ほどの土地の契約書の中の9条でありますように、無償で貸し付ける、原状に回復

するという条項を入れたと。で、この契約書については、実は向こう側のスマイリング・パーク側の弁護士さんにもちょっと見ていただいて、こういうことですよと、やめた場合には返してもらいますよということで、条文を全部見ていただいて、納得の上でこれをつくったというふうになっております。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、議案第77号、第87号及び第88号全ての案件に対する質疑を終結します。

議案第77号、第87号及び第88号においては、常任委員会において十分審議していただきますようお願いいたします。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（池邊 美紀君） 続きまして、日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は、本日配付しました常任委員会付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いいたします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の審査日程を協議の上、本日中に事務局に提出してくださるようお願いいたします。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会をいたします。

午前10時25分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時25分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時25分散会

議事日程(第5号)

平成30年12月18日 午前9時57分開議

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第75号から第88号及び陳情第1号)
日程第3 討論・採決(議案第75号から第88号及び陳情第1号)
追加日程第1 意見書(案)第4号上程
追加日程第2 意見書(案)第4号の質疑・討論・採決
日程第4 常任委員会の視察研修報告
日程第5 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
日程第2 質疑(議案第75号から第88号及び陳情第1号)
日程第3 討論・採決(議案第75号から第88号及び陳情第1号)
追加日程第1 意見書(案)第4号上程
追加日程第2 意見書(案)第4号の質疑・討論・採決
日程第4 常任委員会の視察研修報告
日程第5 議員派遣について

出席議員(12名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 新坂 哲雄君 | 2番 森 正太郎君 |
| 3番 楠原 更三君 | 4番 福田 新一君 |
| 5番 池邊 美紀君 | 6番 堀内 義郎君 |
| 7番 内村 立吉君 | 8番 福永 廣文君 |
| 9番 指宿 秋廣君 | 10番 重久 邦仁君 |
| 11番 池田 克子君 | 12番 山中 則夫君 |

欠席議員(なし)

審査の経過。「高齢者支援課や五本松交流拠点施設推進室が設置されるとある。それぞれの執行に支障のないよう職員の能力等考慮した人員配置をしてほしい」との意見が出ました。今後、より小まめな行政サービスが行われることを望みます。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第78号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、人事院勧告等を勘案し、給与平均改定率0.2%、勤勉手当0.05カ月分を引き上げるものであります。期末手当は平成31年度より、6月、12月の支給率を平準化するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第79号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、人事院勧告に伴い、国家公務員の給与改正に準じて、期末手当を0.05カ月分引き上げるものであります。また、平成31年度より、6月、12月の支給率を平準化するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第84号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」、本案は、歳入歳出予算の総額4,907万5,000円に歳入歳出2万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額4,910万3,000円とするものであります。

歳入については、一般会計繰入金を増額し、歳出については、人件費を増額をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第85号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」、本案は、歳入歳出予算の総額6億3,571万8,000円に歳入歳出70万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額6億3,642万1,000円とするものです。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を減額し、消費税還付金による雑入を増額するもので、歳出の主なものは、光熱水費、人件費を増額するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第86号「財産の取得について」、本案は、各部の小型ポンプ積載車に搭載している小型ポンプを、平成30年度、31年度の2カ年継続事業で更新を行うものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、総務産業常任委員会の委員長報告といたします。

○議長（池邊 美紀君） 次に、一般会計予算・決算常任委員長よりお願いします。一般会計予算・決算常任委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 堀内 義郎君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） おはようございます。一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第80号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第5号）」でございます。以下、ご説明いたします。

本案は、補正予算額751万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を110億2,417万4,000円とするもので、人事院勧告や各種事業の変更、決定、実績見込みなどの当初予算以後に生じた事由に基づく経費等についての補正措置を行うものです。

歳入の主なものとして、国庫支出金は、国庫負担金において、障害者福祉費負担金を各事業の実績見込みにより、保育所運営費負担金を、保育所・認定こども園の入所者増などにより増額補正するものです。

町債は、土木債において、町営住宅東原団地整備事業を入札実績などにより減額補正し、災害復旧債においては、現年度発生公共土木施設等補助災害復旧事業などを追加により、増額補正するものです。

次に、歳出の主なものは、各費目にわたる給与費等については、人事院勧告に伴う人件費の増額補正などをするもので、民生費は、社会福祉費において、扶助費を各事業の実績見込みにより増額補正などをするものです。

児童福祉費においては、実績見込みにより、施設型給付費などを増額補正するものです。

土木費は、都市計画費において、公共下水道事業繰出金を減額補正などし、住宅費において、町営東原団地B棟建設工事の入札実績による減額補正などをするものです。

各課でこれらの議案について説明を受け、質問に対し、適切な回答や資料提供を受けました。

審査過程の少数意見として、教育課の教育費や教育総務費、委託料の学校ICT教育環境整備委託料、使用料及び賃借料、備品購入費の予算措置を教育総務費の項で行うのではなく、小学校費、中学校費の項で予算計上すべきではないかと検討してほしいということが出ました。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（池邊 美紀君） 次に、文教厚生常任委員長よりお願いします。文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会の審査の概要、経過、結果を報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第76号、77号、81号、82号、83号、87号、88号、陳情第1号の計8件です。第77号、87号、88号は、関連がありますので、最後に一括して報告いたします。

それでは、まず、議案第76号「三股町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」、本案は、災害弔慰金の支給に該当する災害に、宮崎県の災害弔慰金の補助事業の対象となる災害を追加し、宮崎県災害弔慰金補助金交付要綱に基づく、補助を受けることができるようにするために改正するものであります。

審査の経過において、災害の定義に暴風雨・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波とあるが、火山噴火は災害に含まれないのかという質問が出ました。福祉課の説明で、火山噴火はその他異常な自然現象の災害に含まれているということが確認できました。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第81号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」、604万円を追加し、歳入歳出予算の総額を30億7,141万2,000円とするものであります。

町民保健課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第82号「三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」、町民保健課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第83号「三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」、42万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億9,202万5,000円とするものであります。

福祉課の説明を受け、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号「介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出することを求める陳情書」、陳情の趣旨、陳情の理由を確認し、慎重に審査した結果、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、議案第77号「三股町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例」、第87号「財産の無償譲渡について」、第88号「財産の無償貸付について」、この3議案については関連がありますので、一括して委員会での審査の経過及び結果を報告いたします。

本議案は、本町においての重要案件であります。総括質疑においても、今日の元町立病院の無残な姿を前に、同じ失敗を繰り返さないようにと教訓を促す内容の質疑がありました。

今回、本議案の審査説明に、養護老人ホーム清流園のあり方検討委員会の委員長を務められた副町長より申し出があり、効率的な審査への判断だと思い、お受けいたしました。

議案第87号「財産の無償譲渡について」、第88号「財産の無償貸付について」に関するおのおのの契約書案を、さまざまな角度から審査しました。

平成20年11月の町立病院売買契約書における弱点の補強は確かにされているのか、また、今回のように土地使用貸借契約書と建物等無償譲渡契約書と、2つの契約書を同時に取り交わすとき、確実に双方とも両立しているか、また、将来の状況変化に対しても、安全と継続を約束できる内容であるか、について、契約書の効力、失効及び効力順位等を確認しながら審査しました。

文教厚生常任委員の知り得る過去の事例も参考に加えて、調査・分析しつつ慎重に審査しました。

契約内容には、将来の予期せぬ事態の発生も考慮した上で、曖昧な表現もやむを得ません。不測の損害を受けるリスクを背負うことにもなります。契約書内容の検討、審査を重ねても、疑義の決定は三股町とスマイリング・パークの弁護士同士の見解による判断が結果を導き出すことが予想されます。絶対安全・安心という境地はありません。

そこで、まず、土地使用貸借契約書案の原状回復第9条においては、内容を強化する提言、そして次に、現施設清流園における職員等の継続雇用の提言を附帯意見とします。

最後に、本町養護老人ホームが、将来にわたっても入所者を最優先する事業運営を継続かつ安定的に行うという盤石な体制をとるために、万一、民営譲渡の後、運営中止の事態を迎えても、再度、民営譲渡も含め本町が責任持って50人以上の入所者確保の上、養護老人ホームの運営を継続することを、本町最高責任者である町長の執行決意をここに残すことで、議案第77号、第87号、第88号を慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長長の報告といたします。

○議長（池邊 美紀君） 町長。

〔町長 木佐貫 辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫 辰生君） それでは、ただいまの委員長報告の附帯意見に対しまして、本町としての考え方をお答えしたいと思います。

まずは、文教厚生常任委員会の皆様におかれましては、今回審議をいただきました議案の中で、特別議決に付すべき重要な公の施設の廃止であります議案第77号「三股町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例」を初めとして、関連する議案第87号「財産の無償譲渡について」、議案第88号「財産の無償貸付について」の議案につきまして、特に時間をかけ、慎重にご審議いただきましたことにつきまして、まずはお礼を申し上げたいというふうに思います。

今回、譲渡先として予定しております社会福祉法人スマイリング・パークにつきましては、養護老人ホーム清流園を、関係法令等を遵守しながら誠実に運営を行っていただくものと考えております。しかしながら、将来さまざまな事情により運営ができなくなることもあるかもしれません。その場合は、町が責任を持って、養護老人ホームの運営を続けていくことをお約束いたします。

一般質問の中でもお答えしましたが、養護老人ホームは、環境上の理由や経済的事情により、在宅で生活することが困難な高齢者の受け皿となるセーフティーネットとしての機能から、町にとっては必要な施設であります。

また、県内の養護老人ホームの入居率、平成29年度の数値でございますが、96.4%とな

っており、その必要性、有効性は高いことから、廃止という選択は考えておりません。

また、委員会の提言にありますように、現清流園の職員の継続雇用につきましては、現入居者にとっては、安心して暮らす重要な環境要因であることから、継続雇用を強くお願いするとともに、土地の使用貸借契約書等につきましても、契約までに再度弁護士に相談するなど情報の精査を行っていき、必要があれば契約書の催促等を考えていきたいというふうに考えております。

以上、附帯意見に対する町の考え方、そして決意とさせていただきます。

日程第2. 質疑（議案第75号から第88号及び陳情第1号）

○議長（池邊 美紀君） 日程第2、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

なお、質疑は1議題につき、1人3回以内となっております。

常任委員長報告に対する委員長への質疑はありませんか。森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 議案第75号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」について質疑をいたします。

今、社会福祉協議会元気の杜は、福祉課が窓口になっていると思いますけれども、あそこは子育てのセンターと高齢者の施設と両方あるんですが、今後その課が分かれるとどっちが担当になるんですか。

○議長（池邊 美紀君） 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（内村 立吉君） 今度新しく高齢者支援課ができるわけですが、今後は、今から詳細なことは、まだ、今からいろいろと話をしながらやっていくというふうなことでありまして、まだそういうことは決まっておきませんので……。そういうことであります。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。森君。

○議員（2番 森 正太郎君） 議案第80号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第5号）」について質疑を行います。

農林水産業費の農業費について、備品購入費で、失礼しました、農業振興費について、備品購入費の中で、町田式水耕栽培等購入費の減額で、これを買わないということになっていきますけれども、今後どうなるのか。これ、結局買わないことになるのか、買うのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（池邊 美紀君） 一般会計予算・決算常任委員長。

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 確認のため、休憩いたします。休憩させていただきます。

○議長（池邊 美紀君） 休憩を認めます。

午前10時20分休憩

午前10時20分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般会計予算・決算常任委員長。

○一般会計予算・決算常任委員長（堀内 義郎君） 31年度に予算化していくということで書いてありました。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ないようですので、常任委員長報告に対する委員長への質疑を終結します。

日程第3. 討論・採決（議案第75号から第88号及び陳情第1号）

○議長（池邊 美紀君） 日程第3、討論・採決を行います。

議案第75号「三股町課設置条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第75号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第76号「三股町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第76号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第77号「三股町養護老人ホーム設置条例を廃止する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。指宿君。

○議員（9番 指宿 秋廣君） ただいま議題となっております議案第77号に、賛成の立場から討論をいたします。

10年前の町立病院の姿は、荒れ果てた施設となっております。この案件は、10年前は全会一致であったと記憶いたしております。その全会一致がひとり歩きして、議論の中に入っていると思っております。

老人ホーム清流園は、歴代の町長や議員、また町民の絶大な協力のもと、今日まで運営されてきました。しかし、老朽化等で今回の議案となったわけですが、清流園の実態等をつぶさに見させていただきました。

ただいま町長から、責任を持って老人ホームを運営、継続するとの決意を聞いて、積極的ではありませんけれども賛成することをいたしました。

この結果が可決されようと、否決されようと、大変大事な議案であります。清流園に入居されておられる方、働いておられる方が、今と変わりなく存続し続けることが大事であります。

そこで、清流園の役場の担当者が代々かわっても、一件書類として引き継ぐことが必要であります。結果のみを見るのではなく、議会が真剣に審議・議論したこと等、過程を引き継いでいた

だくように申し上げて、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（池邊 美紀君） ほかにありませんか。——討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。この採決は、議会の特別議決に付すべき重要な公の施設に関する条例第2条に規定する特別多数議決であり、可決するためには、出席議員の3分の2以上の同意を必要とし、議長も出席議員に含まれることになっております。

ただいまの出席議員は12名であり、その3分の2は8名であります。

それでは、これより起立により採決します。

議案第77号は、文教厚生常任委員長報告の結果は全会一致で可決すべきものとありました。

そこで、お諮りします。議案第77号について、原案に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（池邊 美紀君） ただいまの起立者は12名であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第78号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第78号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第79号「町長等の給与に関する条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第79号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第80号「平成30年度三股町一般会計補正予算（第5号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第80号は、一般会計予算・決算常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第81号「平成30年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第81号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第82号「平成30年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第82号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第83号「平成30年度三股町介護保険特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第83号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第83号は原案のとおり可決さ

れました。

続きまして、議案第84号「平成30年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第84号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第85号「平成30年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第85号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第86号「財産の取得について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第86号は、総務産業常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

議案第87号「財産の無償譲渡について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第87号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第87号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第88号「財産の無償貸付について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

議案第88号は、文教厚生常任委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

陳情第1号「介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書を国に提出することを求める陳情書」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

陳情第1号は、文教厚生常任委員長の報告のように、採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま陳情第1号が採択することに決定しました。これを意見書（案）第4号「介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書（案）」として日程に追加し、全体審議で措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。

それでは、議事日程表の日程第3の次に、「追加日程第1意見書（案）第4号上程」とご記入願います。

続きまして、議事日程表の追加日程第1の次に、「追加日程第2意見書（案）第4号の質疑・討論・採決」とご記入願います。

これより、意見書（案）配付のため、しばらく本会議を休憩します。

午前10時36分休憩

.....
午前10時37分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

追加日程第1. 意見書（案）第4号上程

○議長（池邊 美紀君） 追加日程第1、意見書（案）第4号上程。

意見書案第4号について、提出者の意見、趣旨説明を求めます。楠原君。

〔3番 楠原 更三君 登壇〕

○議員（3番 楠原 更三君） それでは、意見書案を要約して説明させていただきます。

介護従事者を確保するために実効性のある対策を講じることを求める意見書（案）。

昨年、介護報酬臨時改定で処遇改善加算の拡充が図られたものの、介護従事者と全産業平均との給与格差を埋めるにはほど遠い状態である。

介護事業所では、担い手不足が慢性化・深刻化の一途をたどっており、地域の介護需要に応え切れない状況が生じている。

第7期介護保険事業計画の集計では、2025年度は全ての都道府県で職員の需要数が供給量を上回ることが見込まれている。

こうしたことから、介護の担い手確保は、一刻も早く手だてを講じるべき課題であると考えている。

よって、国に対して、介護現場の人手不足を解決するために、介護従事者の賃金・労働条件を大幅に改善し、介護の担い手確保のために実効性のある対策を講じることを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、国に意見書を提出するものであります。

慎重にご審議の上、ご採択いただきますようよろしくお願いいたします。

終わります。

追加日程第2. 意見書（案）第4号の質疑・討論・採決

○議長（池邊 美紀君） 追加日程第2、意見書（案）第4号の質疑・討論・採決を行います。

意見書（案）第4号を議題として、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

意見書（案）第4号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、意見書（案）第4号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、速やかに関係機関へ送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第4. 常任委員会の視察研修報告

○議長（池邊 美紀君） 日程第4、常任委員会の視察研修報告を議題とします。

文教厚生常任委員長。

〔文教厚生常任委員長 福田 新一君 登壇〕

○文教厚生常任委員長（福田 新一君） 文教厚生常任委員会での視察研修の報告をいたします。

期間は、11月7日から9日まで2泊3日、メンバー、文教厚生常任委員会、福田、重久、福永、指宿、堀内、森の全委員です。場所は、福井県吉田郡永平寺町永平寺中学校を訪れました。テーマは、「学力向上の実践的な取り組みについて」というテーマで訪ねました。

三股町児童生徒憲章は、永平寺町を手本につくられたと聞きます。手本となる現地を訪ね、本町と何が違うのか、みずから肌で感じ取ろう、そして、本町に持ち帰り反映させようという目的でありました。

永平寺中学校の校長室に入るなり、校長先生が、「私たちは30年間、礼の心を基本に、当たり前のことをひたむきに取り組んでいます」と言われました。学力アップのノウハウにどのような手法があるのかという我々の期待に対し、「そんなノウハウがあれば教えてください。この中学3年間で礼の心を身につければいい」と校長先生は返答されました。

校門での礼、授業初めの黙想、無言清掃を見学させていただきました。特に、徹底した無言清掃の姿は、人間形成の基本そのものでした。学力向上のものは、礼の心につながるということを知られました。

次に、奈良県生駒市、生駒市役所を訪ねました。テーマは、「介護予防の先進的な取り組みについて」というテーマです。

介護予防事業の先進地として生駒市を訪ねました。人口約12万人、高齢化率——65歳以上人口が総人口に占める割合です——高齢化率27.1%、本町三股は25.6%とこの値は低いです。要介護認定率、平成30年度14.2%と年々低減しつつある概況にありました。三股町は17%程度の推移予定であります。

地域包括ケアシステムのかなめである事業展開に特徴が見られた。高齢者の可能性は無限大と、要支援の方が要介護の方のサポートをすることにより、自分の生活において自立を取り戻す事例

などは、一挙両得の成果であります。総合事業は地域包括ケアの構築を進めるためのエンジンであると、そこにスペシャリストを中心に、粘り強い現場探求を基本に、活動的に継続された施策の数々が見られ、本町の参考にできる内容でした。

次に、大阪市阿倍野防災センター、テーマとしては、「過去の事例に学ぶ防火・防災の知識について」で訪ねました。

阪神淡路大震災後に建てられた防災体験学習の場です。ドーム型の空間に我ら全員入り、臨場感あふれる映像を映し出され、委員会一緒に災害の脅威をリアルに体験できました。南海トラフ等を想定したさまざまな取り組みに役立つ体験でした。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わります。

日程第5. 議員派遣について

○議長（池邊 美紀君） 日程第5、議員派遣についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。年が明けて1月30日に高原町で開催される宮崎県町村議会議長会主催の時局講演会に全議員を派遣することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） ご異議なしと認めます。したがって、1月30日に高原町で開催される時局講演会に全議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。今期定例会において、議決案件等の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第44条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池邊 美紀君） 異議なしと認めます。よって、議決案件等の条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で、全ての案件を議了しましたが、9月定例会以降の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前10時47分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前10時51分再開

○議長（池邊 美紀君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

○議長（池邊 美紀君） 以上で、今会期の全日程を終了しましたので、これをもって平成30年
第8回三股町議会定例会を閉会いたします。

午前10時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 池 邊 美 紀

署名議員 新坂 哲雄

署名議員 池田 克子